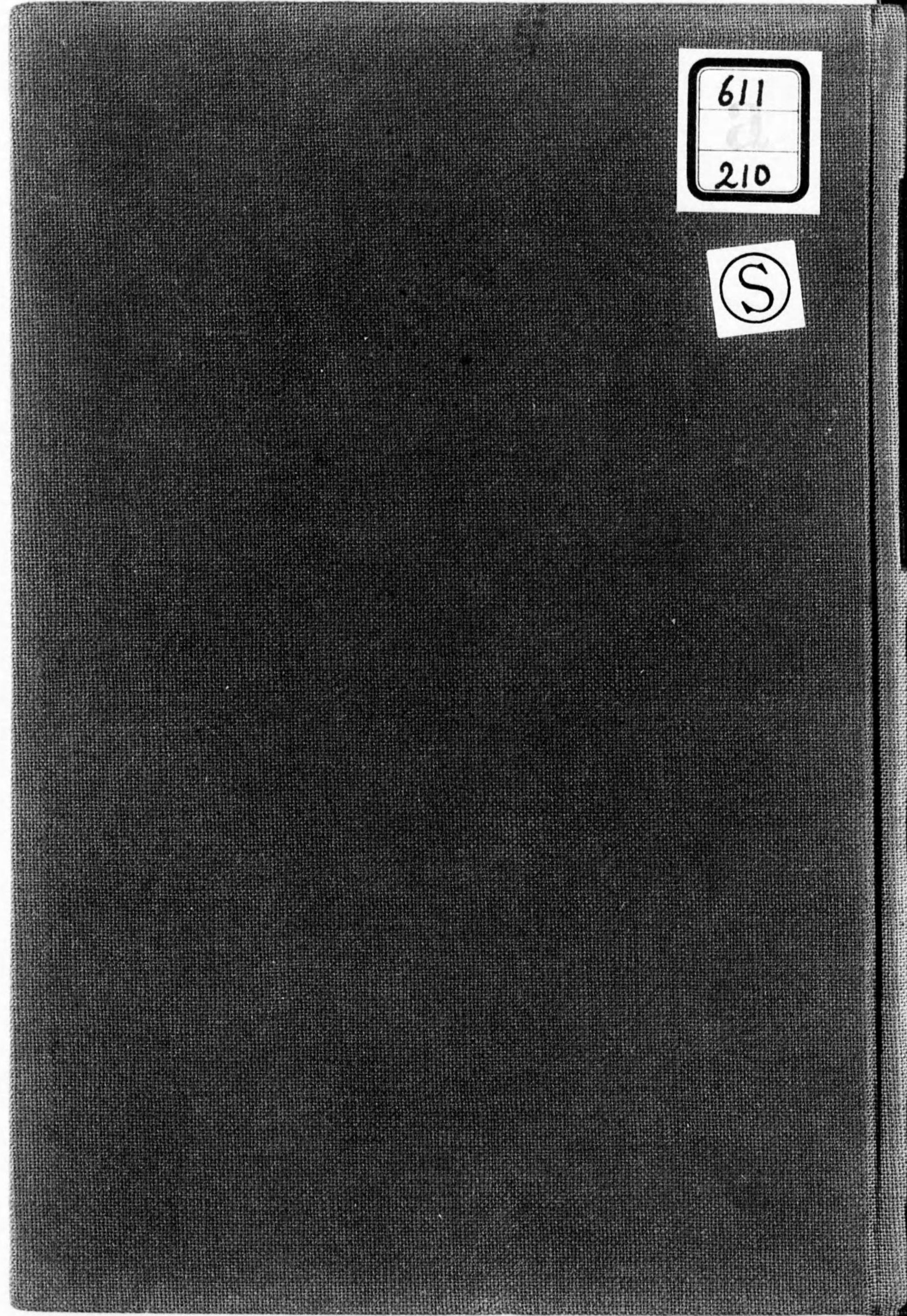


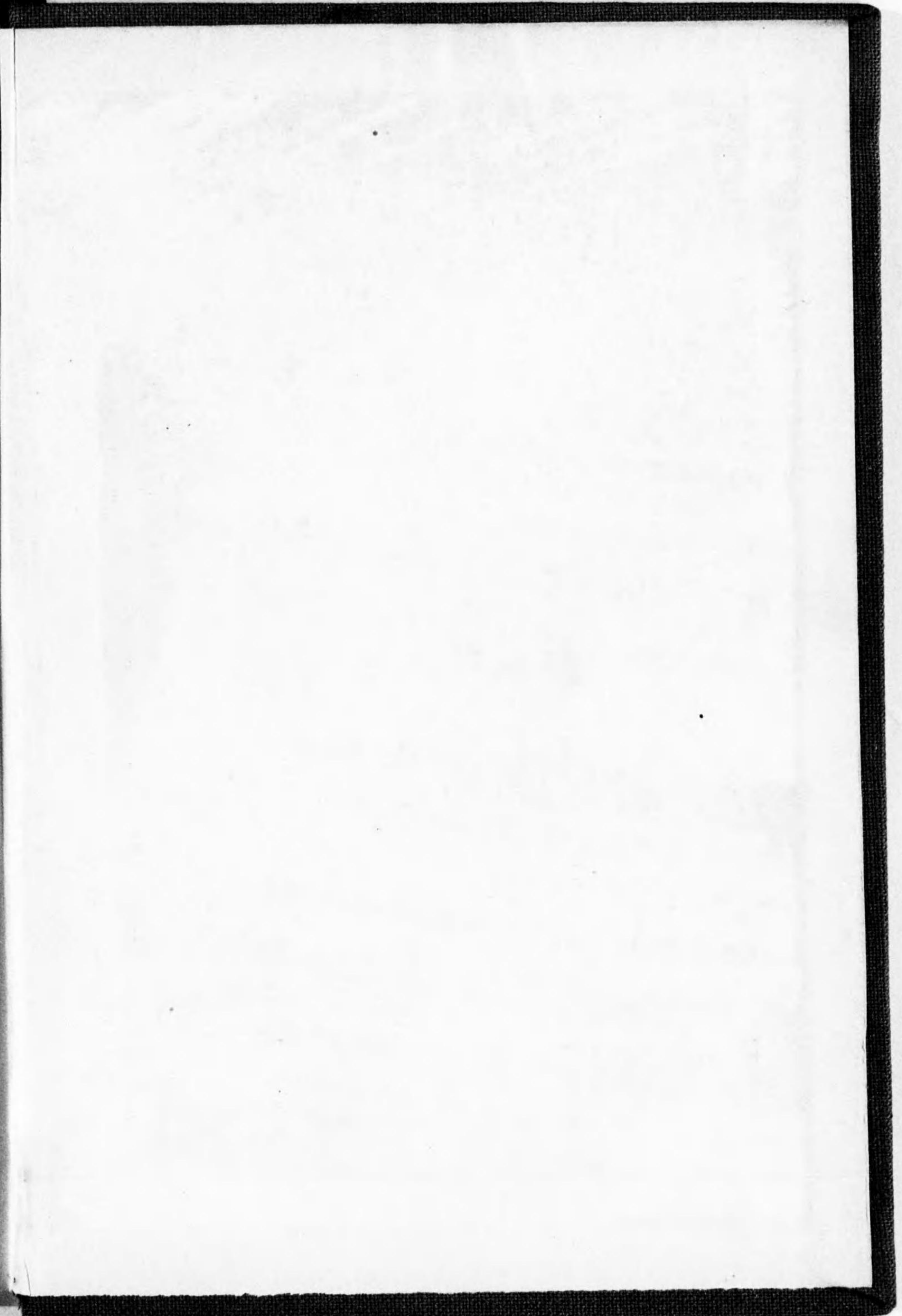
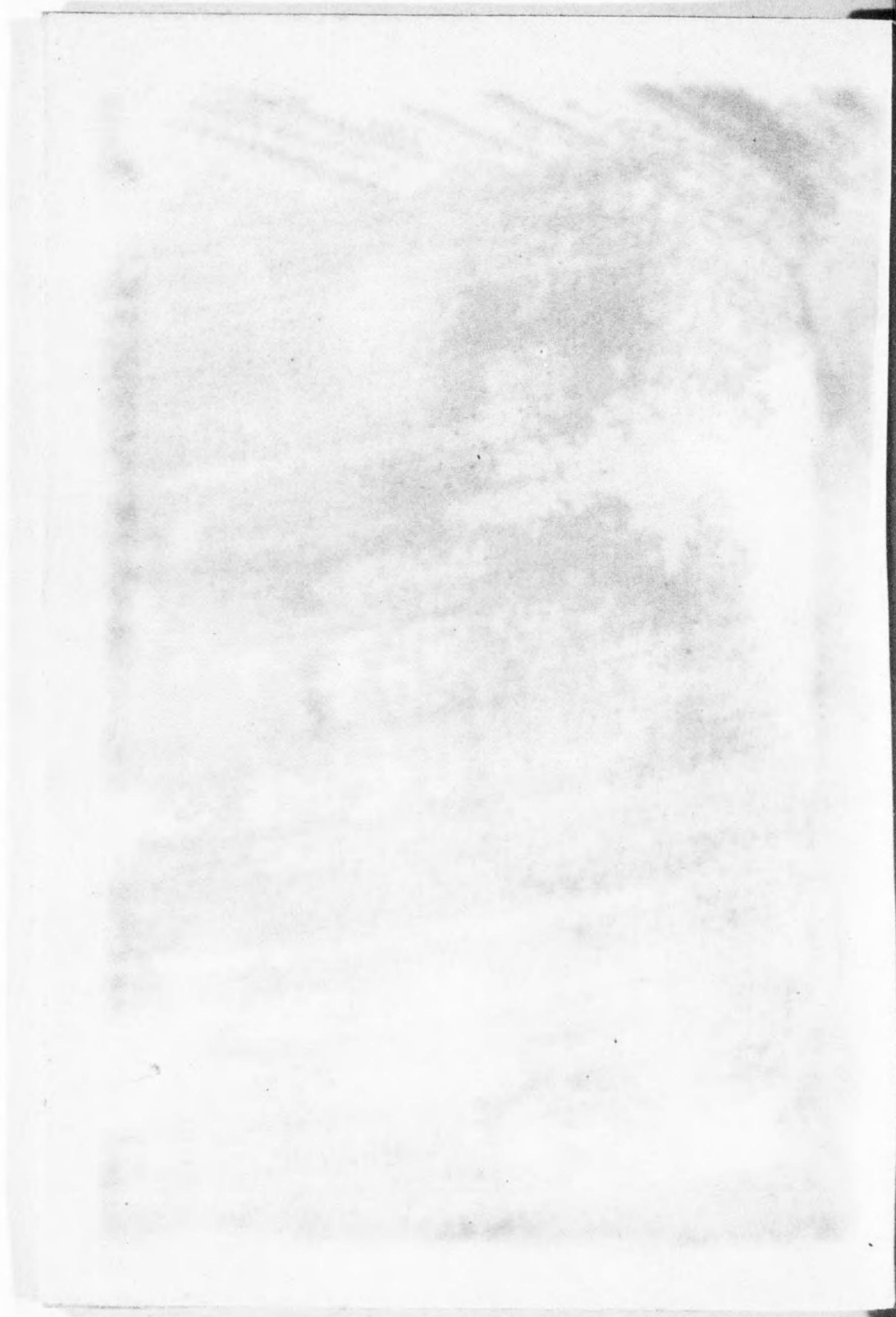
始



611
d
210

Ⓢ





志村源太郎著

産業組合問題

日本評論社刊行

611
210



1884

1884

序

予は農村に於ける諸種の問題を農民の立場に立ちて適當に解決するには自治自助の精神に依り道德と經濟との調和を基調とする産業組合の堅實なる發達に俟つべしと爲すものである。本書に於ては先づ産業組合の精神を明にし、産業組合は如何なる點に於て尊重せらるべきものなるかを論じ、次にその効果の世界到る所に於て舉り、其の地方の必要に應じて特色ある發達を遂ぐる所以を説明し、産業組合の適應性は如何に豊富なるか、又之に依つて生ずる鴻益は之を求むる熱心の度合に應じて幾何にても與へらるべき所以を説明し、更に進で我が國に於ける農業及農村の諸問題に對し産業組合の應用せらるべき範圍の極めて廣きものある

實例を擧げ、最後に我が國産業組合の當事者に對し予の期望する所を略述したものである。

所論固より詳細を盡して居らぬ、然しながら之に依つて組合當事者に對しては自信力を與へ、組合運動に興味を有する人々に對して或感興を與ふるを得ば幸甚である。

大正十五年十月二十二日

志村源太郎

産業組合問題 目次

第一編 産業組合の精神

第一章 緒 論……………三

第二章 産業組合の精神……………七

第二編 産業組合の適應性

第一章 總 說……………三

第二章 英國の産業組合……………六

第三章 獨逸の産業組合……………三

第四章 佛蘭西の産業組合……………六

第五章 伊太利の産業組合……………三

第六章 丁抹の産業組合……………二〇六

第七章 印度の産業組合……………二〇七

第八章 本邦の産業組合……………二〇六

一 總説……………二〇六

二 本邦産業組合の種類……………二〇八

信用組合—販賣組合—購買組合—利用組合—兼營組合

三 産業組合聯合會……………二〇九

四 産業組合中央金庫……………二〇九

第九章 産業組合の國際聯絡……………二〇九

第十章 餘論……………二一〇

第三編 農業及農村振興と産業組合

第一章 我農業及農村の狀態と産業組合……………二一七

第二章 農業經營の改善……………二二五

- 一 農業經營改善の必要……………二二五
- 二 農業用品の共同購入……………二二六
- 三 農業用設備の利用……………二二六
- 四 共同耕作……………二二七
- 五 共同牧場……………二二七
- 六 農村小工業の助長……………二二七
- 七 漁村振興……………二二八

第三章 金融の庶民化……………二二八

- 一 金融の庶民化の必要……………二二八
- 二 庶民金融機關としての信用組合……………二二八
- 三 貯蓄機關としての信用組合……………二二八

第四章 農産物の商品化……………二二〇

- 一 農産物の商品化の必要……………二二〇

二 農業倉庫……………二〇八

三 組合製絲……………二一七

四 鶏卵の共同販賣……………二二〇

五 梨の共同販賣……………二二八

第五章 農家の生活改善……………二四三

一 農家生活の變革……………二四三

二 生活用品の共同購入……………二四五

三 學用品の共同購入……………二五六

四 生活必需品の共同製造……………二五六

五 共同浴場……………二六三

六 共同理髮所……………二六五

七 冠婚葬祭用具の共用……………二六六

八 農村婦人會……………二七〇

第六章 農村文化の向上……………二七六

一 農村文化向上の必要……………二七六

二 組合の教育事業……………二八〇

三 託兒所……………二九四

四 醫院……………二九六

五 交通施設……………二九九

六 電燈組合……………三〇一

第七章 小作問題の解決……………三〇八

第四編 産業組合經營者に對する期待

第一章 役職員の任務……………三一

第二章 組合事情の周知……………三六

第三章 事業經營の方針……………三八

目次 (畢)

第一編

産業組合の精神

目次

第一章 産業組合の概論	1
第二章 産業組合の歴史	15
第三章 産業組合の組織	35
第四章 産業組合の運営	55
第五章 産業組合の経済的効果	75
第六章 産業組合の社会的効果	95
第七章 産業組合の国際的関係	115
第八章 産業組合の将来	135

第一章 緒 論

予は本書を通うして、農村に生活する多數の人々の日常生活と將來の運命とに最も重大な關係を有すと思惟する産業組合に關し、平素懷抱する所感の一端を述べて、組合關係者及び産業組合運動に興味を有する人々の参考に供したいと思ふ。

産業組合が我が國に創設せられてより、最早二十六年を経過し、其の數に於ては市町村數を遙に超過して一萬五千に近く、其の組合員數は三百三十余萬の多きに達し、其の運用する資金は大正十四年初に於て七億七千萬圓を超え、毎年一億圓以上の増進を見ることになつた。而して此等多數の組合員は如何なる方面の人々かといふに、農林省の調査は農業者を最多とすることを報告して居る。即ち大正十四年初に於ける前記三百三十余萬の組合員中農業者は二百四十六萬八千六百二十七人、林業者五千九百六十六人、水産業者五萬六千八百四十二人、工業者十五萬六千二百七十六人、商業者三十二萬八千八百八十六人、俸給生活者工場勞働者其他三十萬六千五百五十五人であ

るから、農業者は全数の約七割八分を占めて居ることが明である。我が國に於ける農家の總數は大正十四年初に於て約五百五十一萬戸であるから、農家百戸につき四十四戸八分、即ち約四十五戸が産業組合に加入して居るに於てよいのである。夫れ故に農村に生活する人々の多くが、産業組合の性質をよく呑込み、産業組合が眞に其の目的とする所を達するが爲に眞面目に其の義務を盡し、組合員の便益を圖ることに熱心其の任務を盡すものならば、其の效果の及ぶべき範圍の如何に廣大なるべきか、蓋し知るべからざるものがあるを考へる。然しながら、多數の組合員の内には此の組合制度の精神の如何なるものなるかを知らない者がないとは限らぬ。現に産業組合は其の設立の準備より、設立の手續は申すに及ばず、其の後の事業經營上の細目に至るまで中央及地方の監督官廳や産業組合中央會及府縣に於ける其の支會の指導誘掖を受けて居るに拘らず、中道にして解散の已むを得ざるものもあり、組合員の無理解の爲めに、殆ど名義のみの組合があり、又産業組合の名を以て、到底許すべからざる行動に出づる者さへあるからである。

抑も産業組合は個々の團體としては、洵に微々たるものである。一村一部落を以て區域とする數十又數百の人が集まつて出來たものであるから、頭數からいふても決して大なるものではない。

其の上に資本は概して小額なもので、何千何百萬圓の資金を以て、經濟界に調歩し得べきものはない。大資本大事業といふが如き點から多くの株式會社に比較したならば、寔に詰らぬもの、様に思はるゝのは寧ろ當然である。此の如く微弱な、少人數の事業に對して、中央地方の有識者が熱心に唱道して、一身を其の發達普及の爲めに捧ぐるといふことは、餘程の物好きいはれても辯解の餘地がない様にも思はれる。然るにも拘らず、産業組合の存在する國々に於ける有力の人が、全國的に又地方的に、其の精力を傾注して産業組合の健全な發達の爲めに努力し、組合の擁護の爲めに任じ、産業組合の國際聯盟を起し、世界の上に組合的向上の道を求めむが爲めに力を致す所以のものは、抑も何の理由に基づくであらうか。人數の多少や資本金の大小や、利益の多寡の如き、計數に依つて動かされて然りといふ譯ではない、必ずや他に何者かあつて、大に重しむべき意義があり、尊ぶべき精神が籠つて居るに信ぜらるゝからでなければならぬ。此の意義は此の精神は果して如何なるものか、此の意義と精神とを悟らずして産業組合に従事して居る者は、眞の産業組合を解した者とはいひ得ぬ。之を識らずに、組合の數字上の計算により、組合が隆盛となり、發達したと速断する人があつたならば、其の人は産業組合の任務を解せぬもの

といはねばならぬ。然らば産業組合の意義は何ぞ、産業組合の精神とは何であるか。

第二章 産業組合の精神

産業組合は後にも述ぶるが如く、極めて應化力に富んだものである。其の近代的發達に係ることはいへ、世界到る所の文明國に設立せられ、民族の種別、政體の如何に依りて適不適なく、之に依る者をして其の恩澤に浴せしめて居るばかりでなく、國に依り、民族に依りて、夫々其の特色を發揮し、其の鴻益を發露して居る。英國には英國風の組合があり、獨逸には獨逸式の組合がある。米、佛、蘭、丁、露、印等三十八ヶ國の組合數約三十萬を數へ、八千萬人といふ多數の組合員を抱擁する程の大伽藍を爲して居る現狀であるが、組合の形式は必ずしも一ならず、活動の様式は千差萬別である。英國に於ては消費者の購買組合即ち消費組合が發達し、米國、和蘭、丁抹等には各種の販賣組合が榮え、露西亞には國際貿易品の配給機關として發達し、獨逸に於ては信用組合、建築組合等の各種の組合が圓滿な發達を遂げて居る。此の如き次第であるから、全世界の産業組合に對して、適當な、且共通な定義を下して満足を得ることは期し難い。然しながら學術的な立派な

定義を與へないとしても、産業組合全般に通ずる共通の觀念がないことは限らぬ、一言以て之を盡せば、『共通の精神を以て結付けられて、其の目的を到達せしめむが爲めに行ふ所のものが組合である』といひ得る。

産業組合は加入脱退の自由な團體である。組合員たらんことを希望し、又其の希望の繼續する限りに於て組合員である。農會の如く商業會議所の如く、或市町村に居住するが故に會員たるべしといふが如き強制的のものでない。自由の意思を以て加入し、組合の目的たる事業に依つて便宜を受けんとする人だけの集團である。組合は其の目的たる事業を行ふ爲には、組合員の協調を要望するが、其の他のことに付ては、組合は其の組合員をして極めて自由な立場に立つことを認容するものであつて、其の人の營業、其の人の思想、其の人の財産等に付きて、何等制限を設け様させぬのが常である。而も一度組合員たる限りに於ては、如何に貧乏な人でも、又如何に富人だ人でも、知識技藝に於て秀でた人も、何等經驗に付誇るべき理由を持たぬ人でも、皆一様に平等な立場に立ち、同等の權利を有し、同等の義務を負ふのである。

成程組合財産を構成する爲めに、分に應じて出す所の出資に付ては、其の口數に於て多少の差

違はある。然しながら、其の口數も餘りに大きな不平等の生ぜんことを避くる爲めに、我が國の組合法規に於ては五十口に制限し、財力に依る勢力の集中を防止して居る。而も一口の出資者も、五十口の出資者も、組合員の集會たる總會に於ける投票權は例外なく平等であつて、同一である。即ち一人一票の主義は堅く採つて、敢て之を犯すことはない。常に公平公正を保持して居る。營利會社の如く、五十株を有する株主は五十票の權利を有し、一會社總株數の半數以上を有する一人の意見は、他の一切の株主の一致した意見よりも事實に於て強いといふが如きことは、産業組合界に於て到底考へらるゝ餘地が無い。組合員同志の者は、互に獨立自尊の精神を以て自ら持すると共に、同様に他人を尊敬する自由人の集合である。而も平等の立場に立ちて結合した極めて民衆的な自由人の集團を相互に結付くる絆は何物であらうか。それは互に共同して事を爲さうといふ精神である。人類互に相愛し相共にするといふ協同一致の精神がそれである。若し此の共同一致の精神が組合員の間にかつたならば、産業組合は四分五裂しなければならぬ。何となれば、組合員は元來は自由の立場に在り、平等の地位に立つからである。若し此等の自由平等な雰圍氣の裡に在る人々を統制する所の大なる力が無かつたならば、其の集團たる單に形體

のみに止まり、精神統一のありやうは無く、支離滅裂のものとなるべき運命を以て居る。故に産業組合に於て最も貴重なもの、人格統一に欠くべからざる神経系統の如きものは何であるかといへば、それは組合員の間膨湃して漲る所の協力の精神共同の意思である。其の協力共同の精神の基づく所は何であるか、それは隣人の相愛し、同志相扶くる所の「愛」其のものでなければならぬ。隣人相愛し、同志相扶くるといふには、其の内に集まれる所の個人に於ても亦常に向上の一路に向つて精進しなければならぬ。其の向上の一路を辿るに當りて同伴する者に對しては、互に扶くるだけの餘裕がなければならぬ。互に助け合ふだけの同情と寛容とがなければならぬ。此の同情と寛容とを以て相愛し、相許し合ふ意氣を以て堅く結び付けられた所の自由人の平等觀に依る集合こそ、産業組合に外ならないのである。従つて此の團體内の人數は如何に少なくとも、其の資本は如何に少額であつても、此の精神は實に偉大な意義を有する。今日盛大なる英國の消費組合の元祖たるロチデル組合は僅に二十八人の職工より成り一人前一磅づ、二十八磅の出資を以て始めたものである。夫れ故に産業組合としては此の精神をよく組合員に徹底しなければならぬ。假りに三百人の組合員があるならば、其の三百の組合員は皆其の組合を自分のものとして

萬事に之を利用する考を以て居なければならぬ。組合員でありながら、其餘裕金を組合に預け入る、こゝをせず、利息の高き故を以て他所に預金するといふが如きこゝではならぬ。自家の供給店たる購買組合があるに、他の商店より購入したならば如何であらうか。自分の加入せる販賣組合は自分共の生産品たる米穀の販賣を目的として業務を始めて居るのに、自分一個の利害に即して、抜賣をしたならば如何であらうか。此の如き事を實行して顧みない組合員ならば名義のみの組合員、魂の抜けた組合員、組合の精神を理解しない者、組合員たる責任を知らぬ者、謂はねばならぬ。組合當事者も亦組合の理解を有せず、組合員を指導して眞の組合員と爲すべき責務を盡さぬ者といはねばならぬ。或信用組合が或一人の組合員に百圓の資金を融通するこゝする。其の場合に若し營利の考を以て、一割の利息の代りに一割五分の利息を要求するこゝ、なし、十圓の代りに十五圓を取立て、得々たる理事者があつたならば、それは産業組合の精神を理解せぬものといふて差支はない。産業組合の理事者たる者は、此の如き各臭い考を以て居るべきでない。眞の理事者は、其の組合員をして其の資金利用の目的を達せしむるこゝに眼目を置かねばならぬ、其の資金が眞に信用組合の資金活用に相應はしいものなるときに満足すべきであつて、其の利息を

取ることゝを以て任務を果せりこ爲すべきではない。尤も資金には相當運用利子がなければならぬいから、特に低利を爲すことは左程必要があるとはいへぬが、要は組合員の必要とする所の資金を供給して、組合員の幸福を進め、生活の安定に寄與すといふ點に重きを置かなければならぬ。其の點に於て普通の銀行者の貸出は全然違つた觀念を以て居るのである。普通の銀行者は其の管理する資本に對し、出来るだけ多く配當を得むが爲に出来るだけ多くの利益を擧げむことを欲する、左なくとも貸した金が満足に返済せられ利息が収入し得さへすれば充分なりと考へるものである。數千數百萬圓の資本に對し利益を擧げやうとするのが銀行會社なごの目的である、資本即ち金に對する努力である。然るに産業組合は人に對する努力である。組合員の便益を圖るを主眼とする組合員の事業又は生活の上に、種々の利益を擧げさせる爲めの努力が産業組合の中心問題である。此の點に理解なくして組合を經營するならば、それは銀行的信用組合になつて了ふ。信用組合の名を持つた株式會社のものになつて了ふ。これは販賣組合に於ても同様であらう。購買組合に於ても同じことである。組合の利益のみを追ふて組合員の利便に付毫も顧みないものは、小賣商人的購買組合なるのみであつて、何處に尊ぶべき精神があるのか、何處に有識者の

熱誠を注ぐべき箇所があるのか、眞に人類互に相愛し合ふといふ點から生れた資金の供給、此の精神の凝り固まつた所から生れた販賣組合でなければ、産業組合の事業ではなく、産業組合の趣旨に合するものとはいふことは出来ない。

組合理事者が其の事務所に在りて、組合員に接するに當り、組合員の言動を翫味したならば、斯う云ふ氣持の察せらるることあらう。『普通銀行に往つて金を借りようとしても、銀行は自分等を相手にして呉れない、縦令相手にしても、其の取扱振りは極めて冷淡である』と。それは一方から言へば銀行は株式組織のものである以上は、資本を出した其の人々の資本を管理して居るものであるから、其の資本を失はない様に、又同時に資本に對しては成るべく多くの配當を爲すべき任務が監督者にあるのであるから、其の任務を負ふた理事者は、資金を貸付くるに際しては確實なる擔保を取らねばならぬ、期限には利息の催促をせねばならぬ。確實な擔保なき人、期限に返還を疑はる、人は謝絶する外致方ない。金を借りる方から云ふに如何にも冷淡であるが、株式會社たる以上、株主の爲に資本を守る立場に在る以上は、洵に己むを得ないのである。然るに局面を換へて産業組合の場合に於てはさうであらうか、極めて自由な立場に在るのみならず、全機關

を擧げて、全力を盡して組合員の福利増進を圖ることが主要の目的である。無論組合員の資本を消滅させてよい譯はないが、其の資本は主として組合員の拂込んだ出資金と貯金であるから、理事者としては之が守護の任を帯ぶることは言ふまでもない。然し其の目的とする所のものは組合員の利便を圖ることである。一定の地域内の組合員で平素知り合ひの人であるから、償還の途さへ立てば、擔保品がなくとも、信用を以て貸し得るのである。勤勉な農夫で、先祖以來耕作に従事して居る者が春の肥料の買入に百圓の金を必要とする際秋の收穫の上返済の約束で信用貸付は可能である。更に五十圓を要するときは、相當な保證人を立つる限りに於て、其の上五十圓を貸すことも出来るのである。其の貸付利率も信用組合は之に依つて世間以上の利益を得て、出資に對して高き配當を爲さむとするものではない。故に組合員は普通の銀行が與へざる信用を組合より受ける事が出来る。是は組合が株式會社の銀行と異なる成立から來る所のものである。産業組合の理事は、よく此等の點に留意して、組合の精神は如何なる所に在るか、其の意義は如何なるものかを充分に理解する所がなければならぬ。又組合員も産業組合の如何なるものかを理解し、必要の起り次第組合より融通を受くべく、其の代り自分に餘裕を生じ、其の他収入のあつた時は直

に信用組合に貯金を爲し、自己と同様な必要を感じる人に其の資金を廻はす様にしてこそ、始めて相互扶助の目的を達することが出来るのである。

更に注意すべきは事業の利益の行方である。株式組織の銀行業に於て其の金融業を営みたる結果得たる利益は何人の懐に歸すべきかといへば、夫れは申すまでもなく株主といふ第三者に行く。此の第三者たる株主は株式會社の性質上、通常其の銀行所在地方の人のみではない。否多くの場合に於ては、寧ろ東京又は大阪といふが如き金融中心市場に於ける人々たることもあらう、又外國人たることもあらう。銀行當事者が滿身の努力を捧げて經營し債務者を督勵して得たる所の利益は、配當金となつて、銀行所在地以外の多くの株主の懐に納まるのである。然るに信用組合の場合は如何であらうか。組合理事者の努力は始めから組合員の爲に便宜を圖るに在る上に、其の得たる利益は全部組合員に行くのみならず、借入を爲した人にも行くのである。簡単に言へば利息として拂つた其の金が自然に又其の人の手に戻つて來ることになる譯である。それ故に各組合員が其の組合を充分に利用すれば、其の利益は各組合員に多く戻ることになるのである。此の點は所謂相互組織の妙味である。殊に之を販賣組合や購買組合に付て調べて見るに一層明瞭に

なる。組合を通じて多くの生産品を賣り出した組合員は、其の提供した數量又は其の物の分量に應じて利益の割戻があるのを通例とする。購買組合に於ては、其の購入高に應じて組合の剩餘金の割戻がある。拂込出資金に對してのみ配當せらるゝものではない。今日經濟組織の變遷を考慮するに、相互組織即ち組合組織となりて、参加者の支拂つた利息が、自然に自分に還つて來るこいふこゝになる様に思はれる。租税の如きものは、其の租税から收得した行政上の利便は總て租税の支拂人に歸還するこゝになり、結局各人の利益となるであらうと思はれる組織になりつゝある。今日の産業組合の組織は確に此の趨勢に乗つたものである。

近代の經濟社會は自由競争を以て其の根本とする。各個人は政治上に於ても亦社會上に於ても自由が與へられ、競争に依つて事を處理する。歐洲に於ては封建制度の潰廢後起つた制度であるが、我が國に於ても徳川三百年の幕府が廢滅して明治維新となつて以來あらゆる歐洲風の制度を輸入する同時に、此の自由競争を認むるこゝになり、政治上經濟上の自由を與へ、職業及居住の選擇の自由を認め、私有財産を是認して居る。即ち各個人の活動に自由を與へ、各人が之に依りて得た所の収益の自由處分を許し、其の利益は私有財産を爲すこゝを許して居る。之が即ち近代

に於ける經濟組織の根本を爲す所である。民法の如きも所有權は之を保護するこゝに出來て居るし、契約の自由を認めて居る。然るに永く此の制度を實施して居る間に、各方面に種々なる弊害を醸生する様になつて來たのである。即ち競争は公正である限りは弊害もないが、それが極端に走るに、一種の鬭争を見るが如く、各個人は互に利を争ひ、茲に優勝劣敗が起り、階級間の鬭争さへ起つて來た。其の上に、一國家と他國家との間に鬭争を生じて、植民地争奪を企て、或は貿易市場の擴張を争ひ、其の勢力範圍の伸暢に是れ努めて居る。此等國際間の競争甚しき際に於ては、陽に美辭佳言のありたけを盡し、文明の擴布の爲めにさか、國利民福の増進の爲めさか特色尤もらしい宣傳を行ひ、大公の使臣が互に巧みな辭令の交換をするが、其の裏面に於ては、其の營利心と權勢慾に刺戟せられ、競争力の發輝の爲めにはあらゆる力を結合して己れ獨り覇者たらんこゝを期する結果、造船業者は盛に軍艦を造らむこゝを圖り、兵器製造業者は頻りに鐵砲の製作に腐心し、國內に於ける各種の有力者が此の尻押を爲すは勿論、國として各種の軍事的施設を爲し、命令一下他國に侵入せやうとして居るのである。歐洲大戰の如きは此の勢の窮する所から發生した現象であつて、彼の悲慘の前古未曾有な、而も數年間に亘る大戰争も、要するに此の

自由競争から起つた所の衝突に外ならないのである。然るに此の大戦争の爲めに、各國は非常に苦しんだ結果、此の如き無制限な自由競争には非常な弊害があることを察し、其の改善に努めねばならぬことになつた。此の改善の途を進まむこの自覺は大戦争の一の賜物であるに相違ない。勿論識者の間には此の點を憂へた者も可なりあつたのであるが、世の中のごときは愈々實驗して見ないで分らないものである。世界大戦に於て痛切な實驗を爲した結果、自由競争のみを以てしては斷じて人類の上に平和は來ない、之に加へて國際間の融和協調の精神を有たねばならぬ、故に國々國々之間に於ても互に協調し、之に依りて地球の上に恒久的平和を持來さむことを圖らねばならぬ、それには國家の間に組合を作り、之を國際聯盟 (The Society of nations 又は League of nations) と名づけやう、之を以て大戦後に於ける平和條約の根本義と爲さう。又國際間及國內に於ける勞働側と資本側との協調を圖らうといふことになり、勞働條件の改善の爲には、國際條約を以て互に統制の目的を達せむことを圖る有様になつたのである。要するに自由競争は各個人をして其の全能力を發揮せしむる上より見れば申分のないものではあるが、其の窮極する所がなければ、人類互に相争ひ、同胞互に相食むの慘狀を呈するが故に、此の間に於て何等かの協

調が必要であり、又各方面に於て種々の方法が試みられて居るのである。然るに産業組合なるものは、此の間に立ちて一の新らしき組織を人類社會の安寧の爲めに打樹てむことを期するのである。寔に産業組合は其の構成分子たる個人の自由を尊重し、各人皆平等の立場に在つて而も協調の精神を以て結合體を作り、其の結合の勢力を以て各個人の活動を助長し、各人協力して向上の一路を進まむとする仕組である。之を一町村に於て行へば一町村全體の利益となり、之を一地方に行へば其の地方全體の利益となる。若し系統を立て相結合して一國に行ふならば一國全體の幸福を増進すべく、之を全世界に施さば、全世界の福利となるものと思ふのである。夫れ故に此の産業組合の精神と意義との及ぶ所の範圍は實に廣大無邊なりと謂はねばならぬ。

第二編

産業組合の適應性

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several vertical columns.)

第一章 總 說

前章に於て可なり長く産業組合の性質と效能とを説いた。下手な長談義御退屈は止むを得ないとして、人若し左様な事は空想で、實行の出来ない痴人の夢だといふならば、決して然らず、世界各國に於て、現實に左様な仕組が存在し活躍し、成績を擧げて居ることを示したいと思ふ。本章に於て東西兩洋の國々の産業組合の模様を述ぶるは此の意味に外ならない。夫れにしても尙一言したいのは産業組合は組合員の經濟的及精神的協同の力に依つて各自の産業及經濟の發達上に便宜を與へ、之に依つて中小産者をして向上の一路を辿るを得せしむるもので、今日の時勢には最も適應した制度であるが、前にも述べたるが如く、組合員たる個人の活動に付きては、充分に其の自由を認めながら、協力に依つて其の生活狀態の改善を期せんとするものであるから、組合員たる各個人の立場の上に築き上げらるべき組織であつて、社會主義の如く、社會全體を一の集合組織の中に入らしめ、國民生活に必要な物資の生産及配給には個人の自由活動の餘地を與へ

ず、一切の事柄は社會の強制に是れ依らしむる爲め、一にも二にも中央の命令を以てするが如き上より強制を爲す制度は全然其の趣を異にすることである。産業組合は一にも努力、二にも努力、三にも努力に依りて、飽くまでも其の目的を達する爲に精進する所に特色がある。

此の努力精進の間に、組合員は訓育せられ、修養の機會を與へられ、人間としては有用、社會構成の要素としては全體の爲に其の力を致すことを樂み爲すが如き自覺ある、自己を知れる、社會生活に對する自己の任務を解する者でなければならぬ。かくして其の構成する社會を發達せしめむことを期するものであるから、自己の地位、能力、存在を自覺したる人は、何人にも産業組合の組合員となり、組合運用の原動力となり得る。それに産業組合は、加入せむとする者は之を歓迎し、去らんとする者は之を追はない。あらゆる人に對して門戸開放主義のものである。故に此の制度を知る者がある限り、如何なる國土にも普及し又相應の發達を爲して居る。又如何なる業務に従事する者も其の參加を認むるのである。換言すれば、産業組合は不可思議な適應性を有し、隨つて世界到る所の文明國に普及し、發達して其の恩惠を多數の國民に與へて居る。予は此の制度の適應性を各國に於ける産業組合の發達の跡に求むるに共に、此等の各國各

地方各職業に従事する者の間に普及發達したる組合間に於ける協力の事實に付きて、其の概要を説明して見ようと思ふ。

第二章 英國の産業組合

産業組合の最も古き來歴を有する國は英國である。英國に於ける運動の立役者は何いふてもロバート・オーエン氏 (Robert Owen 1771—1858) である。氏はウェールズのモントグメリー郡の、ニュータウンに於ける小手工業者の家に生れ、父に従ひ百磅 (邦貨千圓) を以て紡績工場に働き、後其の工場主となり、三十歳の時にはニューラーク工場の實権者となつた。氏は堅忍不拔の上に、親切で而も怜悯な人であつたから、正規な教育を受けなかつたにも拘らず、氏の工場を利用して職工の教育機關を作り、筋肉労働と頭腦の活動との調和駢進を圖らんことを期し、又労働者の地位改善の爲には、其の住宅を作り健康増進の爲に小分園に於て適當なる作業を行はしめ簡易食堂を設け、貯蓄金庫を設置した。一八一五年の恐慌には、労働者の困難其の極に達したから、其の根本的救済の方法として北米への植民計畫を立て、労働者の爲に首府ロンドンに職業紹介所を設けて失業の防止に努むるなき、社會改善の爲に大に盡力したのである。氏の考は労働時

間を十時間とし、十歳以下の幼年者の労働は禁止すべきであるが、國家と資本家が進んで實行せぬ限り實現は出来ぬから、それよりも國家に頼らず資本家にも頼らず、寧ろ労働者の自力に俟つ方法がなければならぬ、それは産業組合であるを主張したのである。氏の根本思想は、在來の經濟組織の外に新なる社會境遇を打立つべく、此の新社會の特色は、資本に對する利潤を除去する爲に生産と消費とを直接に結付くべく、組合制度は實に此の爲に存在する利潤排除の組織であるを爲したのである。然し氏の思想は實際上の組合運動の上に現はれたとしても、成功したものは稱し得ぬ。氏の組合運動は一八一八年に始まり一八三〇年の終には二百六十六の組合を數へた程であつた。先達者の保護が重きに過ぎて組合員の自覺と創意に欠除したところ、訓育の缺乏、無經驗、組合としての協同一致の精神の欠けたところは、氏の組合をして失敗に終らしめたといひ得る。唯氏の思想の流れを汲んで發生したロチデール組合が、一八四四年に生れてから英國の組合が長足の進歩を爲したものと云ひ得よう。

ロチデール市は有名なるマンチエスター市に近き一工業市であるが、一八〇〇年の初頃には他の地方と同じく労働者の困難は甚だ大なるものであつた。同三十年には七千人の失業者があつ

たと言はれて居る位不景氣であつた。職を有する者も一週四志乃至六志を得るに過ぎなかつたから、活路を求めた結果終に、一八四四年の十月二十四日に設立登記を爲して、二十八人のフランネル職工が、二十八磅の出資を爲して、茲にロチデール公正組合(Rochdale Equitable Co-operative society)が生れた。此の組合の主義は生活用品の特別安價供給の方法を廢止して市價に依ることをなし、且掛賣を廢して現金賣を實行し、剩餘金は之を組合員毎に購入高に應じて割戻す方法を始めた爲に、事業が繁昌することになり、他の地方の組合も次第に此のロチデール組合の方針を採用するに従つて、何れも都合よく進むことになり、一八五一年には、イングランド、スコットランドの各地方を通じて、早くも百三十のロチデール式組合が設立せられ、遂に今日の盛況を呈するに至つたのである。英國政府も亦此等の組合の實效を認めて之を助長する爲め一八四六年に友情組合法(Friendly societies act)を布き、一八五二年に産業及用意組合法(Industrial and Provident Societies act)を制定した。

組合員自らの自覺、組合の存在を確實にする特別法律の制定は英國組合をして著しき發達を遂げしめた原動力には相違ないが、當時尙二つの大なる力のあることを忘れてはならぬ。一は

組合運動に方向を與へ、組合意識を廣い範圍より採り、衆智を集むべき大會を催し、組合の宣傳に依りて關係者の數を増大することを圖る所の産業組合中央會(Co-operative Union)である。英國に於ては一八七三年に中央會の成立を告げ年々大會を催し殆ど全部の組合を加入せしめて居る。第二は事業の方面に活動する聯合會の發達である。英國に於ては之を卸賣組合と稱するが、一八三一年の産業組合大會は卸賣所をリヴァプール市に開設することに決定し、其の設立を見たが、幾許もなく失敗に歸した。一八五〇年に基督教社會主義者は組合の中央代理店(Central Co-operative Agency)をロンドンに設けたが、これ亦短命であつた。一八五二年にはロチデール組合は自己及附近組合の爲に卸部を設けたが、嫉妬に無關心に依つて、其の計畫は終りを告げた。此の如き三失敗の後に、一八六三年漸く北英國卸賣組合(North of England Co-operative Wholesale Industrial and provident Society, Ltd.)が生れ、同七三年に今日の名稱たる卸賣組合(The Co-operative Wholesale Society)となり、同六八年にスコットランド卸賣組合(The Scottish Wholesale Society)の設立を見るに至り、組合事業の商業的方面を擔任して、其の機能を發揮して居るが、英國組合の十分の九は之に加入して、此の大事業の圓滑な運行の爲に、忠誠を

盡して居る。

此等卸賣組合の第一の任務としては組合の卸賣商人たるにある。其の中央事務所は之をマンチエスター及グラスゴーに設け、其の支部を主要地方に置いて居るのみならず、物資の仕入の爲には海外にも人を派遣し、北米に於ても、西班牙、丁抹、獨逸及濠洲等にも其の出張店を有し、事務員を駐在せしめて居る。第二の任務は工産物及農産物の大生産者たることである。内地に於ける生産物の主要なるものは、菓子、皮革、石鹼、コ、ア、煙草等であつて、海外に於ては茶園を有し、獸脂製造所を經營して居る。此等の生産高は一九二〇年に於て三億三千万圓の巨額に達して居る。第三の任務は北海に於ける運搬業務を確實ならしむる爲めに、一八七六年以來四隻の汽船を所有し、多大の便宜を得たが、一九〇七年に之をランカッシャー・ヨークシャー鐵道に賣却した。第四の任務は所屬組合に對して金融を爲すこと、所屬組合の保險事業を爲すことである。最後に此の卸賣組合は大なる土地所有者であることである。英國内地に於ては果樹園をなし、穀作地に供し又家畜の放牧を爲して居るが其の土地の面積は一萬四千町歩を有する外、種苗檢定の爲に八町歩を所有し、樹木栽植地を以て八十町歩を有する。尙印度及錫蘭には茶園を有するが、錫

蘭は二千五百餘町歩に達し、南部印度のは一萬八百餘町歩、アッサムのは八百十餘町歩ある。合計一萬四千二百餘町歩を有する勘定になる。かくして一年間の賣上高は一九二〇年に於て十億五千萬圓、一九二四年に於て七億二千萬圓の多きに達した。スコットランド卸賣組合は一八六八年に設置せられ漸次發達を遂げ、一九二四年末に於ては八千五百万圓の資本を以てイングランド卸賣組合と同様な業務を取つて居るが、一年間の賣上高は一億七千三百万圓に達する。英國の消費組合はかく幾多の迂餘曲折を経た後、組合數は一九二四年に於て千四百四十五となり、組合員は四百七十五萬を數へ、賣上總高二十八億圓の多きに達して居る。就中組合員數は甚だ多く、家族を合するに、英國民の三分の一強は組合關係者を見るこゝが出来ることである。

之に反して農村に於ける産業組合は殆ど擧ぐべきの成績を見出し得ない。一八六八年にグリーンング氏(H. O. Greening)は農村組合の設立を唱道したが、一八九一年まで見るべきの反響は殆どなかつた。一八九九年に至り農村組合中央會(Agricultural Organization Society)が設立せられ、農村組合の指導を爲すこととなつたが、農村卸賣組合と共に一九二三年に解散の已むなきこととなり、今日に於ては、産業組合中央會と卸賣組合の協同に依りて兩者の間に合同農業部を

一九二四年に設けて居る。英國農事産業組合の重要なものは小農地を耕作する者の間に在る小農地組合であるが、近頃農業信用の發達に關して種々の計畫がある。

要するに英國の組合は、労働者の間に生れ、消費組合の名を以て發達し、金融、建築等の事にも努力するは勿論であるが、信用組合として獨立する組合は少なく、農業界に於けるもの、如きは曉の星の如き有様である。英國は寔に消費組合の國である。

第三章 獨逸の産業組合

英國組合の都市的偏重は其の選を異にし、都市にも農村にも、有りて有らゆる産業組合を有する國は獨逸であり、又獨逸人の居住するオーストリアである。獨逸は實に産業組合に恵まれたる國に云ふべく、其の組合思想の流れは英國より汲めるにしても、獨逸國內に於て滔々たる勢を現はし、信用組合の如きは、世界の範たる名譽を得て居る様である。殊にチュートン民族の共同性に富める素質は、各種組合に上級組合との聯絡の上に現はれ、對人的信用の發達を圖る所の産業組合中央金庫の制度を創設するなご、組合運動の中心たるが如き觀さへある。

獨逸國土に近世式組合思想を注入した者はフーベル氏 (Victor-Aimé Huber 1800—1869) である。氏は一八四三年乃至五一年まで柏林大學の教授であつたが、英國に於ける組合運動に付きて研究を爲し、日常必需品の爲に組合を設置するのみならず、住宅及借家組合、労働者の小農地組合内地植民組合等の設立を唱道した。然し氏は自ら組合設立の爲に奔走したものではない。

組合設立運動の着手者はシュルツェ氏 (Herman Schulze-Delitzsch 1808—1883) である。ハル
レ市に近き小市街地のデーリツチ町に生れ、其の町長であつたが、地方民の信頼を得て一八四
八年の恐慌時代に普國議會の代議士に選出せられ、議會内に當時特設せられた手工業者に關する
委員會の委員長であつたから、手工業者の經濟状態を熟知すべき機會を得、遂に産業組合設立の
爲に努力するに至つたのである。氏は先づ居住地たるデーリツチ町に靴屋及指物師の爲に其の原
料を購入する組合を設立した。『手工業者の幸福増進の途は彼等自身の内的生活を道德的に、又經
濟的に確立し、自助を旗印として向上の途を進ましめねばならぬ。大資本の商工業に打勝つには
手工業者も亦大資本の商工業と同様な働きを爲さねばならぬ。唯求めよ、然らば達せられむ。分
立した小手工業者の力は微弱である。之を合し、之を集め、相互扶助の實を擧ぐるならば、其の
幸福は増進すべし』の理想を以て進んだのである。氏は此の設立した組合に依りて原料の購入
と生産品の販賣とに便宜を與へ、其の地位を擁護せむとしたのであるが、購入物品の代金を支拂
ひ得ざる者もあつて、信用事業を經營するの必要を感じた。然し此の信用は簡單な方法にては之
を得ることは出来ぬ。勢ひ組合を組織し、組合員の連帶責任に依りて、信用を得るの根據を爲す

べしとして、一八五〇年に初めて信用組合を設くることにした。此の組合は極めて成績がよかつ
た爲に、一八五三年には之に倣ふて設立したる信用組合の數十二を數へることになつた。其の内
にフーベルの影響を受け又自ら英國に遊びて消費組合の設立を企て、其の發達に伴ひ自己生産を
も行ふことになつた。其の後氏は公職を辭して専心組合の普及獎勵の爲に盡力し、其の他普國産
業組合法を立案して其の通過に努むるなき、先達者としての努力は蓋し甚だ大なるものがあり、
其の遺業は今日に及び、所謂シュルツェ系組合は中央會を組織し、獨立自助を旗印として市街地
信用組合、手工業者の組合及び労働者の組合を率ひて一大系統を爲して居る。

ライプアイゼン氏 (Friedrich Wilhelm Raiffeisen 1818—1888) は農村組合の先達である。氏は
南部獨逸の中小農地方に在るハム (Hamm) に生れ、町村長の職に歴任したが、シュルツェ氏
の如く、政界に打つて出るに云ふが如きことなく、素朴な努力家であつたが、シュルツェ氏が手
工業者に對して爲したと同様に、農業者の爲に其の困難を排除し、其の振興を圖る爲め極力奮闘
したのである。氏の最初に設立した組合は相互組織のものではなく、多少慈善的な、困難な農業
者を幫助する程度の、組合的精神を欠除したものであるから、永續することは出来なかつた。即

ち一八四六年及七年の間に設立したワイエルブツシュ村の組合は凶作の年に生れた譯であるが、成長を遂げず、一八四九年にはフラムメルスフェルトに於て、一八五四年にはヘツデスドルフに於て設立せられた組合も同様な運命に陥つた。一八六二年に至りて初めて氏獨特の信用組合を設立した。それはアンハウゼン村に起したものである。今其の特色を擧げるに左の如きものである。

- 一、信用組合の區域は成るべく之を小とし四百人乃至二千人の住民を以て標準とした。
- 二、理事又は監事には信用の高い人を任じ、理事の數は五人とし、監事は六人乃至九人の多數を置きて理事を監督せしめ、少くとも月一回は監査をする。
- 三、役員は名譽職とし、多少の實費を支給することがある。
- 四、貸付は擔保を徵せず、専ら對人信用に依つて行ひ、資金の用途を事業計畫を調査し、貸出後に於ける資金の濫用を戒しめ、監事は少なくとも三月毎に一回借入を爲したる組合員及其の保證人の状態を視察し、若し用途に反した形跡あるときは、四週間に返済を爲さしむ。期限は比較的長く、一定の償還法に依りて之を行ひ、利率は出来るだけ低率なるを尙ぶ。
- 五、組合員加入に際し出資及加入金を要せざるものとした。(一八八九年の獨逸産業經濟組合法

は出資を組合員の義務の一としたるを以て、爾來一口の金額を小額に定め、漸次小額宛の拂込を爲すこととした)

- 六、剩餘金は全部積立金とし、組合員が脱退するも拂戻を爲すことはせぬ。
 - 七、組合員の連帶責任感を痛切ならしめ、道德的品性の涵養に努めた。
 - 八、組合員は農村に居住する農業者である。
 - 九、一組合の區域は小とし、組合員少なく、其の上に農業者を主とする關係上資金の需要に過不足を生ずるを以て、其の缺點を補ふ爲め聯合會を必要とした。
- ラ氏系信用組合は上記の如く、主として農村の人を對手とし、對人信用を以て立つ事に對し、シュ氏系信用組合は市街地の人に對し對物信用を與へむことを期したが爲に、種々の點に於て差異がある。今シュ氏系信用組合の特異點を擧ぐるに次の通りになる。
- 一、市街地を區域とするから、組合員數は多く而も各種の職業に従事する者を網羅する。
 - 二、組織は無限責任であるが、組合員をして出来るだけ多額の出資を爲さしむ。
 - 三、剩餘金は配當す。

- 四、理事は有給を爲す。
- 五、用途の調査は市街地の關係上嚴格に行はず、貸付金額は概して多額に達する。
- 六、普通貸付の外手形の割引、當座貸越勸定等に依り金融の便を開く。
- 七、組合員数は多人數、且組合員の職業を限定しないから資金の需要供給の調節は組合内部に於て之を爲し得べき關係に在る。從て信用組合聯合會の如きものを必要とする程度はラ氏系組合程緊切でない。
- 八、事業經營は概して銀行的である。

此の如く兩系の間には相當多くの差違があるにしても、何れも組合員の困厄に對する同情から信用組合を設立し、何等官廳の援助なくして一は農村に於て他は市街地に於て多數の人々の生活狀態を改善し得る制度を確立したのである。シュ氏は信用組合の發案者であるが、都會地に於て之を試みた。ラ氏はシュ氏先鞭を着けたことは之を認めつ、尙其の固有の組織を農村に創設したものである。かくも主義の異なつた信用組合は、獨逸の各地方に夫々の特色を保ちつ、存在する所を見るに、信用組合制度なるものが如何に適應性に富むものかを知り得ること、思ふ。

農業界に於ける産業組合の先鞭を着けたのは獨逸といふべきである。農村に於ける信用組合殊にライフアイゼン氏系組合は、信用事業を行ひながら、組合員の爲に購買販賣の事業をも行つて居るが、専門的に肥料種苗の供給農産物の販賣等を目的とする組合の設立を見たのは稍後れたといふべきである。

獨逸は十九世紀の初葉に於て、農業界に二大恩人を得た。即ち一人は、アルブレヒト・テイヤ氏 (Albrecht Thaer 1752—1828) で、他の一人は、ガスタフ・リービッツ氏 (Gustav-Liebig 1803—1872) である。二氏の研究は農業界に幾多の變革を與へ、各地に設立された農事試験場は農家に人造肥料の使用法を知らしめ、又農業機械の使用を普及せしめたのであるが、一八五〇年より七〇年の頃になると、資本主義的事業の發達に伴ひ、農用品殊に肥料、種苗、農具の供給事業は、農業其の物には何等の知識を有せざる、而も營利一點張の商人の手に歸することとなり、不知不識の間に於て農業者の蒙つた損害は尠少ではなかつた。此の損害を防ぎ、取引の間に不正の行はれざらしむる爲には、肥料種子の分析、鑑定の爲に農事試験場が大に活動することとなり、其の宣傳には農會が當る様になつたが、農業者に於て現品受領の際に、其の

購買した物品に付分析又は鑑定を乞ふことならば相當効果のある筈ではあるが、商人自ら農業者に引渡を爲す前に鑑定を請ひ、試験場農會の證明を廣告に使用する様になつては、此等の施設が農業者の爲になつたとは言ひ兼ねる。是に於て農業者側に第二段の方策を樹つる必要が起つた。即ち一切の仲介人を廢して、農業者をして之に代らしむる方法を企つることになつたのである。ライプアイゼン氏は組合運動の先頭に立つて、大に農業用品の供給事業を助勢し、一八六九年から八〇年の間に於ては、個々の信用組合をして卸賣商人と商議を爲さしめたのであるが、八〇年から八三年の間に於てはラ氏系信用組合の検査聯合會を各組合の代理者となし、八三年に至り、ライプアイゼン商會を設立して、大規模な集中的物資供給機關とした。尙農業者に對する物資供給事業に關しては、農會も亦大に功があつた。地方農會は屢々集會を開き、會員に對して農具の實演を行ひ、種子肥料の優良品を撰擇する便宜を圖つた。一八五〇年から七〇年迄の間に於ては供給事業を取扱ふ農會の數は多くなり、漸次共同購入の利益を鼓吹したから、一八七二年にはヘッセン國のフリードベルグ市に原料購買組合の設定を見ることとなり、七三年には其の數十五を算し、同年の暮にはハース氏(Haas)の指導の下にヘッセン産業組合聯合會が成立する機運

に向つた。一八八五年迄は、各組合と取引商人との直接交渉に依つて事を處理し、組合は原價を以て組合員に物資の分配に任じたが、八六年以後はハース系農事産業組合帝國聯合會の仲介に依ることとなり、九〇年には帝國聯合會所屬の卸賣聯合會が成立することとなり、茲に専門的農業用物資供給機關が確立することとなり、なつて、小農にも大農にも機會均等の便宜を與へ、器具、機械の使用に於ても小農をして大農と同一な立場に立たしむることを得せしめた。超えて九五年には全獨逸原料組合は結合して、資本主義の企業者聯合に當ることとなり、九七年にはライプアイゼン商會はベルギー國ニールウエル市に於て肥料製造所設立の計畫を立て、又帝國聯合會は獨逸の最大農會たる獨逸農會と協力して、各組合及地方卸賣組合に對して加里肥料を供給する爲に仲介者となり、且つ州聯合會は極力此の事業の目的を達する爲め盡力した。此の時強力なる反對企業者合同即ち一八八六年の創立に係るトマス燐肥シンデゲードが産業組合及農會の聯合軍に對して宣戦し來たり、茲に有名なトマス燐肥戦争なるものが起り、不幸にして帝國聯合會及獨逸農會側の不利に歸した。是に於て九七年に獨逸農業需要品聯合購入團を創設し、ラ氏の本據ノイウキド、ハース氏の根據地ダルムスタット及バイエルン州等の聯合會并に伯林に在る農民聯盟(Bauern Bund)

は相協力してトーマス燐肥の大購入の計畫を立て、一八九八年に此の購入團に加盟した農業者の数は百五十萬の多きに上つた。其の後種々の變遷を経て、農用品購入を目的とする組合はかなり多くなつて居る。

獨逸の農業には乳牛の數可なり多く、乳製品を販賣する農家は従つて多いから、乳業組合の發達に著しいものがある。最初の乳業組合は一八七一年に東部プロイセン州に設立せられ、其後相亞いで各地に多數の乳業組合が發生し、葡萄酒醸造組合は一八六八年に生れ、穀物販賣組合は一八九五年以來長足の進歩を遂げた。其の他酒精蒸溜組合の如き家畜及肉類の販賣組合の如きものも、其の頃から漸次設立せられた。

獨逸に於ける勞働者の消費組合は一八四八年の社會的動亂を鎮定する目的を以て生活用品を廉價に供給せしめやうとする富豪の好意に依り、一八五〇年頃から擡頭したが、七十年頃までは、一種の恩惠的制度たるの觀があつた。社會主義の重鎮ラサーレ氏の如きは勞働者は微力であるから、國家は之を援助すべく、又國家の費用を以て勞働者の消費組合を設立するを必要とするの意見であり、宰相ビスマルク公の注意を惹き、ウキルヘルム第一世から被服組合に補助金を下賜せ

られた位である。然るに一八七〇年の普佛戰爭後、中産階級中の有力な然も消費組合を恩惠的に經營した人々の中にも勞働者の群に入らねばならぬ者を生じ、七〇年から八九年迄には解散に次ぐに解散を以てするの悲況を呈した。幸にして一八八九年には産業組合法が發布せられ、消費組合に最も都合よき有限責任（日本の保證責任制に同じ）の制度を認めたのに勢を得て、消費組合再興の機運に向ふこととなつた。其の後一八九〇年乃至一九〇二年の間に於て、シュルツエ系中央會所屬の信用組合側と消費組合側との間に確執起り、後者に屬するハンブルグ卸賣組合の有力者は英國に渡りてロチデールやマンチエスターに於ける消費組合の奇蹟的發達に驚き、一九〇二年クロイツナツハに開いた大會に於て分離に決し、ハンブルヒに獨立の旗を掲げて、獨逸消費組合中央聯合會を稱し、今日に至つて居る。

産業組合は其の特質として、小區域のものであるから、其の力は微弱であり、其の目的を達するには聯合會を必要とする。又局部的事情に應じて事業の經營を爲す所のものであるから、動もすれば餘りに地方的になり易く、組合運動全般の利害を達観することに馴れず、時に低調に陥り目前の利害にこらはれる憾がない譯ではない。是に於てか高く理想を掲げて多數組合の共に進む

べき道を示し、組合自身の確實を保ちつゝ、全體の協調向上を計る爲めには中央會の如き機關を必要とし、且其の指導に任ずる中心人物を押立つることが必要になる。是れ獨逸にはシュルツエ系の組合が中央會を組織し、ライプアイゼン系組合亦大系統を押立て、居る所以である。左に獨逸に於ける四中央會の名稱を記載することにする。

一、獨逸産業組合中央會。

シュルツエ氏系産業組合の總聯合ミ工業家産業組合聯合本部が大正九年（一九二〇年）に合同してベルリンに其の事務所を有す。

二、獨逸ラ氏式産業組合中央會。

ラ氏系信用組合の中央會であつて、最初ラ氏の舊居地たるライン河の沿岸に在るノイキードに在つたが、ラ氏系中央金庫の關係上伯林に移つて居る。

三、獨逸農事産業組合中央會。

ラ氏系組合に屬せざる一切の農村産業組合の中央會であつて、一八八三年オツヘンバッツハ市に二百七十八の組合がハース氏の指導の下に集まつて一中央會を組織し、後獨逸農事産業組合總

聯合ミ稱し、ヘッセン國ダルムシュタット市に事務所を置き、後伯林に移り、ラ氏系中央會をも併合したが、今日は再び分離して居る。

四、獨逸消費組合中央會。

シュルツエ氏系總聯合から分離した消費組合の中央本部であつて、ドクトル・カウフマン（Dr. Kaufmann）氏の指導の下に在り、事務所をハンブルヒに置いて居る。

此等四中央會を知るに同時に、獨逸組合に金融上の便宜を與ふる普國産業組合中央金庫を忘れてはならぬ。此の金庫は産業組合的對人信用の發達を助勢するの目的を以て一八九五年に設立せられ、地方に於ける信用組合聯合會を通じて各種組合に金融の便を與へる。シュ氏系中央會に屬する信用組合及其他の組合はシュ氏年來の主張に鑑み中央金庫とは取引せず、ドレスデン銀行と取引を爲して居るが、工業家産業組合に於ては、中央金庫と取引して居るのである。

次に獨逸産業組合の近況を見るに次の通りになつて居る。最近の事情は信用組合、農業利用組合、生産組合、建築組合は増加の傾向に在るが、他は減少しつゝある。

一九二五年中新設解散組合數調

種類	一九二六年		新設	%	解散	%	増減 (△)
	現在	在					
信用組合	三、三九五	一、二八三	五、三	三九	一、七	△ 七九三	
工業原料組合	一、九三五	三	一、七	二八	二、三	△ 一八六	
農業原料組合	四、六一	二四八	五、三	二八	六、二	△ 四〇	
商品購入組合	一、七六	七六	六、六	二四	二〇、七	△ 一六六	
工業的利用組合	二、八四	五三	一八、三	一〇九	三六、四	△ 一七	
農業的利用組合	七、三三	五四六	七、五	三六	五、〇	△ 一七	
農用器具製造組合	一九	八	四、一	八	四、一	—	
工業品販賣組合	二九	三	二、五	一九	一六、〇	△ 一六	
農業販賣組合	八四七	三	五、一	七〇	二〇、一	△ 一七	
工業原料及販賣組合	一八六	三	七、〇	一〇三	三三、四	△ 九〇	
農業原料及販賣組合	四	—	—	—	—	—	
工業生産組合	九七	九	四、二	二六	一七、三	△ 一三	
農業生産組合	四、三七	二三四	五、五	二四	二九	△ 一〇	
飼畜及放牧組合	六六一	一〇一	一〇、五	九	九六	△ 九	

消費組合	住宅供給組合	共同住宅組合	其他	計
二、二六	三、九一五	二、五六	一、〇三八	五、三四〇
四	四九	四〇	六七	三、二六
一、七	二、二八	一、五、六	六、五	六、二
三、五	三九七	三三	一〇三	三、二四
一三、一	九、七	四、七	九、九	五、九
△ 二八三	一三〇	二八	△ 三六	一、四

獨逸の組合は各方面に行き亙つて發達して居ることは、此の表に依つて見るも明白であらう。而も其の數に於ては確に世界一である。

第四章 佛蘭西の産業組合

佛國の産業組合はフリエ氏 (Charles Francois Marie Fourier 1772—1837) の思想から始まつた。氏はロバート・オーエン氏と同一傾向の思想を有したが、氏は不完全な大都市生活を改善する爲に、千五百乃至千六百人を以て共同生活の團體を作り、山河園圃あり種々の生産を擧ぐるに足る一里八町四方の地域内に定住せしめ、其の生産消費を共同にする佳麗な共同住宅の設置を主張した。其の理想させる組合は、所謂生産組合であつて、組合員の日常生活に必要な物品は農産物にても工産物にても一切之を生産して組合員の消費に充當するに同時に、組合員は生産分配に参加して、職業を得せしめ、組合に依つて自給自足、而も物質、感情及社會的諸相のよく調和したる一新社會を作り、他の社會とは別段必要な交通を要せざるものたらしめむことを期したものである。ルイ・ブラン氏 (Jean Joseph Charles Louis Blanc 1811—1882) は其の後労働者の爲めに一大生産組合を組織すべきことを主張した。然し兩氏ともオーエン氏の如くに自ら工場を作つて實

際に組合的工業を起すといふ譯ではなかつた。一八三〇年頃から組合的組織が生れたが、時の政府は佛國第一革命後の社會を指導する爲めに、一八四八年七月組合獎勵費の支出を爲したので、急に生産組合の數を増加した。かくて五一年頃には、三四百の組合が生れたが、政府の後援の多少に依つて消長があり、六三年頃には各組合何れも其の事業を休止するといふが如き有様であつたが、政府は此の年労働者の組合に、補助を爲すことになり、再び生産組合の勃興を見た。然し其の組合數は一九〇九年に至つても四二二を數へ、組合員數一萬八千七百二人を有するに過ぎぬ。消費組合は之に反して相當の發達を遂げ、一九二二年に於て四千三百組合を數へ、二百三十二萬九千八百六十八人の組合員を有する。一八八五年に於て已に消費組合中央會を組織し、一九二三年に於て一八一九組合を有し、其の組合員數は百五十四萬五千人に達した。又消費組合の聯合會も殆ど同時に設立せられたが、一九一四年に四百二十五組合を所屬せしめ、四百五十一萬圓の賣上高を有するに過ぎざりしも、一九二四年に於ては其の所屬組合數千五百六十一となり、其の賣上高は一億四千萬圓に達して居る。聯合會の自己生産高は、二千三百萬フラン (我が約一千萬圓) 其の生産物の種類は靴、上靴、果菜罐詰、練罐詰、チョコレート等であつて、近頃化粧水製造工

場をも起して、佛蘭西國ならではと思はる、色彩を放つて居る。

佛蘭西の農村に於ける組合には二ある。一は農業組合を稱すべき職業組合であつて、同時に肥料、農具、種苗、家畜等の共同購入を行ふもので、其の数は甚だ多い。他は農産物の生産販賣の爲にする産業組合であつて、乾酪、牛酪の製造販賣を爲すもの最も多く、葡萄酒醸造、澱粉製造、農具の共同販賣及共同使用、製油、蒸溜、製粉及麵燒、製糖、果菜の保存、共同運輸、漬物、鶏卵、香料用花物の蒸溜、亞麻纖維等の生産販賣を爲すこいふが如くに種類は甚だ多く、一九一九年に於て其の数は四百七十九であつた。

農村に於ける信用組合は一八八四年の法律に依り、其の設立を認められ、八五年に第一の組合の設立以來其の數に於ては少ないが、國家より特別の補助を受けて其の事業經營上特別の發達を遂げて居る。即ち一八九四年以來小住宅の供給事業を行ひ、一九〇六年以來小地面の購入につき長期年賦の貸付を爲し、農村振興の爲に努力を爲して居る。殊に一九〇七年佛蘭西銀行の紙幣發行に關する特權を繼續する際も、同銀行をして、(一)毎年二百萬フラン(我が約八十萬圓)宛の割合を以て(二)一九二〇年迄に四千萬フラン(約千六百萬圓)だけ無利子の金を上納することに

となし、之を以て農業信用の發達の爲に供用することに、なり、一八九九年に地方信用組合の爲に總聯合金庫(Caisses Régionales de Credit agricole)の設立を認め、一九〇一年には已に十六縣の聯合金庫が設立せられ、一九一〇年には其の數九十六に達し、所屬信用組合の手形を割引き且つ國庫の補助金を此等信用組合の爲に中繼を爲すこととした。一九二〇年に至りては、農務大臣の下に農業信用管理局(Office national du Credit agricole)を設け、其の下に八十九縣の聯合金庫を統べ、之に五千二百十の農業信用組合(Caisses Locales de Credit agricole)を聯絡せしめて居るが、一九二四年に於て佛蘭西銀行より供給した資金は合計四億二千四百萬フラン(我が約一億七千萬圓程)に達して居る。

佛蘭西組合中更に異彩を放つものは、保險組合である。其の數及び普及の程度に於て比較する國土のない位である。家畜保險組合のみにも八千五百を數へ、其他農業火災保險、電害保險、農業傷害保險、家畜再保險、火災再保險組合等さへ之を有する。

佛蘭西の産業組合に關しては特別の法律はない。民法又は商法の規定に依つて、之を設立することを認め、之が取締をなし、又は特別の保護も加ふるが爲に特別法を制定して居るが、英獨兩國

に比するに、國家の保護の厚きに似ず、發達の程度は必ずしも高いとはいひ得ない。

第五章 伊太利の産業組合

伊太利に現存する組合中最古のものは、チューリン市に在る消費組合(Magazzini di Consumo)である。此の組合は一八九九年に、一般労働組合と鐵道従業員組合とが合併して一大組合となつたものである。伊太利には此の種の組合は各地に存在し、俸給生活者の消費組合や軍人の消費組合の如き特殊な組合も数多い、のみならず、恰も我が國に於ける經濟設備の利用組合の如く、病院、圖書館、劇場等を設備して組合員をして利用せしめ、又労働組合の業務をも行ふものがある。消費組合の数は一八八三年に十八に過ぎざりしも、一九二一年には三千六百を數ふるの盛況であつたが、同年の終りに其の屬する産業組合全國同盟が國粹黨の犠牲となつてから衰運に向ひ、之に代つて國粹黨主義に依る伊太利産業組合中央會に所屬するものが増加する傾向にある。此の外になほ消費組合全國聯合に屬する二千九百四十餘の組合がある。

當國の信用組合は相應に根強き根柢の上に發達しつゝある。都會地信用組合の先達はルツアツ

チ氏 (Luigi Luzzatti 1841—) である。氏は獨逸に遊びシユルツエ氏に就きて信用組合に關する研究をしたが、一八六六年、北部伊太利の大都會ミラノ市に於て信用組合を創設した。名稱を庶民銀行 (Banche Popolare) と爲し、勞働者其他に對して貯金を勧め且貸付を爲したが、シユルツエ氏式の組合を伊太利に適合せしむる爲には有限責任の組織を採用し、設立當時の出資は僅に百四十リラ (日本の七十圓内外) に過ぎなかつたのである。然るに今日に於ては巨萬の資本金を擁し、同市に於ける第一流の銀行を凌ぐの勢に在るこのことである。此の種の組合は他の都市にも普及して居る。

農村に於ける信用組合はウオーレンボルク氏 (Dr. Leone Wollenborg) に依り、一八八三年ロレジアに三十二人の同志を得て設立した農村金庫を以て先驅とする。此の組合の成立には非常な困難があつた。此の地方は一八八〇年代に於ける恐慌の苦痛を最も強く受けた代表的の貧村である。徹頭徹尾氏の世話に頼らねばならなかつたのである。氏は父祖傳來の財囊中から先八百圓を出金し、後二千八百圓を組合に貯金して最初の四箇月半を支へ、後漸くにして、某貯蓄銀行から千六百圓の借入金を得し、貸付業務繼續の自信を得たのみならず、必要に應じ何時にても組合

員に金融の便を與へるこの出来る様になつたから、經營三ヶ月後の計算に於ては、組合員は其の借入金高に對して年一分五厘の利子の支拂を爲せば足る旨の通知に接し、怪異の情に堪へず、組合の違算なるべきを信じ計算方に書付を返へした者もあつた所、其の計算の正確にして何等の誤謬なき旨を知るや、評判は忽ちにして内外に喧傳せられ、ウ氏は地主や牧師等の招聘を受けて其の説を敲かれ、席暖なるに暇あらずいふ有様であつた。組合員の數も幾許ならず二百二十八人となり、其の貸付業務を擴張して一層組合員の便益を圖ることにした。

ウ氏の組合はル氏の組合とは全く其の趣を異にする。ウ氏のは獨逸のラ氏式を採用して無限責任の組織を擇び、其の區域は獨逸よりも更に狭小にした。小事にも嚴格に經濟を圖ることは肝要であるから、各自をして組合の業務を分擔せしむべきであるが、小區域の組合に於ては一層かくして經濟を圖ることは必要であり、又同時に容易に分擔し得られるものである。又小區域なればこそ組合員は屢々會合を爲し得べく、彼等の事件を共通に處理し易くなる。夫れ故獨逸の諸組合よりも出来る限り小事件に就ても一層利害を緊密ならしめ、一層充分に協力せしむることにになり如何なる集會にても來會し得べき程の者は來會せざることをなく、若し欠席するに、曾てアゼンス

人が公事に關し投票せざるべき罰を受けたと同様に、二十錢の過怠料を徴收せらる。此の金額は小額に相違なきも、儉約を貴ぶ者に對しては充分に重い罰金である。組合の集會は質朴單純な殆ど家長會議とも見るべきで、組合員各自は思ふ儘に投票權を行使する。組合理事者の任務を定むるは、此の組合員である。理事は二週間に一回宛會合して諸勘定を對照し、貯金を受け取り、借入申込に關して相談する。多くの信用組合に於ては總會は一組合員に對してなす貸付最高金額を三百リラ（一リラは平價に於て我三十八錢内外ミす）五百リラ、又は六百リラなきミし、連帶借入の場合には尙高額に定むるなき理事の貸付に對して最高金高に關し制限を設くるミ同時に、貸付金利子及貯金利率をも大體決定する。組合の經費は極度まで節約を加ふることが常である。ロレジャの組合にては、其の會計係に對して年手當十六圓に過ぎなかつた。組合の一年間の支出總額は僅に二十四圓であつたことから見ても、其の節約振りを知り得る譯である。村には、此の如き手輕な貸付を爲す機關は組合以外に絶無であるから、組合員は組合を讚美することは疑なき事實である。此の點から類例のない教育的價値が現はれる。組合員たる人物の吟味厳しきこと他に比類を見ざるが故に、此の組合の利用を受けむしして自然に品性を貴ぶことになるからである。

人間たる以上如何に貧窮でも、其の組合員たるには障礙ミはならぬが、正直で謹直、儉約な上に品行方正で隣り近所の人々に信用を博する程の人なれば大に歓迎せられる。其の上に讀み書きの出来る者でなければならぬ。借入證書や組合員間の取極めを了解せねばならぬ。此等のことは不知不識の間に組合員の品性を高むることになつた。故に「正直にして勤勉な」人を助け、人を作り上げるものは信用組合なりミ稱せられた譯である。此の如きは狭き区域内に在る少數組合員の無限責任に依り、出資さへせぬ貧乏者の信用組合の狀況であつた。此の組合は數の増加に於て必ずしも迅速を以て稱すべからざりしに似ず、到る處に繁榮し、小民に對して多大の援助を與へた。寔に英人ウルフ氏の言へるが如く、氏の組合は礪礪の地に植付けられたるにも拘はらず、斯く繁茂するに至つたのは、恰も不毛の砂地に播下した豆が、數尺の根を下し、下層土中に散在する少量の養分を攝取し、大氣中の窒素を資化し、遂に有益な實を結ぶミ其の揆を一にするものである。予は餘り伊太利に於ける農村信用組合のことに付いて多言を費した。然し組合の組合たる所以を説くに適例ミ考へたからに外ならぬ。伊太利の農村組合は獨り信用組合に限らず生産物の販賣や、肥料飼料等の購買等各方面に相應の發達を見たのであるが、其の外に尙一つ伊太利獨特の組

合がある。それは借地組合である。農業労働者相集まつて共同耕作を爲すものであるが、其の内から二つの型を區別し得る。一は多數労働者が共同して大地面の農地を借受け、之を一の大農場に組立て、組合員中より、又は他より適任者を擧げて其の管理の任に當らしめ、組合員は總て労働者として勞務に服して賃銀を得るものである。之を共同管理借地組合と稱する。他は前記の如き大農地を以て一大農場を爲すことなく、之を組合員に分割して小農場たらしめる。耕作に付きは各自の自由に任せ、機械の使用、生産物の販賣、肥料種苗の購入等につきては共同して之を爲すのである。此の種の組合を分割管理借地組合と名づくる。現存する借地組合の最古のものは一八九〇年に設立されたものであるが、其の他は何れも一九〇〇年以後の設立にかゝり、歐洲大戰中より其の増加率を加へ、一九二〇年末には二百二十四の組合があつて、其の經營面積は五萬二千三百三十九町歩に達するこのことである。此等組合は主として、土地所有者より比較的低廉なる小作料を以て借地を爲し得る便あること、共同耕作に従事する人々に確實な仕事の場所を與ふるに在るから農業労働者に職業を與へ彼等を農地に安定せしめる上に貢獻するものと言ひ得る。請負組合亦特別な組合であつて、官廳や公共團體の道路建築物の工事を請負ふものである。

伊太利の産業組合は夫々全國的聯合會を組織して居るが、農業組合は縣聯合を組織し、更に全國農事産業組合聯合を形成し一般産業組合聯合と聯結して居る。

第六章 丁抹の産業組合

農村振興上産業組合の實物教訓を世界各國に示した國は丁抹である。此の國には殆ど全世界の視察員が研究旅行を爲して所謂丁抹式なるものにつき調査を重ね、丁抹農村に關する多くの報告もあるから、今更之を述ぶる必要もないが、然し、彼の如き小國の民が、逆境に戦つてよく最後の勝利を占めた事實は、如何に之を繰返へしても多きに過ぐるの虞れはないと思ふ。

那翁が猛威を奮つた當時の丁抹は、實に見る影もない慘憺たる國土であつた。其の後半世紀を経た後に於ても、今日隆盛を以て誇るバタ製造事業も、乳牛は劣等で其の乳量は少なく、バタ製造の設備は不完全で、品質の善悪なきいふ問題には觸るゝ餘地さへなかつた。丁抹のバタ事業に今日の名聲を博する程の科學的基礎を與へた人はセゲールケ教授 (Professor T. R. Segelcke) であつて、氏は一八六〇年に其の研究を初めた。然るに間もなく、普墺戦争を開くこととなり、不幸にも同國の樞要な二州を割讓 (ヴェルサイユ條約に依り歐洲大戰後之を恢復した) するの餘

儀なきに至りたる結果、愈々小國となり、彼のユトランド小群島といふ狭き境界内に押込められた。此の取残された地方さへ、當時は到る處沼澤や、濕地や、砂丘等の不毛地を以て充たされて居たのみならず、丁抹の重要農産物の一たる穀物の價格は新開國の農業の競争に堪へず、甚だしく下落して農業者の困難は更に加はり、實に名狀すべからざる亡國の如き狀況を示した。

當時第一に着手すべき事業はユトランドの大半を占むる沼澤、砂丘等を改良して耕地を爲し、其の生産の増進を圖るこゝであつた。古き昔に溯るこゝ、此の邊一帶の土地には大森林があり、良牧場があつたが、年を経る儘に森林が叢林となり、叢林が荒野となり、遂に不毛の地となつたのである。一八五〇年頃にも此の原野を通過する人影さへなかつたこゝである。一八八七年敗戦の翌年であるが、愛國者ダルガス大佐は荒地整理協會を起し、道路を設け、灌漑排水の計畫を立て、内地植民に便し、鐵道を敷設し植樹をしたが、數萬町の砂地は肥沃な耕地となり、三萬町には針葉樹を植付くるなき著しき成績を示して居る。

丁抹人が其の經濟上の困難殊に農業衰退から切抜けるこゝの出來た事由の一は乳業の發達であつて之が最も重大な關係を有する。而して農村振興を實現し得たのは、農業者自らの修養と其の

長き經驗を確固不拔の努力であつて、他の多くの國に於て見るが如き他方に依る所は全然ないといふべきである。從來丁抹から輸出したバターは、其の品質極めて粗雑なもので、農業者の勝手に造つた少量のものを買集めたに過ぎない。従つて購買者から品質不揃の小言が絶えなかつたのである。而も生産費は高くつき、農業者として得る所の利益は寔に小額であつた。丁抹人は此の弱點を改善する爲に、バターの共同製造所を設立し、農業者各自をして其の牛乳を製造所に送りしめ、一定の方法を以て製造することにした。殊に遠心分離機の發明があつてから後は、バターの共同製造は極めて容易となり、農業者は其の提供した牛乳を直に乳皮と糟乳に分ち後者は豚の飼料として農家の手に戻さるゝが故に從來に比するに時間と費用と努力との節約は勿論、養豚勃興の動機もなつた。此の間多數の農學者輩出してバター製造に關する研究を爲し、此の業を科學的基礎の上に置き、製造上の手續を簡便にし品質上等のバターを製造し得ることとなり、又國民高等學校に於ける教養は丁抹國民の人生觀を確實にし、學國一致して同國農業の發達に貢献せむの意氣を盛ならしめ、他方には自作地の創設に努むるなき、農村の繁榮を圖ることに付き國民を擧げて一致協力したのである。此の如き根柢のある又教養ある國民の間に、一八八二年西部ユトラン

ドに創設せられたバター販賣組合の成績良好なりしことは驚くに足らぬ。成績よき組合は組合事業の可能性を示すものである。今日乳牛を飼育する農家及乳牛の九割が此の種販賣組合に屬するの盛況を呈すること亦故なきにあらざるを知り得る。バター販賣組合が盛大となり、其の製品を英國に送りて名譽を博することになるに、直ぐ次には最も泌乳能力に富む乳牛を飼養して、飼育上の經濟を圖ると同時に、牛乳の生産高を多からしむる目的を以て乳牛検査組合を起した。此の組合には數人の技術者を置き組合員の乳牛を定期に検査し、優良の成績を擧げた乳牛は其の飼養を持續するも、劣悪なものは一日も早く之を賣却して損失を免るゝ様指導するから、乳牛の改良には著しき効果があり、泌乳量を増加したことは著しい。即ち無検査乳牛の乳量一頭平均五千二百十斤のもの、検査組合所屬乳牛の一頭平均の乳量は五千七百五十六斤であるから、其の差は六百三十六斤、之をバターとすれば、二十三斤の増加となる譯である。

丁抹のバター販賣組合を併び稱せらるゝものに豚肉加工販賣組合がある。一八八七年ユトランドのホーセンスに設立したベーコン販賣組合を以て第一とするが、當時豚疫の關係上獨逸が輸入禁止を爲した際、ベーコンに製造して英國に輸出を開始した時であるから、諸事頗る順調に進み、

各地方に多くの豚肉加工販賣組合を發生せしめたのである。此の組合設立については組合員をして特に出資金を拂込むに及ばず、組合員の連帯保證に依つて、國立銀行より必要な資金の借入を爲し得るから、之を以てベーコンの製造所及其の營業資金を爲すことを得べく、其の事業の利益を以て前記借入金返済に充てるのである。尤も組合員は必ず其の飼養した豚を盡く組合に提供せねばならぬ。若し此の約束を履行せざるべきは豚一頭につき六圓程の罰金を課せられる定である。組合員が豚を組合に提供するに内渡金を受取り、年度末に至りて精算を爲し、利益あつたときは之を提供した豚の數に應じて割戻を受くる。又此の製造所に於ては、ベーコンやハムを経済的に製造するに止らず、其の副産物の利用を講じ、又販賣に付きては聯合會を組織し、組合相互の間に於ける相互保險に努めて居る。

鶏卵組合も亦丁抹農家の成功した一事業である。國中到る所に在り、首府コペンヘーゲンには一八九五年に其の中央本部を設けて、販賣上の便宜を圖るのみならず、本部の所屬組合の組合員は其の提供した鶏卵に一々其の記號を附し、其の卵に關する責任を明にし、若し不合格卵を提供して一度注意を受けても尙改めない場合には、一卵につき三圓程の違約金を徴收することに

て居る。此の違約金は高いには相違ないが、組合としては之を徴收せざらむことを目途とし、且つ共同事業の爲には各人をして違約を爲さしめざらむことを期する次第であるから、何等差支へありきは思はれぬ。米國或市の規則に道路の歩道にたんつばを吐いた者は百圓の罰金を課すこと爲しあるが如き類である。

其の他丁抹には種苗、肥料、飼料、農用機械器具等を購入する爲に購買組合を設けて居るのみならず、各方面に種々の附屬事業を設け、家禽の改良、牛馬羊豚及蜜蜂の飼養者の團體を設け、共進會、講習會、試験等を行ひ、又家禽の組合的保險をも行つて居るのである。又コペンヘーゲン市には消費組合聯合會を設けて種々の便宜を圖つて居る。

此の如く丁抹國に於ては、農業の各部門に互りて各種の組合を設け、之を適當に聯結して組合網を全國各地方に行互らしめ、中央金庫を設けて金融網を完成せんことを努めて居る。かくして丁抹の農業衰退を防ぎ、國民的災厄を免れしめたのである。丁抹人はかくして彼の狭小な國土から、以前に比較すべきものなき程の生産高を擧げ利益を多く得つ、ある。尤も經濟上に於ては、純利潤即ち企業收益なるものは必ずしも多しといふ譯にはなつて居ないかも知れぬ。殊に國民の驚く

べき努力、其の先見の明、及其の忍耐力に對して比較衡量するならば、遙かに少額かも知れぬ。然し之に依つて生じた丁抹國民一般の得た職業の種類が多きに從つて、各方面に於ける繁榮は事實上疑ふの餘地はない。而も此の結果を産むに至つた最大要素は何もいつても、農業上の利益の増進であり、産業組合制度善用の賜である。

第七章 印度の産業組合

近世的形態を有する産業組合の發祥地は、歐洲にあることは勿論であるが、此の制度は決して歐洲人のみの私すべきものではない。エツゲル教授(Prof. A. Egger of University at Zürich)のいふが如く「産業組合はいつかはなしに發生したものである」。従つて何處にも發生し得べきものである。日本に於ける無盡講や報徳社、支那に於ける社會制度、朝鮮に於ける契の如き原始的なものは、類似の制度である。然しながら近世的形式を具備した組合は、比較的新しい。日本、印度、パレストインの組合は二十六年を最古とし、後者の如きは設立以來五年を超えぬ。その他ジョージヤ(Georgia) アルメニヤ(Armenia) アゼルバイジャン(Azerbaijan) の如き露國附屬の國にも組合はあるが、それは單に消費組合のみであるから、つまり、日本と印度との産業組合は亞細亞を代表するこゝになる。

印度の産業組合に就きて説明する前に、印度の特殊な國情に就て述ぶる必要があるが、それは

甚だ容易のことでないから、茲には其の内最も重要な宗教關係だけに止むる。英人の言ふ所に據るに、印度三億二千萬の中約三分の二はヒンドウ教を信じ、五分の一は回教を奉ずる。ヒンドウの哲學は物質的富を蔑視するの傾向がある。即ち自然の強さの前には黙従あるのみ、人間の物質的發達の如きは大自然の力には無に等しいと言ふのである。其の上印度には階級制度が嚴存して、一切の人は生れながらにして世襲的階級の何れかに屬し、人の地位は生れながらに決定して居るばかりでなく、多くは其の職業さへ定まつて居る。ヒンドウ教徒は階級制度を結合して、物質的發達には極めて冷々淡々である。歐洲人の如く、其の慾望を大にし、之を充足する爲には、知識を磨き努力を拂ふといふが如きことはしない。寧ろ慾望を起さないやうに努めて居る。生活の向上なきいふことよりも慾望を抑壓せむとして居る。回教はこれに趣を異にするが、其の宿命的世界觀は向上發展を抑へ、何事も諦めしめる。利子を得るは不正と認めて居るから、銀行の經營や資本主義的大事業を運用することは彼等の常に避くる所である。儉約や貯金の如き將來の爲にする準備行爲は一切放擲して省みるものなく、農業を除いては殆ど總ての生産事業に費用を投ずることをせぬ。

上記の如き状態を來したる最大原因は何ぞ。印度は貿易風の影響を強く受くるからである。住民の六割は農耕に従事するが、多くは六月と十月との間に降る雨を利用して農業が營まれるが、此の貿易風の來る季節は時として遅速があり、豫定の時に雨を見ないときは作付は出來ず又收穫するこゝが出来ない。雨がなければ凶作となり、多ければ豊年であつて、農業者の熟練や技術や知識よりも遙かに強い因子は、貿易風の吹き廻し工合であつて、彼等の信仰の架空ならざることを常に立證するので、彼等は生活の爲にする眞剣な努力を卑下する。彼等はかくして後代に残すべき何等の經濟的施設を設けず、努力の蓄積として見るべき何物をも有せぬ。公共事業に投資するなき云ふことは、全然彼等の了解し能はざる所である。此の種の社會組織を有する彼等に對し貿易風の不順は、印度に飢饉を將來せずには置かぬ。過去の蓄積の無い所に於ける飢饉は如何に悲惨なものであらう。而も彼等は飢饉を以て天罰と心得て居る。彼等に取りては此の飢饉を防止し、作物を保護せんとする手段を講ずるが如きは、確に神の御旨に對する冒瀆罪とも見られねばならぬ。是に於てか印度の歴史は、餓死と悲惨を以て織込まれたものでなければならなかつた。勿論印度は大國であるから、全國を通じて同時に飢饉はない、地方的である、従つて交通機關の

發達は、地方的悲慘の状態を救済し得る譯であるから、英國官憲は努めて、鐵道の普及を圖り、大規模の灌漑事業を起し、一地方に必要な以上の作物を生産して不足地方への輸送を圖り以て飢饉を防止するの策を立てたから、今日に於ては最早食物の不足より飢饉を見ることはなくなつたといひ得る。然しそれにしても尙他の方面から危険の來る虞れがない譯ではない。それは食物の不足からではなくて、食物を購入するの資力なきことから起るのである。印度の多くの農家は一町歩内外の農地を耕作するに過ぎぬ。將來の爲に節約することもなく、不順なる貿易風の時に起る家政困難を切抜くべき何等の貯蓄さへない。印度の政府が農家並に一定収入に依つて生活する人の爲に信用組合を設立せむことを計畫したのは全く此の飢饉に對する方策の一とする爲であつた。信用組合に依つて儉約を奨め、獨立の精神を涵養し、之に因つて、彼の飢饉を起し、人を餓死せしむる周期悲劇（貿易風の不順）に對抗するに足るべき經濟力を涵養せしむむが爲の計畫に外ならぬ。此の組合運動は前記の宗教的に凝り固まつた人々の間より起るを無爲に待つことの出來ない關係上、官廳の力に依る所頗る大なるものがあつた。實に印度の組合運動の大部分は官吏の刺戟と官吏の努力の產物であるといひ得る。然しこれに依つて個人の活動の範圍を縮少した

といふ譯ではない。又組合としては政府の援助を以て友人又は助手の助力位に考へ、干渉は思つて居ない様である。

印度は古來高利貸の多いのを以て有名である。是れ印度人に取つては、借金は全く一の慣習となつて居るからである。彼等は生れながらにして借金を負ひ之を擔ひながら死んで行く。彼等の子供は先祖代々の財産と共に、先祖以來の借金をも譲受くる。此の種の借金を償還せしめ、貯蓄を爲すの方法として、信用組合の利益を説明するに、『父は借錢を遣して行つたのに、何故其の息子にそれが出來ないのか』といふ奇問を受けて驚かされるのである。それにも拘はらず、印度政府は借金の悪習より免れしめ、低利の資金を融通する爲には、種々の方策を立て、諸機關の創設をしたのであるが、如何にするも、各人に密接の關係ある信用組合の如き制度なしに其の目的を達することは出來ないといふので、一九〇四年信用組合法を實施することとなつた。此の法律の要點を擧ぐるに次の如きものである。

一、同一町村に居住する同種族の者十人以上を以て組合を組織し、組合員に節儉を奨勵し、獨立自營の精神を養はしむること

- 二、組合員の貯金を預り組合員外又は他の組合より金を集め、之を組合員に貸付し又は登記官の許可を得て他の信用組合に貸付を爲すを業務とすること
- 三、信用組合の設立の許可及監督に付ては信用組合登記官之に當ること
- 四、組合の計算書は登記官又は其の部下の官吏之を監査すること
- 五、剰餘金の配當は農村組合に於ては最初之を認めず全部を積立金と爲すも或金額に達した後に於ては之を認むること
- 六、都市に在る信用組合に於ては剰餘金の四分の一以上を積立金とし、其の殘餘を以て配當に充つることを得せしむること

信用組合法發布當初に於ける組合の進歩は、實に遅々たるものであつたが印度内各州政府の任命した登記官の熱心な指導は、漸次成功に導き、一九二二年には産業組合法が公布せられて信用組合以外の諸組合の設立をも認めたのみならず、聯合會をも認め其の發達を促す爲には所得税、登記税及印紙税を免除した。尙登記官は組合の成功に付見込なしと認められた時は登記を拒絶し、又は登記を抹消して解散を命ずることといふが如く、我が國の監督官廳が爲す略同様な權限を以て居

るが、印度の國情はかくすることに依りて、組合の活動を保證し、且組合に對する公共の信用を厚からしむる所以なりと考へられて居る。

印度の信用組合に特殊な點は其の貸付の生産信用のみに限らぬことである。結婚や葬式や其の他宗教上習慣上の儀式的爲に金の入用あるときは、理事が必要と認められた金額までを限度として貸出を行ふ。普通貸付金の用途は舊債償還種苗飼料家畜の購入、土地買戻、土地改良、農具の購入等であるが、舊債償還に付ては甚大の注意を拂つて居る。舊債の利子は高く其の金額は多いが、利子を遞減して貸すに組合員は高利の刺戟を失ひ、償還を怠り勝になる。さればこゝで全然拒絶することは一層不良の結果を來す、これ組合員をして不良な高利貸の下に走らしむるからである。斯る事情の下に在りて信用組合として活動するには、甚だ多くの困難を伴ふに相違ない。それに貿易風の不順は借金の規則正しき償還を阻害し、宗教的信仰の爲に牧畜の業もなく、家計の助となるべき副業は起らず、階級的感情は下層階級の者の外は養鶏を行はず、養蠶も身分の卑しき者のみ之に従事することといふが如き有様であるから、穀作や甘蔗作が出来であること、愈々償還の期を守ることを得ぬこともある。それにも拘らず、産業組合は着々進歩を辿りつゝ、あることは事實

である。最近五ヶ年間に於て組合数は二萬三千から四萬五千となり、組合員数は八十五萬人より百五十一萬六千人となり、取扱高は六百八十九萬ルピーから一億三千三百二十萬ルピーに増加して居る。然し何れいふても、農業者の心の中に組合精神を教込む爲に、組織的努力が拂はれてからまだ多くの年數を経た譯ではない。組合の不思議な魔力は此處彼處に其の効果を現はしては居るが、要するに將來の組合運動に對して價值ある端緒となつたに過ぎない。今後一層自動的相助の妙用が信用組合に依つてよく教へ込まれたならば、多くの經驗を繰返さなくとも、種々の方面に種々の組合が現はれずには置かぬ。ビルマ州に於ける家畜保險組合の如きは其の先頭であらう。バンシヤブ州に於ても、同様な保險組合が生れ、次で肥料農具及衣類の如き家庭用品を購買する組合は殆ど總ての州に組織せられた。尤も役員として適任者を得難く、購買事業は未だ概して振はないが、其の理由は掛賣の風習が依然として行はれ勝であるからこゝいはれて居る。販賣組合は亞麻棉花等を取扱ふものは幾分か成功して居る。殊に大なる市場に於て聯合して問屋組合を起して居る。かくするこゝに依りて、地方商人の毒牙を免れて居る。ビルマ州に於ては社會(Grain Golas)の如き制度があつて、組合員は五ヶ年に互りて、一定量の米を積立て飢饉や不作

の時には借入を爲し得るのであるが、牛乳販賣組合は、大都市附近の農家の間に組織せられ、純良な牛乳を市民に供給するこゝを圖りつゝある。ベンガル州に於ては、灌漑の便を與ふるの目的を以て組合を設け降雨の不順な地方に於て多大な便宜を與へて居る。其の上に此等組合の資金の需給に關し其の調節に任ずべき上級機關も亦各地に設立せられて、制度上の體系も漸次整つて來つゝある模様である。

印度の組合運動は創始以來日尙淺きに拘らず、數州に於ては已に貧困な農家も組合に依つて負債を償却し、貧苦から解放せられ、貪慾な高利貸の毒牙を免れ、生産及販賣上に於て自由を得、公正な市場に於て均等の機會を得るの幸福を享くるこゝになりつゝある。

第八章 本邦の産業組合

一 總 說

風俗習慣、社會事情等歐洲のそれとは全然其の趣を異にしてる我國に、歐洲に生れた近世式産業組合の種子を輸入之を播下されたのは明治二十四年であつた。當時歐米諸國に於ける資本主義經濟發展の陰に沈淪する中小産者の地位に鑑み、將來我國にも襲來すべき運命に對して、彼等の據るべき唯一の城塞は産業組合を措いて他に求むべからざる爲し、且つ小産業者の多き我が國の事情に於て信用組合設立の急務なることを察し、之を以て當時漸くにして成つた地方自治制度の根柢を築き上げべき最も有力な文明的團體たらしめ、以て新興日本の進むべき道を鋪き固めむの理想は、組合の先驅者たる故子爵品川彌次郎、故伯爵平田東助氏等の胸奥に堅く把持せられたものであつた。不幸にして二十四年の議會は政治上の理由に依り解散となり、品川子の提案たる信

用組合法案は成立を見ずに終つた。然し同氏等の熱心な勸奨指導は、本邦固有の組合も言ふべき報徳社關係の間に最初の信用組合を生れしめた。即ち明治二十五年八月に静岡縣掛川町に設立した掛川信用組合を最初として各地各職業者の間に設立を見、地方中小産者の金融上に便宜を與へるとになつた。又生絲販賣に付ては明治の初年に早くも重要輸出品となつた關係上各地に共同組織に依る小規模の製絲場起り、又産線絲を揚返して共同販賣するものを生じたが、其の内上州地方の座繰製絲業者間に於て粗製濫造の弊を矯め、販路の保護を目的とする組合的共同事業起り確水社、甘樂社及下仁田社の基礎を築き上げた。かくする間に日清戰爭があつて其の戦後の經營忙はしき時は來り、政府は年來の懸案たりし日本勸業銀行及府縣農工銀行の設立を助け、不動産の抵當に依り新事業を起し、舊債の償還を爲さむとする者に便宜を與へむことを期したのであつたが、此等兩銀行設立の目的を充分に達し、而も國民中最大多數を占むる農工水産業者等の事業運用の上に金融の便を與へんこならば、勢ひ直接當業者の金融生産販賣に便宜を與ふべき組合の設立を急務とするから、政府は明治三十年産業組合法案を議會に提出して其の成立を期した。當時の産業組合は實に産業者の組合であつて、法案は消費者の組合を認めなかつたのである。是れ

産業組合の名稱の起つた所以である。然るに此の法案は貴族院に於て擱潰しの厄に會ひ成立せず明治三十三年に至りて、消費組合をも認めたる産業組合法が成立して今日の意味に於ける産業組合が生れることになつたのである。其の後組合法中に幾多の改正を加へ、農業倉庫業法も布かれて組合及聯合會が農業倉庫事業をも經營することを得せしめ、又所謂市街地信用組合なるものを認め生産組合なる名稱は利用組合なる内容に於ても幾多の變遷を経て今日に至つたのであるが、産業組合其の者の本質に至りては毫も異なる所なきは勿論である。

我國の産業組合は上記組合法の規定に従ひ市町村其他適當な區域を定め、設立者に於て定款を作り、地方長官の許可を得て設立する法人であつて、其の行動の範圍は大體法令を以て定まつて居る。事業執行の任に當る者は理事であつて、其の員數は組合區域の大小、組合員の多少に依つて三人乃至十人内外あり、内互選を以て組合長を定むる。又其の職務を補助せしむる爲に諸種の職員を任免する。理事の業務執行の狀況及組合財産の狀況を常時監査する爲には數人の監事を置き、且官廳は其の検査監督の任に當つて居る。總會は最高決定機關であつて、毎年定期に一回及必要ある時は臨時に之を開き、理事及監事を選任し、一年間に於ける會計の報告を審議し、官

廳に提出する事業報告書を承認し、剩餘金の處分を決するなき事の大小をなく、組合事務に關して民衆的の取扱を爲すが、組合員の決議權は一人一票であつて、出資の多少等に依つて何等の差別を設けぬを特色とする。組合員は組合事業を爲すに必要な資本金の爲め、各自應分の出資を爲すが、一口は五十圓以下に限られ、一人の出資口數を通常三十口、特別の事由あるときは五十口迄に限り、以て出資に依る勢力の少數者の手に歸せざらしめむことを期して居る。組合員は概して資産に乏しき者か、農業者の如く不動産以外の流動資金に乏しき者であり、随つて出資額も少なく、外部に對する信用の確實を期するを得ざる場合あるべきを以て、有限責任の外に尙保證責任及無限責任の組織を採用することを得せしめて居る。尙行政官廳は設立の許可より、登記の囑託事務、検査、指導、監督等に至るまで周到の注意を加へ、報告を徴し、産業組合統計を作るなき他國には其の比を見ざる程組合の爲に便宜を圖つて居る。

我國の産業組合は法律發布以前に於ても存在した事は間違ない事實であるが、それにしても大體組合先達者の先見に依つて指導せられ、歐洲に見たる資本主義の惡弊を防止し中産以下の人々の産業を維持し、其の生活の安定を得せしめんとの理想の下に奨励せられたことに依るものが最

も多きに居るのであるから、組合法施行當時に於ては勿論、其の後雖も眞に産業組合を必要とするこいふ組合員の自覺の上に設立したものは甚だ渺ない。或は官廳の補助金に依るものもあり、中央會其の他の團體の助成に俟つたものもある。組合及其の經營に關する知識も經驗も官廳中央會等の開設したる講習會に依りて速成的に與へられたものが多い。主務省及地方廳には專任官吏が設置せられて、産業組合の普及指導の爲に盡力し且盡力しつゝあるか、此の間の關係を知る者は本邦組合の自發的自覺に依るよりは、寧ろ誘導せられ、助成せられ、指導せられたものなることを知るべきである。我國の制度には此の種のもものが甚だ多いが、産業組合の如くに獨立自營を旗飾する團體に於ては果して斯の如くなるこが當を得たこであらうか。漸く近時に至り國民生活上の必要に立脚して組合が設立せられ、又其の經營が行はれるこになり、眞の産業組合の活動舞臺に進みつゝあることは人意を強うするに足るものがある。

二 本邦産業組合の種類

我國の産業組合は其の目的に依りて區別するこ基本たる形に於て四種となる。即ち信用組合、

販賣組合、購買組合及利用組合である。而して一組合にして此等組合の二乃至四をも兼營むこが出来るから、更に十一種の複合組合を生ずる。即ち信用販賣組合、信用購買組合、信用利用組合、販賣購買組合、販賣利用組合、利用購買組合（以上二目的を兼行ふ組合）信用販賣購買組合、信用販賣利用組合、信用購買利用組合、販賣購買利用組合（以上三目的を兼行ふ組合）及信用販賣購買利用組合（四目的を兼行ふ組合）である。後の十一種の組合は便宜上之を兼營組合と稱し、前記四組合を單營組合なご名づくるこもある。唯注意すべきこは、市及特別市街地を區域とする信用組合中組合員に對し手形の割引を爲し且一般組合員外の貯金を取扱ふものは、所謂市街地信用組合と稱するもので、兼營組合たり得ず、常に單營組合たらざるべからざるこである。

上記諸種の組合の目的は奈邊にあるか、組合別に大要を左に説明する。

一 信用組合 信用組合は組合員に對し資金を貸付し且貯金を預る目的を以て存在する組合である。貸付金の用途は事業に必要なものたるこを原則とするが、組合の定款を以て定められた限り家計の爲に必要なものまで及ぶもよい。貯金は原則として組合員のそれを取扱ふのであるが、加入の豫約を爲したる者、組合の家族、公私團體（營利を目的とせざるもの）の貯金をも取

扱ひ得る。又所謂市街地信用組合は或制限内に於て、其の區域内に於ける一般組合員外の貯金をも取扱ひ得る。貸付金の資源は、各組合員の拂込出資金、諸積立金、貯金及借入金であるが、拂込出資金以下三種のものは概して組合たるが爲に生じた集合の信用に依りて特殊銀行又は政府の低利資金等の融通を受けたものである。貸付の方法は主として對人信用であつて、保證人付たることを普通とする。擔保を取る場合があつたとしても、全貸付金の三分の一程度であり、農村の組合に於ては僅少の部分のみ有擔保貸付金である。(大正十三年度末貸付残高四億五千二百萬圓中三億二千二百萬圓即ち約七割は無擔保貸付にして、一億四千萬圓は有擔保貸付である)

此等信用組合が如何に農村の人々の爲に便宜を與へつゝあるかは之を他章に於て説明する。

二 販賣組合 我が國の販賣組合は、組合員の生産物を組合に集めて之を販賣するか、又は組合員の生産物に加工して之を販賣する組合である。言葉を換へて云へば小なる農工水産業者の生産物は其の量少なく、且品質不揃で商品たるに適しないから、之を集積し加工して大量の商品たらしめ、以て獨り生産のみに止まらず販賣上の實益をも組合員に併せ得しめむとするに在るのである。之を農家に就いて云へば、從來の如く各自が農作物の栽培に勞しながら、其の販賣に

付ては殆ど無力なる地位を改善して有力なるものになさしめ、市場の好みに從ひて農作物を選び生産増進の手段を盡しながら、組合及其の上級機關たる聯合會の力に依りて農業經營の範圍を擴張して販賣又は加工販賣までに及ぼさしめ、而も組合員中最も有能なる人に販賣の實務を委任し以て、商業上の便益を増加せむと期するに在る。小工業者の販賣品農家の副業品販賣の場合に於ても同様である。殊に生産物の儘販賣するよりも、之を原料として精製品と爲す方有利なる場合もあるべく、此の時には製造の残滓を利用することも出來、又組合員若は地方の人々に種々の仕事を與へ、収入の資源を増加することになる利便もある。

如何にして其の業務を執行するかは、生産物の種類に依つて異なる。養蠶家の販賣組合ならば、組合員たる養蠶家の繭を組合に集めて之を販賣するか、組合が集めた繭を生絲として販賣するか、更に進んで織物として販賣するかの場合もあるべく、果樹栽培家の組合ならば、組合員の收穫した果物を組合に集め品等を査定して荷印を附して販賣し、若くは葡萄の場合には更に葡萄酒を醸造して之を賣却することが出来る。漁業者に於ても、手工業者に於ても其の漁獲物又は工作品を同様に賣却し得ることは勿論である。

販賣組合が、組合員の物品を受取るに當つては買入る、場合ニ委託に依る場合ニあるが、普通は後者に依り、物品受取の際に内金を渡し賣却後代金の精算をする。組合に集めた品物は其の品質に應じて等級を定め、同等品を取纏めて荷造や輸送等の手續をなし賣却の段取に進む譯である、等級査定の際には、組合員一同の承認した標準に従ひ組合員中より選任したる委員又は専門家に當るが、其の宜しきを得たる場合には、生産物の品位を上進し、販路を廣くし、組合の信用を高め、地方物産の名聲を揚ぐることを得べく、又市場の好みに應じて、生産物の改良増産をも圖ることが出来るから、同業組合ニ同様な目的を達するのみならず、更に進むて積極的に改善の先導をも爲すことになるのである。販賣組合の成功不成功を決する最も重要な事項は、組合員は其の生産物の販賣につきては組合を信頼して一切を委任することである。『組合は我等の組合である、組合は組合員の爲に存在する、組合に全腹の信頼を捧ぐるが故に、我等は夫々其の業務に専らなることが出来るのである』といふ確信が肝要である。

三 購買組合 我國の購買組合は組合員の事業用品又は經濟用品を購入して組合員に賣却し、又は之に加工したる上分配し若は必要品を組合に於て生産して組合員に賣却する組合であ

る。而して之を設立する場合に主として消費者の爲に經濟用品購入上の便宜を圖るもの、主として事業者の爲に其の原料購入の便宜を圖るものとの間には著しき差違がある。後者は農業、工業等に必要な機械器具等を購入して事業上の便益を増し、之に依つて所得の増進を期せむるものである、前者は消費節約の方法を立てむる期するものである。農工業者は生産者たるに同時に消費者であるから、一組合に於て兩者の目的を達し得るに相違ないが、労働者俸給取の如きは消費組合以外には利用し得べきものではない。故に此の兩者を區別して取扱ふことは當然である。消費組合は英國に起りて、英國に於て爾來労働者の間に發達したことは、英國組合に付きて已に述べた通りであるが、我國に於ては日常生活に必要な米、味噌、反物、茶、砂糖、學用品の如きものを、直接に生産者、問屋、聯合會等より仕入れて之れを組合員に小賣する。小賣するには原則として賣店を設くべきであるが、物品の種類に依りては組合員に配達することもある。特約店を設け、組合員に對し割引を爲さしむることは有利とも見ゆるが、一時的のことであつて、永續した例なく、又かくては折角組合を設けた効果を擧ぐることは出来ぬ。

消費組合が組合員に物品を配給するには、地方の相場に従ひて其の代價を定め、現金賣りを行ひ

事業の剰餘は成るべく高く組合員の購買高に應じて割戻等の方法に依ることは甚だ望ましいのであるが、我國の組合は未だ充分に此の方針を實行するもの、尠ないのは遺憾の至りである。

原料購買組合に於ては、其の購入する物品の數量は一時に多額に上り、組合員をして現金にて支拂はしむるとの困難を生產物として將來一時に若くは數次に再生するものであるから、代金の支拂を適當の時まで延ばしても已むを得ざるべく、又かくすることに依りて浪費を促す危険もないから、地方相場より安價に配給することがあつても可なる場合もあらう。又消費組合に於ては、専門の事務員を置き、毎日配給の要務を處理するの必要があるから、農村に於けるものを除き、單營組合たるを原則とすべきであるが、原料組合に於ては原料購入の時期に一定の季節があり、年中の業務には繁閑があるから單獨に之を設立するよりも、他の事業を兼ねる所の兼營組合たらしむるを可とする場合もある。

消費組合にしても又原料組合にしても同様であるが、他に其の供給を仰ぐよりも、此の制度を活用して需要の上に計畫生産を行ふことがある。然し小組合に於ては、製品は賣残りを生ずる虞もある生産能率増進の展開をも顧慮するならば勢ひ聯合會に依つて其の目的を達するのを便宜とする。

又製品が多額に生産せらるゝことが必要とする關係上、簡単な工程に依つて製品となるものを取扱ふを便宜とする。日用品ならば、醬油、シヤボンの如き、學用品ならば、ノート類や鉛筆の如き、原料品ならば過燐酸石灰の如きそれである。全國購買組合聯合會は已に數種の特製品を有するが、未だ着手しただけであつて、此の問題の解決は多く將來に残されて居る。

四 利用組合 日本の利用組合は一種特色ある組合であつて、組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむるを以て目的とする。従つて此の組合は、購買組合と同じく、生産の方面に消費の方面に諸種の便宜を與へる。産業に必要な設備には機械、器具、動力、船舶、工場、土地の如きものを含み、消費方面の設備としては住宅、浴場、簡易水道の利用を初めとして病院、冠婚葬祭用具、電燈等の外、看護婦、産婆、醫士等の勞務に至るまでを包含する。此等の設備は組合員の爲にするものであるが、設備が公益的のものたる電氣設備、水道、浴場、種畜、乾草装置なるときは組合員外の者にも之を利用せしむることを許して居る。又此等の組合は組合員の事業又は經濟上の便宜を圖るものであるが、農地の利用組合に於ては地主小作の關係を協調せしむべき效用をも發揮することに後に擧ぐる例を見ても明である。

利用組合に於ては最初から設備の爲に資本を投ずることを必要とするが故に、他の財的援助を求むるの必要に迫らるゝことが多いから、既に存する組合に於ては、其の蓄積したる資本を以て利用組合の事業を兼營するこの便宜な場合が多い。但し住宅を利用せしむる組合に於て、組合員の爲に集團的の家屋の建築を爲したるときは、日用品購買組合の事業を兼ね、又組合員の勤儉貯蓄を促すの爲、利用料支拂上の便宜を講ずる爲に、信用組合の事業を兼ねることの甚だ便宜な場合もあり得べきことであらう。

五 兼營組合 一組合の目的が單に信用組合、販賣組合、購買組合又は利用組合の一に限らず、二以上の目的を以て事業を併せ行ふことは何れの組合に於ても爲し得ることではあるが、(所謂市街地信用組合を除き)組合員の利害が共通な場合でなければ、必ずしも兼營を是とする譯には行かぬ。今日までの所に於て多數の兼營組合あるは其の利害につきて組合員間の自覺に乏しき結果ではあるまいか。大正十三年末の事實につき産業組合中央會の調査した所に依るに、産業組合の種類別及其の数は次の如くになつて居る。

調査組合數

一一、三四三

市街地信用組合	一九二
信用組合	二、〇六九
單營組合	二二三
販賣組合	二九二
購買組合	一二五
利用組合	一四八
信用販賣組合	二、三四四
信用購買組合	一〇六
信用利用組合	二四七
販賣購買組合	一三三
販賣利用組合	四五
購買利用組合	三、三四五
信用販賣購買組合	七八
信用販賣利用組合	

三目的兼管組合 信用購買利用組合

二六八 三、八六七

販賣購買利用組合

一七六

四目的兼管組合 信用販賣購買利用組合

二、五五二

計 單管組合 二、九〇一

總數の二割三分強

兼管組合 九、四四二

總數の七割七分弱

三 産業組合聯合會

産業組合は組合員相互の間の關係を區域に依りて定め、組合員の産業又は信用の發達に貢獻せむことを期する團體であるが、元來經濟上微力な人々の集團であるから、一組合の力を以てしては、到底今日の經濟社會に立ちて其の活動の能力を増加するを得ず、従つて其の目的を達することは甚だ困難であるから、組合と組合との間に聯絡を通じ、其の力を併せて利便を増加することを圖らねばならぬ。是れ即ち組合の聯絡である。組合間の聯絡を圖るには通常二の方面がある。一は業務上のものであり、二は組合全體を一の運動として精神的聯絡を圖り且、組合經營の標準

を向上せしめむが爲のものである。我國に於ては一に對しては産業組合聯合會あり、二に對しては産業組合中央會がある。

産業組合聯合會は結局産業組合を構成員としたより大なる組合である。其の種類に於ても、組合と略同様である。即ち信用組合聯合會、販賣組合聯合會、購買組合聯合會、及利用組合聯合會及其の兼管聯合會はそれである。

信用組合聯合會は各種産業組合及信用聯合組合以外の聯合會を以つて構成し、所屬組合及所屬聯合會の爲に金融の便を圖り、又産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行等の特殊銀行と所屬組合及所屬聯合會の間に立ちて金融の取扱を爲し又債務の保證をも爲し以て組合事業の發達に便宜を與へむとするものである。區域は普通一府縣であるが、郡又は數郡に依るものがあり、特別の場合には、數府縣に互るものもある。今府縣を區域とする、四十七の信用組合聯合會につき資金状態を見るに大正十四年三月末に於て拂込出資金七百九十九萬圓、諸積立金百三十萬圓の自己資金に對し、貯金五千三百萬圓、借入金千四百萬圓、計六千七百萬圓の借入資金を有する、之に對し貸出高三千五百三十萬圓、有價證券千二百五十萬圓、預金及現金二千七百十八萬圓餘を有す

る。信用組合聯合會の事業は中央金庫の設立と組合との連絡に依りて漸次發達の機運に在るが、日淺きがゆゑに未だ以て満足するに足らないのは勿論である。

販賣組合聯合會は販賣事業を營む所屬組合又は聯合會の爲に取引上の利便を増し、加工を大規模ならしむることを目的とするものであるが、其の創設日尙淺きが爲に、其の取扱高が多いといひ兼ねる。唯生絲を取扱ふ販賣組合聯合會の中には可なりの成績を示すものもある。群馬縣の碓氷社、甘樂社、下仁田社、長野縣の龍水社の如きは何れも生絲販賣信用組合聯合會であつて、百萬圓乃至六百萬圓の販賣高を有する。愛知縣碧海郡の鶏卵販賣組合聯合會は、地方生産の鶏卵販賣上に新方面を開拓して著しき効果を奏して居ることは別に説明する通りである。

購買組合聯合會は購買事業を營む所屬組合又は聯合會の爲に大量の仕入又は生産を爲し其の供給に便宜を與へることを目的とするものである。此の種聯合會の區域は一郡又は數郡を以てするもの數に於て多いが、漸く之を擴大して府縣を以てするものが増加の趨勢に在る、又最近に於ては全國購買組合聯合會の創設を見、全國組合及聯合會を會員として全國的に物資を供給することになり、地方購買組合の便宜を圖つて居る。其の取扱物品の主要なものは、各種肥料、鉛筆、

クレヨン等の學用品、石鹼、自轉車等の雜貨で、一年間の取扱高は三百萬圓を越ゆるの狀況に達して居る。然し之を英國等に於ける卸賣組合の事業に對比するときは眞に、發達の第一步に過ぎない。

利用組合聯合會は産業組合及聯合會の爲に、生産上及經濟上の便宜を與ふべき設備を設け其の利用を爲さしむるのを目的とするものであるが、大區域に於て不動な又は輸送上に不便多き設備を爲すことは必ずしも利便させない關係もあるので特に記すべき程の事業はない。

産業組合中央會は産業組合及産業組合聯合會の普及發達及聯絡を圖るの目的を以て設立した唯一の中央機關であつて、各府縣を區域とする會員を以て成れる支會と共に、組合及聯合會の設立獎勵、指導、監査、講習講話、調査、質疑應答、會報及書籍の發行、優良組合及組合功勞者の表彰、全國産業組合大會の開催、官廳に對する建議、其他組合事業の發達に必要な事業を行ふて居る。本年四月には更に産業組合學校を設けて有爲な青年の教養に任して居る。會員は組合及聯合會を正會員と爲し、個人又は産業組合以外の團體を以て賛助會員として居る。

中央會は何故全國唯一としたであらうか。産業組合は概していへば地方を根據として、地方繁

榮の爲に活動する地方分権主義のものである。又地方を根據と爲す以上は其の地方の事情に必要な施設を爲すに急にして他を顧みるに暇のないことも有り勝ちである。之に對して中央會は全國産業組合經營の標準を高め、其の聯絡を圖り、理想を高く掲げて精進する指導力となるに在る。かゝる指導力を有力ならしむるには集中的でなければならぬ。即ち全國的唯一の機關として其の力を分たざることが大切である。若し數多の中央會の設立を許す場合には、各中央會の力は微弱なのみならず、爲めに盛衰もあり、地方組合の間に無用の競争を惹起し、産業組合運動をして有力なもの爲し得ない虞がある。

四 産業組合中央金庫

産業組合聯合會中信用組合聯合會は前述の如く、數十百の各種組合及聯合會(信用組合聯合會以外の)を結合して、より廣き區域内に於て繼續的に組合相互の間に資金の需要供給を調節する爲に生れた上級の信用組合であるが、其の所屬組合又は聯合會の資金需要期が同一であり、其の餘裕金預入の時も略一致する場合もあらば、如何にして其の目的を達し得べきであらうか。殊に多くの

聯合會に付きて見るに、或地方に於ては資金常に涸渇して所屬組合又は聯合會の要求に應じ難きものがある。又他の地方に於ては貯金頗る多く、如何にして之を安全に消化すべきかに付き當惑するものもある。其の上に設立以來日尙淺く自己の力のみを以てしては其の活動の充分ならざるものもある。勿論聯合會に對して貸付を爲す所の特殊銀行もあり、普通銀行もあるが、彼等は對人信用を原則とする組合金融の妙諦を解せず、又解せりこしても、組合金融を以て普通業務以外のものとするものであるから、産業組合に對し親銀行の職分を盡せよと要求することは無理である。是に於てか全國組合及聯合會の爲に、廣き範圍に於て、對人信用の發達を圖り、資金の需給を調節しながら、地方に中央金融市場との間に金融の運河を連結する機關が必要になり、其の爲に産業組合中央金庫が設立せられたのである。尤も此の機關設立の議は明治三十九年に起つたのであるが、種々の障礙があつて實現の機會がなかつた。大正九年の頃より農村振興の論朝野に囂しく、殊に十一年の秋に至りては其勢益々熟して何等か其の具體的方策を樹立せざるべからざる時に際會したから、予は産業組合中央會の調査要綱を掲げて其の實現を圖り、農村振興の最捷徑たる所以を明にすることに努めた。幸にして同年の暮より十二年二月の間に於て中央金庫法案が

衆議院に提出せられ、兩院を通過して法律となり、同年創立事務を了へ、十三年三月より業務を開始することになつたが、中央金庫を組織するものは産業組合及其の聯合會に政府に限り、資本金は設立當初に於て三千萬圓とし、其の半額を政府に於て、他の半額を組合側に於て出資することと定められ、出資一口の金額を百圓とし、一組合又は一聯合會の有すべき最多の口数を二百口に限り、以て少數者に勢力の集積を防止することとなつた。業務は産業組合及聯合會本位とした一種變形の全國信用組合大聯合會であることは左記に依りて明である。

(一) 所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合に對し擔保を徵せずして五箇年以内の定期償還貸付を爲すこと

(二) 所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合に對し手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと

(三) 所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合の爲に爲替業務を爲すこと

(四) 産業組合聯合會、公共團體其他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと
必要ありと認めたまきは、擔保を徵して前記一及二の業務を爲し得る。

又餘裕金に付ては左の方法以外に運用することは出来ぬ。

(一) 國債又は公債の買入、大藏省預金部若くは主務大臣の認可を受けたる銀行への預金又は郵便預金を爲すこと

(二) 産業組合聯合會又は産業組合に對し短期貸付を爲すこと

即ち預金を爲すことは所屬否に拘はらず産業組合及其の聯合會より之を爲し得る外、廣く公共團體や公益法人までに其の手を延ばして居るが、貸付や割引や當座預金勘定を開くことは、所屬組合及所屬聯合會に限り、餘裕金ある時に限りて、加入せざる産業組合及其の聯合會に短期貸付を爲し得るに過ぎないのである。

中央金庫は産業組合的對人信用の發達を圖る爲に上記の如く無擔保の貸出を行つて居るが、目下は原則として聯合會の發達を圖る爲に所屬聯合會に直接貸出を行ふか又は所屬聯合會の保證貸出を行ふこととし、中央金庫の業務代理を府縣を區域とする信用組合聯合會に爲さしめて居る。

中央金庫の出資金は大正十五年八月現在に於て、三千七十萬圓（創立後出資口数を増加せり）で、内拂込済のもの二千八十六萬餘圓である。此の如き小額の資本金を以てしては、到底其の任務を充分に遂行することの困難な時もあるべきが故に、法律は出資拂込金額の十倍迄を限度とし

て産業債券の發行を許して居る。大正十五年中大藏省預金部引受の債券を發行して、組合製絲資金の潤澤を圖つた如きは債券發行最初の例である。本金庫も十五年十月十一日より大阪支所を開き漸次に其の事業の擴張に努力しつゝある。

第九章 産業組合の國際聯絡

産業組合は世界中の到る所に夫々其の特色を發揮しながら發達しつゝあることは上來略述した如くであるが、此等組合は國內に於て聯合會を形成し、中央會を有し互に聯絡を圖り組合の理想實現に努力しつゝあるに止まらず、其の聯絡の網を擴張して諸外國に至らしめ、已に國際的關係を生ぜしめてから早くも三十年を経て居るのである。

産業組合の國際的聯絡に關しては、ロバートオーエン氏が組合運動を起した當時に於て同氏の主張もあつたが、事實上聯絡の出來上つたのは一八九五年に於ける倫敦會議の決議に依つて成立した國際組合聯合以來である。(我國の中央會は一九二三年加入して居る) 農業關係組合の國際聯合は一九〇七年に獨逸帝國聯合會長ハース氏の首唱で成立したが、幾許もない内に歐洲戰が起つて、事實上消滅した。(我が中央會は一九一四年に加入した) 國際組合聯合の設立を見るまでの間に於ては、英佛伊諸國に於ける産業組合會議の際國際聯絡に關して屢々討議を重ねたにも拘はら

ず其の機熟せず、一八九五年の大會には佛、伊、白、和、瑞西、匈、丁抹及セルビヤ等から二十五名、英國より二百名の來會者があつて、定款の基礎條項を決定し、九六年には巴里に於て第二回會議を開き、以後二年乃至三年毎に歐洲の各國に於ける重要な都會に於て開會せられた。歐洲戰後に至りては、加入國も増加し、殊に一九二〇年頃より産業組合間の國際取引を開始すべしとの議につき調査を進め、英國、丁抹、瑞典等の間には已に多少の取引が開始せられて居る。然し此の種の取引には金融機關を必要とするので、國際的産業組合中央金庫の設置に關する調査を進め、一九二三年には十六ヶ國の中央金庫に關する有益な報告があつた。

其の他の國際的事業としては産業組合の國際保險、産業組合關係の婦人運動、國際的産業組合記念日の設定、産業組合萬國博覽會、國際的産業組合學校の開設等があり、漸次に國際的關係が親密を加へ、之に依つて地球の上に恒久的の平和を持來さうとして居る次第である。

第十章 餘 論

上來記述した通り、産業組合は洋の東西を問はず、國民性の如何を論ぜず、廣く世界各國に普及し發達しつゝあるのみならず、其の各國に於ても農工業の如き生産に従事する者の間にも、又一般民衆たる消費者の間にも廣く利用せられて、其の利便を多數の人々に與へ、其の如何に應化性に富むかを事實の上に明確ならしめて居る。

予は本編を終るに當つて、國際的産業組合運動に關係の深い、巴里ソロボンヌ大學教授シャール・ジード博士が、一昨年開講の際大學に於て爲したる講演を載せたい。勿論大要の意譯である。蓋し予の一家言よりは他人の言説、然も海外識者の言説が更に有力なる證言であらう。

「産業組合は極めて短日月の間に驚くべき成長を遂げたことは興味が多いことである。今日全世界の組合数は二十萬もあらうと思ふが就中自分の關係を有つ購買組合のみに限つても、八萬の組合に三千六百萬の組合員を有する。若し一組合員が夫々一家族を代表するものとすると、其の

四倍即ち一億四千萬人以上の多数の人が購買組合に属するものといふことが出来やう。其の發育が如何に著しいかを明にするには、前世紀の數字に對して比較すべきであるが、不幸にして統計は不完全で役立たぬ。それにしても國際産業組合聯合のミューラー氏の蒐めた一九〇五年の數字即ち二十年前に遡ることは出来る。當時一萬八千の購買組合があつて、三百六十萬の組合員即ち千四百萬の組合關係者（一家族四人を見て組合員數に四を乗す）があつた譯である。了解に便せむが爲歐洲に於ける人口の移動に之を對比するに、二十年前の人口は三億六千萬人で、今日は四億五千萬人であるから、其の差は九千萬人即ち三割五分の増加である。組合の數字は之に比するに丁度十倍になつて居る。若し此の増加の趨勢に任したならば、幾年後に於て組合關係者の數に人口は同一數に達するであらうか。人口増加には限度がある。歐洲は到底無限の人口を養ふ譯には參らぬのに、組合關係者數の増加については今日に至るまで何等の制止がないではないか。此の種の計算は、確實さもないはず、又見込確なりとも稱し得ぬが、それにも拘はらず組合關係者増加の數字は、吾々を鼓舞せしむるに足ることは確である。

組合發育の急激なることを見劣のない他の著しき事實は、其の不可思議な應化性である。植物

も、動物も、今日は到る所に繁殖して居るが、世界中の如何なる動植物の品種も、組合程の應化力を示したものは無い。歐洲には大戰後増加して二十八國を數へるが、トルコを除く外多少の組合を有せない國はない。トルコにて、實はコンスタンチノープル府に過ぎぬが、此の町には組合なしは斷言出来ぬけれども、自分は嘗て聞いたことがない。尤も此等組合の世界に於ける分布は甚だしく不同である。大陸を異にするに従ひ、又歐洲の國々に於ても同様ではない。先づ二十八の歐洲諸國に於て比較をするに、人口に對する組合の割合は一%の西班牙から四〇%乃至四五%の丁抹又はフィンランドに至る程の差がある。歐洲以外の産業組合は甚だ幼稚であるが、少なくとも購買組合に於て然りとする。南北アメリカには二十二の國土を數へ得るが、組合を有する國は六あるに過ぎぬ。就中其の主たるものは北米に於て北米合衆國、加奈陀、メキシコの三國南米に於てはアルゼンチン一國あるに過ぎぬ。亞細亞大陸に於ては極めて近頃行はる、ここに立つたが、三ヶ國三民族だけが之を有する。日本は組合數一萬四千を超え、印度は五萬乃至六萬の組合を有し、パレスティンに於ては組合植民地が増加しつつある。前記兩國も、主として農業組合であり、殊に信用組合であるが、トランスコーカシヤの三隣國即シヨルジャ、アルメニヤ及

アゼルバイジャンの如きは、露西亞に附隨する國土であるが、消費組合のみこもいへよう。英國の太平洋洲に在る二大植民地たる濠洲及ニューゼーランドに組合の存在するこもは勿論である。亞弗利加洲に於ても其の北部の佛領に於て、又南阿に於ても其の數は少ないが組合は存在する。

組合の分布は上記によつて明なるが如く、粗密の差がある、此のこもは次の如き問題を起す。「世界を通じて組合の分布を支配する何等かの法則があるではあるまいか」と。此の粗密の差を惹起す要因は人種か、産業の發達か、民衆的組織か、宗教か、教育か、又は人口の密度か。少しく之が探究を試みよう。

第一に人種の差に依るであらうか。此の説明には長い間執着し又自ら之を暗示した程である。此の説に賛すべき諸種の理由のあるこもは認めねばならぬ。

今組合人口（組合關係の人口の數）の密度を繪具で染め上げた歐洲の地圖を擴げて見るこ、其の色の差異は人種の差違一致する。ラテン系の五民族即ち伊太利、西班牙、葡萄牙、佛蘭西及白耳義を一括するこ、人口對組合の密度は僅に一三%である。此の密度も半ラテン國たる佛蘭西及白耳義を加へたればこそであつて、之を差引くこ非常に低落する。之に反して、アングロサク

ソン人種（英國人）や、ゲルマニック人種（獨逸人）や、スカンデナヴィアン人種（瑞典、那威、丁抹人等）の諸國に於ては、組合密度は人口に對して三〇%であつて、前者の倍以上の高位に在る。スラブ人種（主として露西亞人）は二五%に達して居る。尙一步進めていへば、人種説に賛すべき他の考察點もある。それは一國例へば佛蘭西に付調査すると、南部は純ラテン佛蘭西であるが、こは殆ど組合の沙漠地である。之に反して、東部及北部即ちガリツク佛蘭西及フランク佛蘭西に於ては、組合の數は大に増加する。之を瑞西國の場合に當筈めて見るこ、此の國は三民族、即ち獨逸系瑞西人、佛蘭西系瑞西人及伊太利系瑞西人から成るから、比較研究を爲すには寔に好都合である。予は嘗て組合雜誌「瑞西組合」の主事に對し、此等民族を異にする所に於ける組合密度（人口に對する組合員の歩合）の調査を依頼した。其の回答に依るこ獨逸語を使用する所に於ては組合關係者（組合員の家族を含む）は四三、一%で、佛語使用地方に於ては三四、九%、伊語使用地方に於ては三五、六%であつた。更に組合員の調査に代ゆるに、前記雜誌の購讀者數を調べた。其の讀者は組合運動に興味を感じる人々であるべきであるから、尙確實な標準を與へる。これに依るこ獨語の使用さる、所に於ては三〇、六%、佛語の所に於ては二二%、伊語の所に於て

は二二、一〇%であつた。由是觀之、三民族の間に於て組合關係者の分布に粗密あることは争ふべからざる事實であつて、獨語使用の諸所に於ける組合運動は最も著しいといひ得る。

然しながら、事實は必ずしも此の説明を十分に論據のあるものにして、一般法則化せしむる譯には參らぬ。白耳義國も諸種の民族を包含する國である。即ちフレミッシュ系白耳義人及ウォルルン系白耳義人がそれであるが、瑞西に於けるが如く、組合から見ても、フレミッシュ諸州はウォルルン諸州に優越して居るであらうか。全然違ふ。昨年のガン市に於ける萬國産業組合博覽會には、白耳義の組合分布圖が出品せられて居た。就いて見ると、モン市やシャルロア市を取廻くヘーノール州及リエージュ州即ちウォルルン州の組合密度は高いに反し、フレミッシュ諸州、殊に白耳義に於ける組合運動の發祥地たるガン市附近に於ては、密度は甚だ低いのである。それ故に人種の他に尙他の要因がなければならぬ。是に於て予の人種を以て組合運動の唯一又は重要な原因とする從來の見解は之を捨てねばならぬ。寧ろ組合運動の如きものは遺傳の偶然性なごに依つて高まるものご考へない方がよいと思ふ。余は寧ろ組合大家族に於ては、人間の家族の如く愛兒ご勘當した子供ごが存在しないものご信じたい。人々は總て其の血統や外皮の色なごを苦痛

ごするごごなく、組合に同様に參加すべきものご思ふ。

組合國の最後に記入すべきはエスキモ人の住所たるアラスカである。此の國は近頃まで世間に知られない國であつたが、面白いごごには六ヶ月間引續く所の唯一夜ご、六ヶ月間引續く所の唯一日の國であつて、住民は海豹の脂肪を以て生息するが、それにも拘はらず、組合を知り、夏期の間多大の困難を以て到來する貨物の購入に此の制度を活用して居る。彼等は總會を開き貸借對照表を討議する爲に、其の長い長い夜を利用するごごも出来る。

然らば組合的發育の不同を説明するには他の原因を探究せねばならぬ。それは恐らく經濟的要素であらうか。

これも亦確に多くの事實ご合致する。組合の發達は大工業の發達ご符合する様に見える。英國にせよ、獨逸にせよ、白耳義も北部佛蘭西も大工業國であつて、同時に組合の上から見ても最もよく進歩した國である。こは自然の勢ではないか。組合運動なるものは對手ごして戰ふ所の資本主義の妹ではないか。又工業は人口の大集中を來さしめ、それに依つて消費組合の發達にこりて、特に好都合な、境遇を作るものではないか。此の説明は白耳義の問題を解決する。何故にウォル

ルーン白耳義人はフレミツシユ白耳義人より發達した組合運動を有するの否か。民族關係を見ずに單に工業の發達關係を見るに萬事が明瞭である。工業的白耳義を代表するものはウォルルーン白耳義人である。フレミツシユ白耳義人は寧ろ農業の白耳義である。尤もガン市は除外例であるから除くことにして。伊太利の經濟學者アキルレ・ロリヤ氏は、同一の問題に付研究した人であるが、組合運動なるものは人口の密度に常に關聯を保つことを示す統計諸表を公にして居るが、人口の密度なるものは夫れだけで工業上の集中に關聯するものである。故に此等二つの説明は要するに同一のものである。

然し、此の説明を以て満足すべからざるものが他にある。組合運動が最もよく發達して、其の數字に於ても人口の殆半數を有する國は何國であるのか。それはフィンランドである。此の國は工業を名づくべきものを一切有せぬ。其の人口の密度に於ては、歐洲中最少のものに屬する。實にフィンランド國土の面積は殆ど佛蘭西と同様であつて（約五分の三）僅々三百萬人を養ふに過ぎぬ。此の意味に於ての沙漠である。更に高架寮の露西亞の偏境に進むと、そこにはジョルジヤアルメニヤ及アゼルバイジャンの三ヶ國がある、其の人口に比較するに殆ど五〇％に達する程の組

合がある。何人と雖も、此等の人々は工業的に發達した國に屬するとは稱し得ぬ。逆に工業上から見て最も發達した國は何處に云へば、それは疑もなく北米合衆國であるが、組合の上から見るに最も少ない國土の一である。

然らば教育であらうか。こは小學校教育の最高度に發達した國即ち丁抹又はフィンランドの組合の發達を説明するものである。然しこれにて高架寮方面の國やエスキモー國の如き他の諸國に於ける組合の發達を説明する所の要因は認められぬ。否組合を以て知識階級の特權を爲すべきではない。ロッチデール率先者は知識階級の人々ではなかつた。今日から想像するに、彼等の初等教育は、甚だ貧弱のものであつたであらう。

然らば宗教に關しては如何。種々なる宗教に組合運動につきて觀察するに、歐洲に於ては新教國の組合運動は盛大である。こは南北米の大陸に於ても同様であるが、新大陸に於けるラテンアメリカの十四國に於て組合の盛なるは僅に一國あるのみである。又或宗教は反對の態度を執るものもあり、回教の三月旗は未だ産業組合の何れの上にも翻つては居らぬ。然しながら特定の宗教的信仰に追従せむことを組合に對して要求する者はない。却て組合主義は、一切の宗教に於て

之を見出すことが出来る。組合の標語たる共存同榮(Each for all, all for each)は一切の宗教の規範ではないか。猶太人は波蘭土に於て又露西亞に於ては、組合と敵對をした。然しながら彼等はパレスタイン國に於て新國を再興せむが爲に組合を創設しつゝあるではないか。印度に於ては昨年八月四日に組合の寺(Temple of Cooperation)をボンベイに建てた。此の名稱は彼等の選定に係るものであるが、他の國ならば組合宮又は人民の家なきいふ所である。然し印度に於ては火の崇拜者や祇教徒の居住する其の町に、組合の爲めに寺院を建てむことを希望し、ヒンヅー教の信者ヴィタルタス、サツカシーの寄附した資金を以て之を建設したのである。氏は不幸にして寺院を見ずに死んだが。

此の如く無用の穿索を何處までも續けることはやめやう。然し吾々は組合運動にかくくの人人を無資格を爲すものは人種の劣等ではなく、經濟的貧乏でもなく、宗教的信仰でもないといふ價值ある信條を確に把握することが大切である。一切の人々は組合の堂に入ることを許される。

總ての人は福音書の中の大饗宴の譬話に在るが如く、何れも歓迎せらるゝ。論じて茲に至るに、組合には、眞の或人間的欲求がなければならぬ。それは人間や、民族や又

は歴史の間に起る差別を超越する或物云ふ意味である。これこそ總ての人々を組合に引付けるものである。此の欲求は二重で、人間活動の一切の動機即ち物質的のものに道德的のものである。それは第一に生活の苦痛を軽減せむことの願望で、富と幸福とを増進せむに在る。それは又同時により大なる正義に對する願望である。現時の經濟組織に於て見るが如き惡弊を以て塗込められない經濟的文明を創造するの願望であつて、利潤獲得の攻圍から免れ、金持が貧乏人を搾取するに或るや、貧乏人が金持を搾取するに或るの絶無な新社會を作らむに在る。此等は白色人でも黄色人でも又黒色人でも有識者も無學者も、信仰者も無信教者も之を了解し、之を體驗すべき欲求である。

此の理想が總ての人に開放せられてあるにしても、其の實現の道には實行上の諸困難がある。教育の差違、發達の差違、氣分の差違等がそれで或は便宜となり或は妨礙となり得べきである。

此の産業組合の實現を爲す爲には——それは已に經濟的に、道德的に共に實世界よりも優れた小世界を形成して、而も廣大な世界たるべき時の來らむことを期待しつゝある——先或徳を有するに必要である。而も此等の徳は總ての人に與へられて居ない徳であるべきである。人は自

己の運命を以て満足するに共同の運命につきても満足せり稱するが如き人々の部類に入つてはならぬ。これ其の場合にはよりよき物を探究することは不用に考へるからである。暴力に訴ふる人々の部類であつてはならない。暴力に訴ふる人々とは強壓に依つて生じた不正はまた強壓に依つて補修せらるゝものと思ふが如きものを指すのであつて、此等の人は組合の緩漫な仕事を蔑視するからである。

落膽せず、効果の小なるにも満足して、其の大なる希望の實現を將來に期しながら、忍耐せねばならぬ。又組合員相互の間に信任がなければならぬ。殊に時にしては期待に反するが如きことがあつても、自己の選定した理事者には信任がなければならぬ。これは稀に見る徳である。其の大デモクラシーに於ても稀有な、又組合の如き小デモクラシーに於ても稀有な徳である。又日用品の買出や現金支拂の如き微細な事にも忠實がなければならぬ。些細な事にも、約束した通りに之を充分に履行することは最も困難なものであり、最も度外視易いものであるが、組合に於ては之を守らねばならぬ。最後に言葉の現はし得べき限りに於て、平和の精神が滂沱して存在せねばならぬ。其の同胞の間に於ても又國際間の交渉に於ても、暴力に訴へることは總て拒否するに非ず

和の精神がなければならぬ。

以上は何故に組合が各國に於て必ずしも同一列に進歩せざるかを説明するに充分であらう。然しながら、組合は小歩みでも又大跨でも、何れも同様に進歩することは疑のない事實である。

第三編

農業及農村振興と産業組合

第一章 我農業及農村の狀態と産業組合

我國の産業組合は前述した如く、現在二百四十七萬の農家を抱擁して居るが、僅か二十五年の間に農村に於て斯うも力強い勢力に達した事は決して偶然ではない。封建制度より急激に資本主義制度に變轉した際の我國の農村狀態に最も好適な制度であつた爲めに外ならない。我國の産業組合の活動狀況を示すに先だち、我國の農業及農村の狀態を説き、如何に産業組合が我農家に有意義なものであるかを明かにしたい。

古來、我國は農業國であつて、自給自足の國として發達し來り、世界經濟に進み入つた今日に於ても尙其の色彩を濃厚に有して居て、國民の主要食糧たる米の如きも今の處では殆ど自給出來得る狀態である。而して我國の人口と耕地の割合を見るに、田畑百町歩に對して九百五十人を養はなければならぬのであつて、これを他國のそれに比較して見るならば非常な差のあることを知る。吾友農學博士佐藤寛次氏は各國の耕地百町歩に對する人口の割合を左の如く示して居る。

加奈太	三三・四	アルセンチン	四四・七	濠洲	六四・八
北米合衆國	七九・六	丁抹	一二八・七	西班牙	一三五・七
ハンガリー	一四九・八	瑞典	一五八・五	ラニエリ	一七〇・七
フランス	一七一・一	チエツコ	二三〇・四	伊太利	二九九・四
獨逸	三〇九・六	スロバキヤ	三九八・五	エジプト	四〇八・四
ノルウエー	四一三・〇	アラジル	六二九・一	瑞西	七四一・八
英吉利	七六一・四	ベルギー	六二九・一	日本	九五〇・四
		和蘭	七七九・七		

我國は諸文明國中耕地百町歩に對する人口數最も大であつて、此の數字から見て、我國の隨分窮屈な状態が想像される、只幸に四面環海の國で漁利に富み、沿岸の一町歩は陸上の二町歩程にも拮抗するに稱せらる、程の生産力を有するが故に、今日まで未だ食糧にも窮せず、人口の過多にも苦しまずに居るが、若し單純な陸地國で在つたならば、既に餘程の經濟問題を惹起して居る事と思はれる。

斯様な形勢であるから、農耕の關係から見ると限りに於て我國は農業上如何に特殊の地位を示してゐるかは想像に難くない。従て耕地は主として食用作物たる穀物の栽培特に米作に全力を擧げ

て居るのである。耕地が食用作物の栽培に使用される程度に就て各國の狀態は、佐藤博士の示す所に依れば、全耕地に對する食用作物栽培面積の割合を知ることが出来る。

ニュージーランド	一六・四%	瑞西	三〇・八%	那威	三三・七%
英吉利	三五・三%	智利	四一・八%	瑞典	四七・五%
丁抹	五〇・九%	濠洲	五一・一%	埃及	五一・一%
アルセンチン	五三・九%	西班牙	五八・〇%	佛蘭西	五八・八%
伊太利	六二・三%	加奈太	六三・五%	英領印度	六五・八%
北米合衆國	六六・六%	チエツコ	六七・〇%	ハンガリー	六七・五%
ポーランド	六八・〇%	ロバキヤ	六九・七%	白耳義	七〇・一%
和蘭	七一・三%	アラジル	七六・三%	ルマニヤ	九〇・四%
南亞共和國	九五・二%	日本	一〇五・五%		

日本は十割五分五厘云ふ數字を示してゐるが、これは我國の耕地は二毛作までも食用作物を栽培するので、計算上では全耕地面積よりも多い作付面積となり、五・五%の超過さへ示して居る。我國の農業が如何に米麥の如き人間の食物の栽培に努力してゐるか、了解出来るであらう。

斯くの如く我國の農業が食用作物に主力を擧げて居る状態は更に農業方式の發達の沿革に由來する處大である。日本や支那の農業は所謂園藝的農業を稱する農業であつて、家畜を飼養することなく、假令へ家畜を用ふるにしても、畜力を多少利用すること云ふ程度に留つて居る。白人の居住する地方に於ては作物の栽培に家畜の飼養が相隨伴し、作物の收穫に依つて減少する地力は家畜の糞尿に依つて補充して地力の維持を圖るのであるから、家畜がなければ農業がないを稱せられる程家畜を重要視し、従つて乳、肉、卵、毛等を得んとする用畜の數も多くなつて、附近の山野には家畜を放牧するのみでは飼料に不足を來すので、耕地にも飼料にする爲の作物が栽培され、飼料作物の面積が大になつて居る。

我國では之に反して人間の食物を得るに忙しく、耕地は殆ど全部人間の食用作物栽培に向けられ、且氣候溫暖に過ぎ、野草は粗硬で放牧に適せず、山地は礫確で生草量少なく、亦魚肉を用ひて獸肉を嫌ふた古來の習慣上用畜の飼養行はれなかつた等種々の關係から現在の状態を生じたのである。

日本の家畜は少ないのであるが、唯特種な家畜も云ふべき點がある。一九二四年に於て世界の蘭の産額を見るに、日本は第一であつて、二億六千八百八十萬基瓦、伊太利四千九百四十二萬基瓦、朝鮮八百六十七萬基瓦、フランス四百十八萬基瓦、ブルガリヤ百七十萬基瓦であつて、唯支那の産額が不明であるから比較が取れぬが、蓋し日本が絶對的優越の地位を占めて居ることは明かである。目下人造絹糸の發達を見て居るが、未だ天然絹糸の品質には及ばず、蘭の生産費が低廉である以上我國の養蠶は前途未だ有望であつて、現金に乏しい農家に對して春、夏、秋に亘り臨時の收入を與ふる副業的事業として養蠶は益々行はれるものと思はれる。

我國は人口に比較して耕地少なく、人間の食用に供する作物に全力を擧げ、家畜の飼料を度外視して居るが、土地の生産力が如何なる地位を占めて居るかを見たいと思ふ。併し食用作物の種類は各國に於て相違して居るから、比較に便にする爲に不完全ではあるが、各國食用作物の産額を熱量に依つて計算して表示することとする。一九一一年乃至一三年の一エーカー(約四反歩)當りの平均收穫をカロリー數に依つて表示したものである。

日本	二九〇萬カロリー	獨逸	二一九萬カロリー	奧大利	匈牙利	一六八萬カロリー
英吉利	一四四	加奈太	一三六	合衆國		一三三

佛蘭西 一一九萬カロリー ロシア 一〇八萬カロリー アルゼンチン 一〇三萬カロリー
 伊太利 一〇三 濠洲 八〇 英領印度 七四

此くの如く重要諸國中最も生産力の高い國は日本であつて、英領印度の四反歩は日本の一反歩の生産高しかない云ふことになる。かく多額の生産高を擧げるに至つた原因は氣候、土質の點から我國が萬國に優つてゐるのか云ふに、決してさうでない。我國の土壤位瘦せてゐるものは他に稀な位に思はれる。土質自身は或は肥えて居るかも知れないが、實際は瘦せなければならぬ關係にある。歐洲の土地の如く、一年も二年も休閑する土地が肥えて來るのことは異り、我國の畑地は休ませて置けば却て瘦せる位なものである。此の點に於て我國の畑地は利用性は非常に乏しいのであつて、唯我國には稻があるので、土地から洗ひ流された肥料を水田で押へて、之を経済的に使用する形になつて好都合なのである。梅雨の際恰も田植時期であり、盛夏が稻の成長期であり、秋晴が收穫期となり、水田の稻作には最も適したもので、我國から稻を取去ることは出來ないのである。國際關係に於ける農産物競争の事實から考へるに、我國は稻以外の作物では到底競争に堪へないのである。其上天災があり、地變が多く、日本程大風の爲作物が大被害を受け

る處は少ない。此くの如く大雨や霖雨に依つて土地は瘦せるので、肥料を多量に用ひなければならぬ。米國の加州の如き過去二十五年間無肥料で生産力の衰へぬ地方がある。我國では其の様な土地は見出し得ない。斯く地力は貧しく天候の激變の多い國の生産力が多い云ふのは主として人間の食物を栽培するに云ふ事も一大原因であるが、それよりも更に重要なことは我國の農業が小規模の家族の勞力に依つて極端に集約に經營されて居るからである。

我國の農業が如何に小規模に行はれて居るかは、經營規模の大小に依る農家の戸數と全戸數との比例を示す次の數字を見れば明かである。

年次	五反以下					三町以上		計
	五反以下	五反—一町	一—二町	二—三町	三町合	計	三—五町	
明治四十三年	三七・五二%	三三・〇三%	一九・三三%	五・九五%	五八・三二%	二・八七%	一・三二%	四・〇八%
大正元年	三七・一四%	三三・二五%	一九・一六%	五・九六%	五八・六二%	二・八三%	一・三二%	四・〇四%
大正三年	三六・六四%	三三・三五%	一九・九五%	六・一〇%	五九・四〇%	二・七四%	一・三三%	三・九六%
大正五年	三六・四〇%	三三・三〇%	一九・三三%	六・一一%	五九・六三%	二・七三%	一・三三%	三・九七%

第一章 我農業及農村の狀態と産業組合

第三編 農業及農村振興と産業組合

年	一町以下	一―二町	二―三町	三―四町	四町以上
大正七年	三五・八〇	二〇・六〇	六・三三	五九・九三	二・八二
大正九年	三五・六〇	二〇・五〇	六・三三	五九・九三	一・三二
大正十一年	三五・五〇	二〇・四〇	五・九〇	六〇・四〇	一・六七
大正十二年	三五・四〇	二〇・三〇	六・八〇	六〇・六〇	一・五〇

此表に依れば大正十二年に於て五反以下の農家が三割五分を占め、五反より一町のもの三割三分五厘、一町以下の農家を合すれば六割九分であつて、之れに一町乃至三町の農家を加ふれば九割六分を占めて居る。實に我國の農業は三町以下の農家に依つて經營されて居るのである。然らば三町以下の農業經營にては如何なる勞力に依つてゐるか云へば、佐藤博士は一年中の農業勞働中自家勞働と雇人の勞働との割合を調査して次の如き數字を示してゐる。

勞力の種類	一町以下	一―二町	二―三町	三―四町
自家勞働	九一・〇七%	八一・四五%	七七・一八%	五九・四三%
雇備勞働	八・九三	一八・五五	二二・八二	四〇・五七

此れを以て見れば三町以下の農業經營は主として自家の勞力に依つて行はれ、三町を越ゆるこ

きに依つて、雇備勞働の著しく増加することを明かにしてゐる。即ち我國の九割六分の農業經營は自家の勞働に依つて行はれてゐるのである。

更に上に示した經營の大小に依る農家の分類表を見るのに、五反歩未満の小農家と三町歩以上の比較的大なる農家が減少し、中軸をなす五反以上三町以下の農家が其の數を増加してゐるのを知るのである。即ち勞力的の小農家たる家族農業者の數が増加し、雇人を使はずの經營をなし得ない農家は減少してゐる。之と同時に五反歩以下の農業は商、工、漁、林の諸業其他に従事するもの、副業として行はれるものが多く、近頃農業が薄利である爲に廢止又は轉業し亦漸次減少して行くのである。何れも專業としての農業が家族の勞力に依る經營に最も適してゐることを強く示してゐるものである。

三町歩以上の農家は部分的には増加を示してゐる場合もある。東北地方の小作農は近頃其の耕作面積を増加して行く傾向があるのであつて、農業技術が著しく進歩して收穫の増加を來たした爲に、農家の勤勉を奨め、殊に馬匹を有する農家は馬耕に依つて三町以上を容易にし得る事情があるから、三町以上の農家が増加してゐるが、これは人口の密度の比較的少ない、耕地にも餘裕

のある東北、北陸の地方に限られたことであつて、全體の數に影響を及ぼし得ないのである。東海、中國、九州地方の三町以上の農家は、自作にしる、小作にしる、可なりの雇人を用意するのであつて、農産物の價格の騰貴に比し、諸物價、勞働賃銀が著しく高騰して居る今日雇人を減ずることが最も有利である。雇人を減ずる限り耕作面積を減少して、自家勞働に依る農業たらしめなければならぬ。尤も雇傭勞働の不足は機械力を以て補充し得ないことも限らない。併し日本の農家は稻作を主とする關係上、田植があり、其の季節は比較的短く、而も灌漑を要すること多きが爲に、自由に農業者各自に水を得ることが出來ず、愈々田植の時期は短かくなり、一年中の最も忙しい時が短期間續くのである。田植時には老幼男女の總動員が行はれても尙忙しく、結局農業の規模は此の田植の時の勞力の最高量に依つて定まること云ふてもいゝのである。此の場合に田植に機械力を利用し得るか云ふに、田植機械云ふものは未だなく、假令あつたにしてもそれは田植は機械に依つて出來ない事を證明したにすぎない。田植に連關した代掻なぎには牛馬を僅かに使用し得るに止まり、トラクターの類は一切使用し得ぬ。機械を使用するには直接にすゝる外はない。即ち田植を廢し、苗代を廢し、稻種を直接本田に播下する様にすれば機械を用ふる

ことが出来る。併し、直播は北海道に最も普通に行はれてゐるが、内地に於ては、移植に依る苗の發育の不良な濕田の如きものに於て行はるゝのみであつて、極限された範圍である。我國の如き強雨の多い處では、直播した種子は目茶苦茶になる恐があり、種子の腐敗も起り、補植も必要となるが、補植は頗る困難である。亦除草の困難、直播前に施した肥料の損失、螟虫の最初の驅除を行ふ苗代のなくなること、我國の凡ての農家は直播に習熟せぬこと等を考へるに直播は俄かに行ひ得ない。即ち農家の最重要期たる田植に機械を使用し得ぬことは農業經營に於て機械を勞力に代ふる上に大難關の一である。其の他收穫に於ても、外國の農業の如く機械の絶大の威力を發揮し得ないのである。日本の農業が稻作を主として行ふて居る以上機械に依る勞力の節約には非常な困難がある。従つて全年を通じて事業として農業を經營するには家族の勞力に依る農業即ち現今の事情に於ては三町以下の農業は概して最も都合よきもの云ふても過言でない。

更に注目すべきことは養蠶である。養蠶は農家に現金収入を與ふる點で、現金収入の少ない農家に非常に便宜を與へ、苦しい農家の家計に餘裕を與へてゐるが、これ又大規模には行ひ得ないものである。蠶室は農舎、否住宅を兼用にし、農家の老幼男女が一期四十日内外に亘り、夜もなく

畫さなく緊張した氣分で勞働してこそ引合ふものであつて、専用の蠶室を作り、雇傭労働者の如き他人の支配の下に無意識に働らき、而も良食も高い賃銀を要求する者を使用しては採算出來ないのである。米國加州の如き氣候上から云へば天與の養蠶地であり、試験の上では驚くべき程の良質の繭を生産するのであるが、勞賃の著しく高い雇人の手では事業として成立たないのである。

此くの如くであるから、日本の作物や、家畜の種類に根本的の變革を行はない以上は從來の小規模の家族農業を存在せしめない譯には行かない。寧ろ現在の所餘り小なる副業的農業を減少し又三町以上の比較的大なるものが縮少して、五反から三町までの家族農業が比較的に其の數を増加しつゝ、あるのである。而も、内地米に對する大和民族の特別の嗜好、氣候、地質の稻作のみに好適なること、米の世界經濟に占むる地位等を考慮すれば、我國の作物、家畜の種類等に急激な變革は到底望まれないのであつて、家族の勞力に依る農業の經營の趨勢は將來も持續されて行くものを見ねばならぬ。

然らば、家族農業は如何なる利點を有するものであらうか。家族は主として血屬關係からなり立つて居るものであるから、家族員の團結心は最も鞏固で、勞を嫌はず、報酬を當てにせず、自

らを犠牲にして迄も働くのである。血屬關係にないものでも、家族員となること、家族的團結心に同化されて、一時的の雇傭労働者は全く異つて來るものである。近時個人主義的精神が發達して農村の氣風も非常に變つて來たが、それにしても尙獻身的に働く奉公人は少くないのである。稻の如き周到なる注意を要する作物を栽培するのを主とする農業を成立せしめて、人口も耕地の均衡の著しく失した我國をして、大體に食糧自給を行はしめてゐるのは家族の勞力も云ふ利害を考へないものに依つて始めて可能なのである。養蠶の如き不眠不休の晝夜を過して勞働する割合に利益の少ないものは、高い報酬を當てにしない家族の勞力に依りて之を爲す以外には成立たないのである。亦農業の如き繁閑の差の甚しい職業に組織された勞働力を絶えず用意して置くことは家族も云ふ微妙な精神的共同團體なくしては不可能であらう。繁忙を極める時には極端に勞働力を緊張せしめ、閑暇の時には無爲に過ぎず、家内工業なり、養蠶なり、農産製造なりして働くこと云ふが如きことは、雇傭労働者の如きものを以てしては到底不可能なことである。

吾等が夙に自作農の維持獎勵を唱導して、一方には其の負擔の軽減を主張し、他方には其の經營に必要な近代的便宜は大農者又は商工業者も異ならざる機會の均等を得せしめて、産業革命、

經濟變遷の過渡期に於て能く其の地位を維持せしめむことを計り、之を以て永く我農業の中堅たらしめんとする所のものは、決して所謂所有權の魔術を以て朴訥なる農家を眩惑し之に過大の勞働と重荷を負はしめんとするものにあらず、實に我國農業の存続上、家族的勞働より成立つ自作農の必要なるを痛感するからである。

斯く我國の農業は家族の勞力に依つて經營されることは、國民全體の爲から見ても、農家の爲から見ても得策であることは云へ、かゝる小規模な經營を以てしては非常な不利不便を生じて來るのである。農家が自給自足の經濟を行ふて居た封建時代ならばいざ知らず、現在の如き、農業生産が市場を目的として行はれ、農業經營が著しく企業的性質を帯びて來た時に際し、孤立した小經營の弊害は著しく現はれて來たのである。農家は其の生産物を販賣して、自家に必要な原料、日用品を購入するが、米は卸賣値段以下に販賣して得た貨幣を以て酒を小賣値段で買ふこと、なり、昔一石の米を以て自家用酒を飲むのに今日は三石以上の米を賣却して酒を飲むこと云ふ状態は何を意味するか。農家の負債著しく多額に上り産を破る者多數であること云ふ事實は何に依るか。一家を舉げて日夜勞働するも、尙農業は薄利であつて、其の子女に満足な教育を與へること

はおろか、衣食住さへも極めて貧弱であることは何故であるか。近時農村問題喧しく、或は農家の負擔軽減を叫び、或は小作條件の改善を求めて小作爭議が起つて來て、農家が其の立場々々に依つて、苦痛を訴へ、各々自らの主張を強調してゐるが、かゝる農村の状態は小經營の農家が時代の潮流に掉す苦惱を語るものである。

現代の如き貨幣經濟の時代に於て小農家が如何に不利益を被つて居るかは想像に難くない。企業の性質を帯びて來た農業經營には金融は特に必要缺くべからざるものであるにもか、はらず、財産なき中小農家は一般金融機關から全く顧みられないのである。都會地の發達に依り農産物の需要を増し、農業の繁榮を齎したことは云へ、一方に組織の無い一般消費者と他方に組織のない生産者が多數散在する状態では、兩者の間に無数の中間商人が介在して、而も兩者の商業知識を缺く點を利用して不當の利益を壟斷する場合が頻々として起るのである。農家が數月間粒々辛苦して生産した物を、いざ販賣するにたるに全く盲目的な一時的の利害關係に基いて、廣い市場に供給されるのである。農産物市場の大海の一滴の如き各個の農家が販賣上何等の主張をなし得ぬことは云ふを待たない。反對に原料、日用品の購入には、生産物販賣以上の不利益の地位にあるこ

こは勿論である。更に農生産の技術の進歩は幾多の共同施設を必要とすることを示してゐる。翻つて我國の農村の状態を見るに、農家相衆團して部落を作り、隣保相依る村落制をなしてゐる。今日の一町村は行政上の必要から、數部落を合併して一團體たらしめてゐるが、社會的には部落は、依然として強固に團結して一つの經濟的單位としての重要な意義を有して居る。これは人間本來の集團を好む性質に依るものであるが、一方我國の農業が稻作を主として、水田を生命とするので、農場内に農舎を置き難く、高燥の地を選びて居る置いたのにも依る處が多い。かかる村落制をなしてゐる事實は、農家が共同事業を行ふに最も好適なのである。隣保相助くる事實は多數見らるゝのであつて、古來より頼母子講の類が普及して農家の金融の便を計り、五人組制度が特に農村に優勢であつた如き、亦明治に入つては早くより報徳社、生糸、製茶の販賣組合が起された如き、農家は悲しみに、喜びに、亦渡世上にも、相互に助け合ふて來たのである。唯これ等の機關が、活潑なる現代の經濟状態に對應するには、未だ十分でない爲に、産業組合の制度が紹介され、從來の短を補ふたのであつて、産業組合が僅かの間に農村に目醒しい普及を見たのは決して偶然ではない。

農村が斯く部落の制度を爲す爲に、部落の住民は相互の家庭の状況、財産状態、性行等悉く相識の間柄にあるので、信用組合が貸付を爲すに當り非常な便宜を得る所以であり、農産物の收納も、物品の購買も集中的に行ひ得べく、農業上、家計上の共同設備をも散在せしむるの要がないなき、農家が點在して居る場合よりも如何に利便であるかは云ふを俟たない。是れ産業組合の施設が容易に農村に取入れられた所以である。

更に中央集權制度の隆盛を極むる今日に於て農村の状態を都會の状態と比較して見るのに、農村の社會施設は閑却され勝であつて、教育、交通、衛生、娛樂等凡ての點に於て都會よりも甚しく遅れてゐる。此の點は我國のみに於ける状態でなく、諸外國共通の事實であつて、近時漸く識者の間に此の不均衡が認められ、農家自身も自覺してこれが改善を叫ぶに至つた。産業組合は農村に於ける唯一の經濟團體たる其の地位を利用して農村の社會生活の改善に努め始めてゐる。都會地に於ては夙に下層階級の人々の爲に社會施設が行はれて來てゐるが、凡てが慈善的恩惠的施設であつて、其の弊害は先進國に於て特に認められて來てゐる。乍併、産業組合の行ふ社會施設は組合員の自立自助の精神を養ひつゝ、共存同榮の主義を仕組むを實現し、相依り、相助くるもの

であるから、都會地の社會施設の如き弊害は毫も認められない。産業組合による社會施設は其の發達は稍遅々たる觀があるかも知れないが、歩一步健全なる歩調を以て進むものであつて、農村の生活を新しい光明に導いてゐるのである。此の實蹟が又農村に産業組合を受入れられた所以である。

要之、我國の現在の孤立した家族農業に新しき組織を與へて、農業經營に、農家の家計に、農村生活に、光明を齎らす上に産業組合のなすべき任務は多大であるが、他方農業、農村以外に對しても、重要な意義を有するのであつて、現在の不統一な商業組織を改善して幾分でも消費者の利益を増進する使命を果さんと思つて居る。更に諸外國に於ける如く都會地に於ける消費の統制が漸次見らるゝに至らば、之を連絡を採つて、自由主義的經濟組織の下に盲目的な發展を遂げた現在の分配生産組織を改良する上に貢獻すべき農事産業組合の社會的、經濟的意義の重要なことは勿論である。

斯くの如き國民生活の上に重要な意義を有する産業組合が本邦に於て今日迄如何なる程度に發達し、農業に、農村に如何に利便を與へて來たかは、更に節を分つて説明したいと思ふ。

第二章 農業經營の改善

一 農業經營改善の必要

上述した如く本邦の農業は機械、家畜を用ふる事なく、主として家族の勞働に依つて小規模に經營されて居るが、其の成績は果して如何であらうか。帝國農會が行つて居る農家經濟調査は其の状態をよく示して居るから、此處に掲げて見たいと思ふ。此の數字は大正十年三月一日から大正十一年二月末日迄の事實を示したものであつて、二十一の府縣農會が標準を爲るべき百八十の農家に就て調査し、特に例外に屬する八十の農家を除外して百戸の數字を取纏めたものである。勿論これを以て全般を推測することは出来ないが、大體の趨勢を見る上に大に參考となると思ふ。

	自作(三三戸平均)	自作兼小作 (三三三戸平均)	小作(三五戸平均)
田畑經營面積	一九・〇反	一五・八反	一四・七反
平均人員	七・六人	六・四人	六・八人
農業經營費	六三一圓	七一圓	六九五圓
農業總收益	一、一三八圓	八八五圓	五九七圓
農業所得	一、七六九圓	九八一圓	七三〇圓
合計	一、七六九圓	九八一圓	七三〇圓
農業以外の所得	二四三圓	一九九圓	一六八圓
農家の所得	一、三八一圓	一、〇八四圓	七六五圓
家計費	一、二五七圓	九八一圓	七三〇圓
剩餘	一二四圓	一〇三圓	三五圓

此の數字を見て、第一に感ずることは農業經營が如何に剩餘が少いかといふことである。小作農の如きは家計費を引去つて剩餘僅かに三十五圓である。七人弱の人が一年中働いて三十五圓の剩餘しかないといふことは如何に農業の經營が困難であるかを知るのである。次に其の家計簿が

如何に僅少であるかを見るのである。此等各階級を通じての家計費を見るに一日一人當り三十四錢である。たゞひ自家生産物の評價宜しきを得ないにせよ此の金を以て衣食住、教育、交際、娯樂等の費用を總て支拂ふものとするならば、如何に其の生活が貧弱な困難なものであるかを推知し得るのである。諸物價の騰貴した今日一日三十四錢にて生活し得ることは、長い間の習慣にて粗衣、粗食に慣され、且自給自足の面影を尙存してゐる農家であればこそ、如何にかして收支の均衡を得られ、又かゝる生活に耐へ得られるのである。更に此の數字を提示してゐる農家は農會の配布した經濟調査の書類を理解して記帳し得る者であつて、農家としては比較的優秀なものであることを記憶せねばならない。優秀なものに於てかくの如くである。ましてこれ以外の普通の農家、普通以下の農家の農業經營が如何に困難で、其の家計が苦しいかは想像に難くない。

尙同上の農家に就て農業所得より家計を引去つて尙剩餘ある農家は自作に於て二十一戸、自作兼小作に於て二十一戸、小作に於て二十一戸であつて他の夫れ夫れ十一戸、十二戸、十四戸は不足して居るのである。全體の平均數を見れば一町五反乃至二町を耕作する農家が等しく農業所得のみを以てしては其の貧弱極まる生計費さへも支辨し得られないのであつて、農業以外の収入に

依つて埋合せをして居るの状態である。

此の困難の状態を打破するには先づ農業經營費を出來得る限り減少することが必要である。孤立した小規模の家族農業にあつては、勞力、費用の點に於て多くの徒勞と冗費を見るのが常である。例へば勞力を節約すべき家畜、機械の利用の如きに就ても、各戸にて個々に所有することが假令出來たとしても採算上不利である場合が多い。然し之を又共同に所有すれば、各農家は僅少の費用にて、如何に能率を擧げ得るか、此處に論ずるを俟たない。實に農業經營費の減少は共同の施設に依つてなし得るのである。

更に考ふべきことは家族農業にては一戸當りの耕作し得べき面積には限度があり、従つて其の收入にもある限度のある事である。前説に述べた如く一町乃至二町の農業經營を行ふ際に自家の勞力は八一%強を用ふるに過ぎないといふのに、農家經濟調査に依れば一町九反を耕す自作農、一町六反弱を耕す自作兼小作農、一町五反弱を耕す小作農の各階級に互り、等しく農業經營の所得を以てしては極貧弱な生活費さへも得られないといふ事實を示して居るではないか。目下の處では農家は農業經營のみの所得に依り其の生活を維持して行くことは出來ないものも考へなければ

ならぬ。元來耕種のみの農業を行ふときは一年中の仕事の繁閑が著しいのであるから、勞力の配分が甚だ不均衡である。この弊を矯むる爲には、地方の事情に依り適當の副業即ち商業なり、林業なり、農産製造なり、小工業なりを加味して行つて、農業以外の所得を増加し、以て農家の所得全體を増加して行かねばならない。此の如く農業組織を複雑化して行くことは農業經營上最も必要であつて、この點に於ても共同施設に待つべきものが多い。

農業經營の改善に對して産業組合がなして來た事蹟は多數あるが、本節下に於ては農業經營の經營費の減少を計るもの、内生産技術上の共同施設、併せて農業組織の改善に關する共同施設の事を記して其の必要を注意するに止むる。

二 農業用品の共同購入

近時農業生産技術の進歩と共に、農業者が農業の經營をなすに當り要する物品を他より購入する高は著しく多額となつて來て居る。殊に金肥の使用の如きは甚しき増加を示して居る。農業經營費中金肥の占むる地位は重要なものであつて、昔時の如く共同の草刈地より得た時に比するに

隔世の観がある。肥料に限らず、薬剤農具等の購入高も其の例に洩れない。殊に金肥及改良農具の使用は一種の虚榮の如き状態に迄達し、之を自然に放任して置けば奸商の乗ずる處となり目前の利益のみを追ふ知識程度の低い農民は其の欺瞞する所なる虞がある。故に中小の農家は其の農用品の購入に當つては特に戒心を要するのであつて、先づかゝる不利なる状態から脱却することを努めなければならぬ。

中以下の農家の原料需要高は多くなつたにせよ、其の絶對高が少ない爲に數量の割合に多くの運賃、手数料等を負擔せねばならぬから、割合に高價を支拂はなければならぬ。有する處の資金が少ないので商店からは通常掛買をせねばならない關係に在る者が多い。而も其の際品質の善悪、價格の高低なきに不服をいふ段ではなく、目前の急を間に合はせねばならぬから、値段に商人の云ふが儘にせねばならない。且つ買入額が少額である爲に品質の鑑定、分析等を他に依頼するに云ふ如き事は到底望み得ない。即ち中以下の農家の蒙むる不利益の主なる點を擧ぐれば、第一に劣等なものを買入れること、第二に高價に買入れること、第三に掛買期間中高利を支拂はねばならないこと等であるが、かゝる状態に於ては農業の經營費の多くなることは無理ならぬこ

と、見ねばならない。農家が共同して農用品を購入する時は、纏まつた數量に依り、正當な取引が行はれるので、價格の公正、品質の確保は勿論、掛買の場合にあつても、適當の資金を得て安い利子で済むのである。我國の農村の購買組合は主として此の方面に全力を擧げて活動して居る。我國の産業組合が最近に於て組合員に賣却した高は總計の示す處に依れば次の如き數字に達してゐる。

購買組合取扱産業用品々目別價額表

科 目	大正三年	大正五年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十一年	大正十二年
肥料	九、五五	九、二四〇	三、七三	四、四七	五、七九	六、一四	四、四三
石灰	—	—	一、七二	五、七〇	九、一〇	—	—
農具	八、七	三、九	二、六五	四、九〇	七、三三	六、三	七、〇七
種苗	三、三	六、八	一、九	二、二	二、八五	二、六六	四、三
蠶種	—	—	—	—	—	—	—
蠶具	—	—	—	—	—	—	—
漁具	—	—	—	—	—	—	—

事業實行組合	計	其他	其ノ	工業原料品	石炭及木炭	藥品
四、四三三	二、六八七	一五、七五二	二、九六五	一、八四三	二〇二	一五
四、七六六	二五、三六〇	二九、七七一	六五、九九五	一、〇五四	二、八九二	一六九
五、六五四	五、〇六〇	二九、九七七	三、八六六	二四、九〇五	五、四三三	七、七七七
五、九二九	一〇九、九七七	一〇六、九八一	三、六六八	二、二六二	七、二六二	七、七七七
六、六三六	六、六三六	七、二六二	七、二六二	七、二六二	七、二六二	七、二六二

以上の如く大正十二年度に於て七千八百萬圓の賣却高を示すが、之は主として農業方面に使用されて居るのである。大正十三年度には地方聯合會は六百七十三萬圓の産業用品を取扱ふて組合の購買事業に便宜を與へたが、更に意義のあるのは大正十二年に設立された全國購買組合聯合會であつて、設立早々で未だ十分の活動をして居ないが、大正十二年度に於て百五十萬圓、大正十三年度に於て二百六十萬圓の農業用品を所屬組合に供給したのである。將來一層組合の結束が確固なるに至れば全國購買組合聯合會の活動も必ずや大となり、之に依り中産以下の農業者の利益も増大するであらうと信ぜられる。

更に購買組合事業の一方面として特記すべきは、購入した原料に加工して精製品として組合員に供給し、更に進んでは組合員の必要なる原料を生産することである。肥料の配合、飼料の調製、蠶種の製造、雛の孵化等の如きは地方の個々の組合にても現に行ふて居る處である。更に進んで全國購買組合聯合會が眞に其の機能を發揮するに至らば、數多の工場を設置して人造肥料、農用藥劑、農具、農業機械の製造を行ひ得る筈であつて、中小農家が眞に組合精神を了解するに至れば、自らの工場から農業に必要な物品の供給を受け得ることになるべき筈である。

農村購買組合が如何に活動しつゝあるか、予は静岡縣富士梨業組合の購買事業を紹介する。富士梨業信用購買販賣利用組合は東海道線富士驛に事務所を有し、加島村を區域とし、村内全部の梨を共同販賣してゐる。村内の梨業の指導者たる立場にある組合であつて、組合に依り村の梨業が發達したと云へるのである。村内梨の生産高は米の生産よりも多額であるので、組合が取扱ふ農業用品は梨が中心となつて居る。大正十三年度に於ける同組合の賣却高は次の如くである。

完全肥料	數量	價格
四六、八九〇貫		二五、二二九圓

過燐酸石灰	五七、五五〇	一〇、五〇三
鍊 粕	一七、四三一	一五、七九二
大豆粕	一九七、一四八	六七、八七八
アンモニヤ	四、〇九九	二、九六一
種油粕	四、八八〇	二、〇五六
加 里	八、六一七	四、九一二
肥料小計	三三六、六一六	一二九、三三二
レツテル	二六三、三四八	五、二六八
新聞紙	六、〇四八	三、一四五
梨 箱	一七七、二四〇	七三、〇九五
荷造繩	二、〇五四	九一八
釘	二、三七八	一、九九六
噴霧器	一三	八七一

生石灰	一、七五六	四〇二
丹 礬	二、二七八	三、七五八
蚤取粉	四、七八九	六、五三二
石 鹼	七、五九〇	一、九六三
石灰合劑	一、八〇六	三、一六八
石 油	一三〇	三四四
針 鐵	四七六	三〇七
ニコチン	一、七九五	九、七七〇
ヒサンエン	一、九三七	一、二四五
竹 材	六七〇	九一二
麩	一、三二六	三、八九一
右小計		一一七、五八五
合 計		二四六、九一七

右ノ外食鹽、木炭、足袋等一、六二八圓ヲ取扱ツテ居ル

購買品の仕入は組合員の注文に基いて行ふのを原則とし、購買品所用の時期前に至るに、各部落の部長の手許に注文傳票を送り、部長に於て各自分擔區域内の所要數量を取纏め組合に通知する。組合は各部長の申込數量に基き仕入を行ふ。購入先は全國購買組合聯合會、縣聯合會、北海道、清水港の確實な問屋である。購買品は組合倉庫に保管し、組合員の需要に應じて引渡す。賣却價格は、原價に五分内外の利益を附したるものを以て標準とする。梨箱は殊に薄利を以て供給することとし、大正十四年度は原價を以て供給した。賣却代金は、組合員の収入の最も多額に上る梨の收穫期に、組合の取扱つた梨の販賣代金に差引き精算するのを常とする。

三 農業用設備の利用

我國の農業經營は非常に小規模である爲に、土地の價格が高價である爲に農業者の土地に對する投資高は非常に多く其の他農舎、倉庫、家畜、農具等の農業用設備に對する投資高は不均衡に小額である。大正二年の農家經濟調査に依り佐藤博士が計算した處に依れば、土地の投資高七三・

四六%、建物七・九二%、作物八・三四%、家畜〇・八七%、農具一・八一%、肥料其他の原料六・五四%、現金一、〇六%である。家畜の投資高の如きは殆どないこと云ふてもいゝ位で、〇・八七%即ち百分の一にも達しないのである。農具、機械の方面に雖一・八一%にすぎない。而も昔ながらの農具であつて、昔の鋤と今日の鋤とを比べるに角度や重さに於て多少便利となり、科學的研究の積まれて居る事も認められるが、要するに唯人間の手先を助けるに過ぎないこと云ふ點から見るに、昔から變りはない。其の他の農具に於ても同様である。稻を主とする日本の農業に於て耕作に機械を用ふることは非常に困難な事情にある。我國の農業の最も忙しい時たる春に於て機械を使用し得るか云ふに、田地の耕起や耙耨、鎮壓等の爲に機械を使用することは排水灌漑の完備した土地であるならば兎に角、普通の場所にては西洋犁をトラクターにつけて用ふることは殆ど不可能に近い。ハンド・トラクターの如き小機械では代掻に役に立たない。機械の利用は現在の耕地の状態、機械の種類にては日本の耕作には殆ど不可能である。乍併、我國の小農に於て耕耘や代掻等の作業に對して牛馬を適當に使用すれば勞働の効果を大にすることが出来るし、家畜の使用日數を著しく長くすることが出来る、小農に於ては共同して之を利用することは甚

だ必要なことである。灌漑、排水の爲に水車やポンプ等の機械を設備することも亦必要である。秋收穫の際に利用し得べきは稻刈機械でなければならぬが、我國に於ては天候の關係や藁の利用等の關係から勞力の節約云ふ一點許りから之を有利に使用し得ない關係にある。従つて僅に稻扱機械や、稲摺機械や稲の乾燥機などが用ひ得られるに過ぎぬ。組合に於ては農家の爲に此等の機械を組合に設備して之を利用せしめてゐる。

大正十四年の産業組合調査に依れば、此の種設備の利用につきては次の如き數字を示してゐる

品 目	設備組合數	品 目	設備組合數
精米機	五一二	肥料粉粹機	三四二
麥摺及稲摺機	二一八	製粉機	七〇
麥壓機	六〇	稻麥扱機	五〇
排揚水機	三四	噴霧機	八
藁打機	一五	製繩筵吹機	四七
脱稈撰穀機	一五	モーター	二〇

石油發動機

八八

其の他各種の農具を設備するものには五十組合あつて、其の品目はハロー、ロール、研磨機、金通し、肥料配合機、馬耕犁、孵卵器、エンシレージ・カッター、依締器、除草器、トラクター等である。

蠶絲業に關するものには、製絲、揚返の設備を有するもの百九十七組合、乾繭殺蛹裝置五十六、折簇機十九組合、蠶種貯藏十組合、催育器六組合、消毒器十組合である。

此の種の事業を行ふ組合で特に興味のあるものは愛知縣碧海郡地方に見らるゝ電化農場である。其の一例として安城町古井信用販賣購買利用組合の電化農場を紹介する。

同組合の組合員數は一七五名であつて、部落區域の組合である。關係耕地は田一八二町、畑四五町二毛作田四五町桑園三十町である。米麥の産額は米四千石、麥二百石である。組合員は大部分一個所に集團して居るので一ヶ所に建物を集中し、稲摺機、精穀機、豆粕粉粹機、肥料粉末機等を設備し、精穀機、稲摺、肥料粉末、草種調製を行ひ、利用料は米一俵六錢、麥一俵十八錢、豆粕一枚三錢、粉末二錢、練粕一俵八錢、稲摺一俵十錢、草種百貫に付三圓五十錢である。電動

機は五馬力一個、發電機は三馬力半一臺を使用して、使用人は二人二日毎に出勤してゐる。組合員は糶摺の爲に糶を持参し、自ら機械にかけて摺り、工場内にて俵装し、組合の倉庫に保管を托するのである。即ち電化農場は農家の共同作業場である。利用料は低廉で、工場も適當の位置にある。同郡内の組合は凡て部落組合で、人家の集團の中に入れば中央に必ず組合があり、かゝる工場が絶えず運轉して居て農村の状況は著しく活氣を呈して居る。

四 共同耕作

近時小作問題喧しくなり地主側には大經營の耕作をなさんとする者處々に起り來つたこと共に、普通農家の側にも勞働賃銀の高騰よりして勞力の節約を痛切に感じ來り、苗代、田植、害虫驅除、調製等を共同作業して、能率を増進し、經費を節減せんとする傾向が著しく現はれて來てゐる。最近に於ては更に一步を進めて、個々の作業に止らず農業經營全部を共同に行ふものさへ出來たのである。その最も極端なものは愛知縣碧海郡安城町字穴田の安城共同經營農場であつて、七戸の農家が其の家族全員の勞力を集中して耕地九町餘を共同經營して居る事實である。この程

度迄には達して居ないもので、農家が各戸に耕作する過剩の勞力を以て土地の共同耕作を行ふて居るものに前記の同町内の安城機械農場がある。これは双葉土地利用組合に依つて現在二十餘町歩の土地が共同經營されて居る。かゝる共同耕作は古來歐洲の各國の大家族制度や分益小作等にて行はれて居たものであつて、個人主義思想の發達と共に漸次其の影を秘めて仕舞つたものであるが、十九世紀に入つて社會主義的理想の下に處々に試みられ、大戰後になつて集産主義的理想の下に伊太利、露西亞に共同耕作の組合が盛に活動し始めて相當見るべき成績を擧げて居ることである。

本邦の共同耕作は勿論社會主義的理想を持つて居るものではなく、勞力を節約し、建物農具家畜の設備を完全にし、薄利の農業をより有利にせんとするものに外ならないのであつて、安城機械農場の如きは機械應用の大經營の試験場的性質を帯び、官廳の厚い保護を受けて居る。其の成績の良否を判定することは尙早の感はあるが、兎に角、本邦農業經營に於ける新しい試みとして興味深いものであるから、少しく紹介したいと思ふ。

有限責任安城新田双葉土地利用組合は大正十一年十一月設立されたものであつて、地主、自作

農、小作農凡てを網羅して居る。組合の主旨は、土地を借入れ、農業に必要な建物及改良農具の設備を爲し、之を組合員各自に利用せしめ、作業の能率を擧げ、之に依つて生ずる餘剩勞力を以て稻作を主とする農業の共同經營を爲すのであつて、地主に對しては従前に等しい小作料を納め、勞力の提供者には時期相當の勞銀を支給し、其の事業利益は組合員の出資並勞力提供者に配當し、相互利益に浴せしむるにある。農場の經營方針としては可成機械力畜力の利用に努めて、勞力の節約を圖り、一面綠肥を巧に使用して高價な金肥を節約せむとを期して居る、縣當局からは専任の技術員の俸給旅費の全額を五ヶ年間支給せられ、農場の買入れた機械農具の半額を補助されてゐる。

設立當初は組合員二十四名、耕作面積七町八反であつたが、大正十二年には五十三人、十二町三反、大正十三年には五十九人、十七町、十四年には六十五人、二十町一反、十五年には更に増加して居る。十餘町歩は一個所に集團して居て、其の中央に事務所及農夫舎一棟（建坪三十二坪）收納舎一棟（五五坪）の外牛舎（十坪）豚舎（三坪五合）鶏舎（六坪）及推肥舎（六坪）があつて、其の價格四千七百七十一圓である。尙大正十四年末に製繩工場を新築した。農具は石油機關

（ウキツチ三馬力）、脱穀機、自動耕耘機（シーマー、五馬力）、枙摺調製機等の動力用農具を用ひ、火力乾燥機其の他畜力用及普通の農具を合して五千圓程のものを有し、家畜は牛二頭、豚二頭、鶏七十餘羽を飼育して居る。組合員は各自一町二三反の田畑を耕作するものであるが、隨時餘力のある限り共同農場に出て働くのであつて、今日迄格別勞力に不足した事はないこの事である。稻作を主として居るが、西瓜の如き園藝作物をも栽培して居る。縣の補助に依つて農業技術員が置いてあるので、凡ての作物は技術員の指導の下に計畫せられ指導せられて居る。

大正十三年度の收支計算に於ては収入總額一萬七千三百七圓九十八錢で、支出は一萬五千三百二圓七十五錢、純益二千五圓二十三錢である。外に支出中人夫賃三千九百五十三圓六十六錢は參加者の所得であるから、一人當り九十一圓六十八錢を得た譯になる。これは各自が農業經營の傍得た副業的の収入なのである。

大正十三年は米價が高かつたので是れだけの収入を得たのであるが、事業の内容を見るに決して満足に事業が行たれたとは云へない點もある。殊に當初の目的たる機械作業による耕作は豫期通りには行はれなかつた。トラクターの如きも九反歩試みたゞけで放置し牛耕をなして居る如き

耕除草機の如きも雁爪打若くは手取に比して成績面白からずしてゐるのであつて、從來の如き集約農法を維持し若くは増進することを、機械を使用することに矛盾を感じてゐる。要するに未だ試験的地位を脱しないのであつて、これが成功に就ては多くの疑點を挾む餘地のあるものであるが、此の種の土地を六十五戸の協力は云へ各自の耕作面積の外に利用せしめて臨時に副収入を與へたことは多少も機械の使用が行はれた爲であり、亦大正十五年始からは十數臺の製繩機械を備へて、組合員の婦女子に共同製繩に従事せしめ、農閑期を適當に利用する機會を與へて居ることは、共同經營の一の利點であること云へるのである。

五 共同牧場

我國は古昔から農事を重じて來たが、畜産の發達は微々たるものであつた。維新以來外國との交通が進むに従つて、國民生活の状態にも著しい變化を來たし、畜産物の需要日に増し、内地の生産品にては其の需要に應じ得ず、年々多額の輸入をなさざるを得ない現状であるから、畜産振興の要は愈々其の急を告ぐることに至つた。然るに我國の土地の状態を見るに飼料栽培又は放

牧の餘裕が甚だ乏しいので、到底大規模な畜産經營に多く望む事は出來ない。唯農家の副業的に家畜を飼ふことを普及して全國的の頭數を現在よりも一層増加せしむる方針に出づるのを以て、最も策の得たるものこそ考へる。

而してかゝる小規模の畜産家が其の生産の進歩を計らんとするには、個々に孤立してゐては到底十分なる經營を行ふて好結果を擧げ得ない事は勿論である。産業組合が畜産に關して貢獻し得る處亦少くないのである。

長野縣上高井郡豊丘村に牧場を設備して組合員に利用せしめて居る北信牧場利用組合がある。同組合は明治四十一年十月の設立であるが、其の動機は現在の北信畜産組合の前身たる北信産牛馬組合が明治八年頃から國有原野を借受けて牧場を開始して居たのが、後明治三十九年同地の拂下許可を受け、其の資金の出途を考慮した結果産業組合法に依る組合を設けて、出資を以て拂下資金に充當したのである。

大正十三年度に於ける状態を示せば組合員は三百三十七名、出資金は全部拂込済にて一萬六千八百五十圓、各組合員は五十圓一口の出資を一口宛平等に持つて居る。別に事業資金としては準

備金特別積立金が五千四百三十七圓、借入金二千七百圓を有する。組合の牧場は二千三百四町五反十一畝、内組合所有のものは二千百九十九町六反六畝二十五歩、地上權設定の面積は百四町八反三畝十六歩である。之を組合員たる農家が共同の牧場として利用してゐるのである。牧場は特設、新設、一號、二號、三號、四號、五號、六號の八區に區劃し、牛馬を種類、年齢、種別等に區分して利用せしめ、一ヶ月一頭に付一定の金額を徴收してゐる。尙同村にある北信畜産組合の有する種牡牛馬を借入れて、組合員に種付の便宜を計つてゐる。かくして得られた牧場利用料六千八百一圓、種畜利用料七百四十圓其の他の収入を合せて、八千三百十二圓を得、一切の經費を支拂ふて一千七百三十五圓の餘剰金を擧げて居る。

我國の土地の利用は高度に進むで居るに云ふもの、未だ利用程度の低い國有地公有地の原野がないとは云はれない。特に東北、北海道に於てそれを見るのである。かゝる土地にかくの如き組合を組織して、畜産の増殖を計り、國民食糧の供給を豊ならしむるに共に、農家經營を有利ならしめることは刻下の一急務と云はねばならぬ。

六 農村小工業の助長

農業經營は兎角年中の仕事の繁閑が甚しいから、これに適當な事業を加味する事は必要である、養蠶が即ち夫れで、廣く各地に行はれて居るが又土地の事情に適して發達し得べき小工業を助長するにこそは、農家に採つて非常に利益であらう。京都府與謝郡世屋町畑利用販賣購買組合は組合員數僅かに三十一の部落組合であるが、同部落の重要物産である製紙の原料として楮、三椏を購入し、水力を利用して電氣を起し叩解機を備へ、組合員が製紙したものを販賣して居る。

由來畑部落は稻作、養蠶等の収入に依つて生活してゐるが、隣接部落より離るゝこと遠く、電氣營業者より電力の供給を受くること殆んど不可能なものと、河水の便自然の利を得て居るので、大正十一年電氣工作物使用の許可を得て、發電事業を開始し、これに依つて十二年二月に有限責任畑利用組合を設立し、十三年二月販賣購買の事業を兼營した。

設立に當つては、出資一口十圓六百八十三口を全部拂込、村の補助金百二十三圓、有志寄附金九百六十五圓を得、創設費として七千九百十八圓を要した。

利用部の事業は畑川の水流を利用して四十五尺の落差を設け、直流分捲四極式（三キロワット）の発電機を以つて電力を起し、送電線を張つて各戸に點燈の設備をなし、別に製紙用叩解機一臺を設備して製紙事業に利用せしむるのである。僅か三十一戸の小部落に街燈十五個、屋内燈八十個を點じてゐる。製紙用叩解機は晝間、點燈迄の電力を利用するのである。原料の楮皮、三極皮などを煮沸して搗臼にて荒砕をして、本機に入れて叩解するのであつて、これに依り非常に農家の勞力が省かれるのである。利用料は電燈十燭光一ヶ月四十五錢、叩解機は一回（原料約六貫を叩解する）三十錢である。大正十三年度に於て利用料五百七十一圓を受入れた。

販賣部は製紙の共同販賣を行ふ。其の種類は半紙、障子紙、帶紙、帳簿紙であつて、理事の一人を販賣部長とし、三名の検査員を囑託し、製品全部を検査し、月、花、雪の三等に分つて宮津方面に販賣して居る。大正十三年度に於て和紙六千七百三十七圓、苦竹百三十九圓を販賣した。購買部の取扱物品は楮、製紙用藥品、電燈用器具等であつて、理事の一人が購買係長となり、其の他三名の購買係員に依つて、楮、三極等は組合員の註文に依り附近部落より買入をなし、其の他のものは宮津舞鶴等より必要に応じて購入し置き、組合員に賣却するのである。購買したる

物品は木楮子二百八十三圓、皮楮子一千五百二十一圓、電氣器具五百二圓、酒一千五百二十一圓、其の他七百十三圓合計四千二百九十八圓であつた。

七 漁村振興

農村に於ける産業組合は年々發達し、農村經濟に及ぼす効果も漸次見るべきものが多くなつたが、漁村に於ける産業組合は比較的振はない状態であり、何れか云へば産業組合は漁村に於て閑却された傾向を持つて居るこもいひ得る。

由來漁業は最も原始的産業の一であつて、收穫量不確定であること、労働上の繁閑の差大なること、科學の利用幼稚であつて且つ作業は生命上の危険多きこと等は、漁民の生活に多大の影響を與へ、農民に比して知識慾に乏しく、貯蓄心に缺け且つ經濟的向上心少なく、爲に漁村の經濟力は農村に比して貧弱であつて、且住民は一般に教育の程度低く、經濟的にも社會的にも兎角社會の進歩から取残される傾向を有する。乍併他面には漁業が頗る原始的生産業であるが爲に、却つて共同作業の機會多く時に労働に生死を共にする場合も少くない關係上漁民は共同的精神に富

み、共同運動の熟練を積むこと到底農民等の比でない。此等の點は寧ろ彼等の優秀なる特徴とも見るべきで、かくの如き共同的精神の發揚、共同的運動の熟練等は、全く産業組合の重大なる要素であつて、これなくしては産業組合の發達は期せられないのである。其の重要な要素を漁民自身は先天的に具備して居り、また平常絶えず、之れを實行しつゝ、あるのであるから、相當の指導者があつて此の特性を經濟的運動に適當に應用したならば、必ずや顯著なる産業組合的成績を擧げることが出来るに違ひない。即ち漁村は産業組合の繁茂すべき沃土であること稱する事が出来る。現に漁村に設立されたる産業組合にして頗る有望なるべき素質を有するものも尠なくない、唯其の發達を妨ぐる諸原因の排除に努め適當なる指導獎勵を行へば、見るべき發達を遂げ、漁村振興に貢献する事大なりと思ふ。

燒津信用購買利用組合は主として漁民よりなるものであるが、大正十三年度末に於て組合員九百六名、出資總額二十八萬圓、貸付金四十萬圓、貯金五十二萬圓、購買品賣却高四十一萬圓、利用料十一萬圓に達し就中特色のあるのは漁船六十一艘を設備し、組合員をして遠洋漁業に従事せしめて居る。優秀なる漁船の利用は、漁民の生命を安全にし、漁獲高を多くし、漁民の物質上、精

神上の向上に貢献する處大に云はねばならぬ。

我國は四面海を以て環らされ、海産物も從つて豊富であるから、水産國としても頗る有望なる前途を有して居るのである。今や農村振興は天下の輿論となつて居る。吾等は漁村振興策を講じて以て水産業の進歩發達を圖らねばならぬのであつて、實に漁村産業組合の普及發達は漁村振興の眞の要諦と思ふのである。其の參考として尙一つ最近數年間に成立して發達の中途に在る産業組合の一例として福島縣江名信用購買利用組合の共同施設に就て記することとする。

福島縣石城郡江名町は常盤線泉驛を去る二里餘で、北に山を圍らし、東西太平洋に面し漁業者を多く有する町である。住民の多數は地形の關係上、古來近海漁業に従事して居つたのであるが、時世の進運に伴つて、斯かる姑息なこゝでは激烈な競争場裡に立つこと出來難く、機械の應用に依つて遠洋漁業を企てねばならぬ状態になつたのである。其の結果として小資本力の者は勢ひ、高利の資金を仰ぎ船體を増大し、遠洋漁業を開始したが其の收支は償はず、爲に破産する者相次ぐこと云ふ悲境に陥つたのである。是に於て町の有志者は静岡縣方面を視察して、遂に大正八年七月組合を設立し、同年十月から信用部の事業を開始した。

漁業者は貯蓄心に乏しいから貯金の蒐集に意を注ぐこととし、定期（七朱）、普通（六朱）、當座（日歩一錢五厘）の三種とし、貸付金は期限を一ケ年として、日歩三錢にした。大正九年からは生産、購買事業を加へ、購買部に於ては漁業用品、日用品を取扱つた。其の外貸付金は利息を年一割二分に改め、回収方法として還済貯金の規定を設け、一ケ月百分の二の義務積立を勵行することにしたのである。生産事業は漁船九隻を購入して春期は沖手繰、縮網等の設備を利用させたが、戦後の財界變動に遭つた爲に、金融梗塞して満足な活動も出來ず、組合經營に困難した。次の季には相當の漁獲があつたが、鯉の最盛期なる七、八、九月の三ヶ月に亘つて、潮流が變化した爲に、不漁続きで、住民は其の日の食糧にさへ差支へるに至つたから、白米五十俵を購入して之を貸付けて出漁せしめた。處が十月に秋刀魚の大漁に會つて、力を得、組合は此の際漁夫の優遇策として、漁獲高の百分の一を積立獎勵金として交付し、定期貯金として預入れしめた。此の時の一ヶ月の水揚高は多きものは一萬餘圓、少きも五千圓に達したのである。大正十年は凡ての事業が順調に進み、貯金も増加した。大正十一年に入り組合員數も増加したので大字江名に出張所を設け、同年販賣事業を開始し、組合員の製造する鯉節の販賣を行ふたが、年内には種々販

賣上の支障を見たが、年末には曙光を認むるに至り、利用事業の擴張を行ひ、工場を設備して發動機の修繕を爲し、住宅を建築し、漁船五隻を増加する等種々施す處があつた。就中注目すべきことは組合の漁船が縣下優良漁船の第一位及第二位を占めたことである。大正十二年には農業倉庫を建設したが、九月の關東震災の影響で各事業共打撃を受けた。大正十三年には事業の成績は先づ普通であつた。

斯くの如く漁村の組合は迂餘曲折甚しいのであつて經營中々困難であるが、未だ組合も若く將來の發展は期待すべきものがある。大正八年設立當初は組合員數百十三人、拂込出資金一萬一千圓であつたのが、大正十三年には組合員數四百七十七人拂込出資金十萬七千圓になつて居る。次に各事業の概況を示すこととする。

設立以來信用事業には特に力を注ぎ、多年の因襲による蓄積觀念の缺けた漁民の心を革めることに苦心し、特に漁夫に對する獎勵方法として交付する獎勵金は、定期及据置貯金券として與へ、漸次貯金の觀念を養成した結果、近年は貯蓄心を起し、餘裕ある際には蓄積するに至り、大正十三年度には前年に比して五割餘の増加を示して居る。貸付金の回収は近頃圓滑になつたが、從

來の固定貸付も多い爲是等の者に對しては低利十ヶ年以内の年賦又は月賦償還の途を講じた爲に回
 收上多少緩和せられた、貯金利率は最高八分、最低五分五厘、貸付利息は最高一割二分最低一割
 である。年度末に於ける組合員貯金は六萬三千圓、家族貯金一萬三千圓、貸付金は件數二百十四
 件金額九萬五千圓であつた。

販賣事業は開始後日猶淺く、具體的の行動を行はなかつたのである。本町の生産物百四十萬圓
 中經節の産額六十萬圓に達し、近時江名節として市場に認められるに至つたが、尙其の販賣法に就
 ては改善の餘地があるので、組合に於ては極力これが改善に勉め、大正十三年度に於て五十二萬
 圓の販賣を行ふた。

購買事業は、町内の物資の需要が生産額の増加に従つて、著しく増し、年額百萬圓を越え、其
 の主なるものは木石材、米麥油、船具等であつて、從來平、小名濱町方面の商店から供給を受け
 て居たが、組合事業開始後は直接東京方面から購入して組合員に販賣した爲土地の商人との競争
 を惹起した。現在では年内賣却高三十萬圓を超えて居る。

利用事業は町の盛衰に關する主要の事業であるから主力を注ぎ、漁船の設備は可成新式なもの

に依る様に努めて居る。漁獲高の百分の九を控除して其の一を獎勵金として漁夫に交附し、其の
 四を船價償却に當て、他は修繕其の他の費用に供して居る。大正十三年度には組合所有船十五隻
 利用料四萬三千圓に達した。

第三章 金融の庶民化

一 金融の庶民化の必要

管利經濟に入つた農業經營に金融の缺くべからざることは論を俟たない。近時副業が盛みなつて農家の臨時収入も増加し、比較的現金の所有も見らるゝに至つたことは云へ、投下した資本の回収遅緩な農業經營に於ては、肥料種子等を購入する流通資本にさへ事缺く農家はなかくに多い状態である。されば農家をして満足に農業經營を行はしめんとするには、其の金融を圓滑にすることは最も肝要事である。

今日の進歩した經濟社會には資金の融通を與へて産業並農家經濟の進歩發達に資すべき機關は可なりに備つて居る。全國二千に近き銀行は貸付、割引等の方法に依りて資金の需要者に對し短期金融の業務を行ふて居る。對物信用を専門とする機關は中央には日本勸業銀行、地方には農工

銀行があり、その他北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行等があつて不動産を抵當として而かも長期の金融の便を與へて居る。従つて一通りの金融機關が備はつて居る觀はある。然し實際これ等は皆主として中産以上の人々の爲になる機關であつて小産者の利用には出來悪いものである。此等の機關も亦小産者を相手とすることを喜ばぬ云ふ理由もある。蓋し其多くは株式會社であつて、利益配當の多からんことを欲するのに、小産者の借入金は小額で貸出には割合に多くの手数を要し、其の資金の回収は甚だ緩慢な上に其の信用は當務者に採つて非常に不明瞭である。銀行が小産者に振向かぬのも寔に無理のないことである。殊に我國の如き資本の不足な國に於ては一層其の状態が悪く、小産者の僅かな資金さへも却つて大産者の機關の吸收する所となり、大事業經營者の爲に供せらるゝものもあるといふ有様である。

農家の大部分を占むるものは中産以下の人々であるが、斯くして一般の金融機關から殆ど全く閉却されて居る結果は如何であらうか。勿論農家は古來から無盡、頼母子、融通講、模合なごこ稱する共濟的金融方法を見出して、これに依つて便益を受けたことは甚だ大であつたことは云へ、此等は、一方に於て随分弊害の伴ふものであつて、酒食の饗應、落し金の競争なごこに依つて小農

家の苦痛を増すこと多く、而も今日の活潑なる經濟狀態に適合した金融機關は云ひ得ないのである。尙農漁村には肥料屋があり、馬喰が居り、網主が居つて、中には一種の實物高利貸を営みつつあるのであるが、之があるが爲に、金融の便のない小農家、小漁業者の蒙る不利益は甚だ大なるものがあるのである。

此の如く我國には表面諸種の金融機關が備はつた様ではあるが、事實上小農家に對して、小農家の爲になる適當な金融機關はないのであつて、假りにあつたにしても、寧ろ小農家は之が爲に一身を亡ぼし、一家離散の悲しみに陥らねばならぬ實例を屢々聞くのである。要するに小農家は單に其の有する財産が少なく、其の事業の規模が小である爲に一般金融市場から省みられないのである。我國の農家の大多數を占むる中産以下の農家の爲に最も合理的な而も簡便な金融機關を設けて、其の産業並經濟の發達を計ることは必要である。信用組合は此の間に在つて小産者に對し抵當を取らずに簡便な方法を以て適度に資金の融通を計るものであつて、金融機關の獨占的傾向を矯め、金融を民衆化する使命を有するものである。

信用組合は斯くの如き意味を有するものであるから、資本主義が發達するに連れて、困難の度

を強めて來た小産者の間には自發的に、世界各國共に組合の設立を見ることになつたのであつて最近に於ける各國信用組合數を見れば大約其の情勢が推知されることと思ふのである。

各國信用組合數調(都會地の信用組合を含む)

國名	年度	組合數	國名	年度	組合數
アルゼンチン	一九二二	二元	獨逸	一九二三	二〇、八八四
埃太利	一九二二	二、〇一一	ギリシア	一九二二	一、二八七
白耳義	一九三三	八三	ラトビア	一九三三	一七一
チエツコス	一九三三	三、八五三	リニアニア	一九三三	三三三
ロバキヤ	一九三三	六、六九	マウリチアス	一九三三	三六
丁抹	一九三三	一七	和蘭	一九三三	八三四
エストニア	一九三三	一九	波蘭	一九三三	五、三四三
マレイ聯邦	一九三三	一、〇八〇	ルマニア	一九三三	四、四八〇
芬蘭	一九三三	六六	スイス	一九三三	五三七
ロシア	一九三三	三元			
英吉利	一九三三				

我國に於て信用組合は産業組合運動の先驅者であつて、明治二十四年の昔に於て既に信用組合

法案が立案せられ、其の後品川子爵、平田伯爵に依つて各地に信用組合の設立が奨励せられ、明治二十九年末には已に二百を數ふる程であつた。明治三十三年産業組合法の實施と共に漸次其の數を加へ殊に明治四十三年日本勸業銀行法が改正せられて此の中央機關より信用ある信用組合に向つて資金を供給することとなりて續いて政府の預金部低利資金が供給せらるゝに至りてより爾來其の事業高の増加は著しいものがある。其の狀況は次の數字で察せられると思ふ。(但し都市のものも含む)

信用組合組合員數及資金(含兼營)

年次	組合數	調査組合數		組合員數		總額		積立金	借入金
		農業	其他	其他	合計	千圓	千圓		
大正八年	一一、四八〇	一〇、四三三	一、〇四七	二、九三三	一、七三三	五、六三三	七、九四四	二六、八〇九	
大正九年	一一、九〇一	一〇、九五四	一、九四七	三、三三三	二、〇四三	八〇、七四三	五〇、三六〇	三三、九七九	
大正十一年	三三、四七九	二二、九五四	一〇、五二五	四、八五五	二、四二九	一一、四二六	七五、三九六	三三、七三二	
大正十二年	三三、七〇七	二二、六六八	一一、〇三九	五、七〇七	二、六六六	一六〇、三六三	九五、〇七七	三九、八八八	
大正十三年	三三、八六四	二二、九七九	一一、八八五	六、九一	二、九一六	一八四、〇二六	一一、五三三	四九、三五六	

(一) 貸付金

年次	調査組合數	貸付金額		償還金額	
		金額	一組合平均	金額	一組合平均
大正九年	一〇、九五四	四、五二二、四三一	四一、三〇五	二、六六一、三九〇	二四、三〇七
一〇	一一、一七三	五、四八、五五七、九〇二	四九、〇七九	三、〇七、四七五、六二五	二七、五二〇
一一	一一、九五四	六、七八、九五七、七九三	五七、五八九	三、七四、八八八、九五三	三二、九〇〇
一二	一二、六六八	八、〇五、五二二、二五三	六九、〇三六	四、三六、八三三、〇九七	三七、四三七
一三	一二、九七九	九、六四、五五四、八〇三	八〇、五二七	五、一一、六七一、八二六	四二、七二四

年次	金額	件數	現在		手形	
			一組合平均	一件平均	年度末現在	枚數
大正九年	一、三二、九六六	一、一一、〇三三	一六、九九八	一九一	二、九五、八九四	三、〇四一
一〇	一、二六、〇二二	一、一六、〇二二	二二、五五九	一九二	六、一六二、三九三	五、五三三
一一	一、四三、〇六九	一、四三、〇六九	二六、六八九	二二三	一一、四九八、一六六	三、七七七
一二	一、五七、四七七	一、五七、四七七	三一、五九九	二三四	一三、七七五、八二〇	一四、八四〇

第三編 農業及農村振興と産業組合

四三二、八四三、九八七

一、七九、一八六

七、八〇三

二五五

一三、七三、六三四

一九、八一〇

一七二

備考 (一)貸付額中ニハ前年度繰越高チ包含セリ (二)手形ノ割引ハ産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル市街地信用組合ニ於テ取扱ヒタルモノナリ

貯 金

年次	受 入 額		拂 戻 額		年 度 末		現 在	
	金 額	一組平均	金 額	一組平均	金 額	人 員	一組平均	一組平均
大正 九	五二、七三、四三四	四七、六二九	三九、七〇七、六六七	三、九二五	一七二、〇四、七四七	一、四七、八〇〇	一五、七〇四	二六
一〇	五八、三三、六九六	五、六五五	三七、九二二、八七三	三、九二四	二〇九、三九〇、八三三	一、五八〇、七二六	一八、七四一	一三三
一一	七三、八八、八七三	六三、五四〇	四七、四七三、四八八	四、六六五	三三七、八五五、三八四	一、七三三、四六二	二〇、八七五	一三七
一二	八四、九七、七三三	七二、六一	五二、一〇三、三七九	四、〇八九	二八〇、八七〇、三五四	一、九一〇、〇二九	二四、〇七二	一四七
一三	一〇三、六二七、四四一	八六、三九九	六九、八三三、九三三	五、五八六	三四四、七九三、五〇八	二、一七七、九〇五	二八、七八三	一五八

加入豫約者	第一條第三項ノ貯金		第一條第四項ノ貯金	
	金 額	人 員	金 額	人 員
四九、四四二	六、五二	三三、八〇三、四三三	八七三、三六〇	一六、五九、三三六
七二、七〇五	一〇、二六八	四九、二九〇、六八八	一、一〇四、五七四	二四、六七四、九八〇
一三八、二三一	一六、六六六	六三、五三三、七六六	一、三九六、九七二	三三、三五四、八五四
一七、八三五	一五、〇九二	八三、八七七、三三三	一、七三〇、三〇八	四三、三三〇、九〇五
二四一、二八六	二二、七六六	一一、二五、一八八	二、〇九八、六九二	六一、九七四、六七三

加入豫約者	第一條第三項ノ貯金		第一條第四項ノ貯金	
	金 額	人 員	金 額	人 員
四九、四四二	六、五二	三三、八〇三、四三三	八七三、三六〇	一六、五九、三三六
七二、七〇五	一〇、二六八	四九、二九〇、六八八	一、一〇四、五七四	二四、六七四、九八〇
一三八、二三一	一六、六六六	六三、五三三、七六六	一、三九六、九七二	三三、三五四、八五四
一七、八三五	一五、〇九二	八三、八七七、三三三	一、七三〇、三〇八	四三、三三〇、九〇五
二四一、二八六	二二、七六六	一一、二五、一八八	二、〇九八、六九二	六一、九七四、六七三

備考 (一)第一條第三項ノ貯金中家族トハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者、團體トハ公共團體、營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ナリ

(二)第一條第四項ノ貯金トハ市街地信用組合ノ区域内ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ謂フ (三)受入額中ニハ前年度繰越高チ包含セリ

此等信用組合は他の種の組合と共に縣又は郡に依つて信用組合聯合會を組織して、聯合組織に依る便宜を得て居るが、これも全國に普及し、大正十三年末に於て聯合會數八十二、其の所屬組

合數一萬三百七十一、年度内貸付額九千三百二十九萬圓、年度内償還額六千七百四十萬圓、年度末現在貸付金二千五百八十八萬圓であつて、貯金年度内受入額一億二千五百六十三萬圓、年度内拂戻額八千七百九十八萬圓年度末現在三千七百六十五萬圓である。更に此等の聯合會の上に立ちて全國的の資金の需給を圖る機關としては産業組合中央金庫が設けられ、全國の産業組合聯合會及産業組合が之に加入して居る。大正十四年末に於て、會員一萬一千八百、出資總額三千七十萬圓で、内政府出資一千五百萬圓である。拂込濟出資金は政府一千五百萬圓、組合側四百六十二萬圓合計約二千萬圓である。貸付金は五百六十萬圓、預り金百六十萬圓である。地方聯合機關も中央金庫も皆近年の發達で組織漸く成立したといふに過ぎず、其の活動は將來に待たねばならないが、今後の組合の發達には至大の關係を有するこゝは今更云ふ迄もない。

以上は内地の事であるが、新領土に於ても信用組合の普及發達を見るこゝになつた。即ち臺灣に於ては大正二年臺灣産業組合規則が實施され、都市に、農村に産業組合が起つて來たが、就中發達したのは信用組合である。其の最近の概況を示せば次の如くである。

臺灣信用組合概況(兼營及都會地を含む)

年次	組合數	組合員數	出資總額 千圓	拂込濟出資 千圓	準備金 千圓	借入金 千圓	貯金 千圓	貸付金 千圓	剩餘金 千圓
大正九年	二四	一〇三、一八七	二、二二三	八、九八八	二、〇四〇	三、六〇九	四、五〇三	一八、六三三	八
大正十年	三三	一〇九、四八八	二、六三三	一〇、三三六	三、〇〇六	三、一三七	六、七四三	三三、〇七四	七
大正十一年	四六	二九、六二二	二、三〇九	一〇、九九八	三、七六一	三、〇三二	八、三九四	二四、三三七	七
大正十二年	六二	二六、四七二	三、四三七	二、二五七	四、五二八	二、六〇八	一〇、七〇五	二五、四〇六	六
大正十三年	七〇	二七、七八	二、八七九	一〇、八五八	四、九三三	一、九〇六	一八、八三三	二六、二七六	六

樺太にも大正四年から産業組合法が實施されたが、其の發達未だ著しからず、大正十三年末に於て産業組合數三十七、内信用組合(兼營を含む)は三十四、總組合員數は二千四百三十三、内農業者僅かに五百八十一人である。産業組合の拂込濟出資金五十二萬三千圓、積立金一萬五千圓準備金六萬七千圓、貯金二十萬五千圓、剩餘金八萬九千圓、資金合計八十九萬九千圓、借入金十二萬三千圓、貸付金八十六萬九千圓であつて、未だ微弱極まるものに過ぎず、其の發達は勿論將來に待たねばならない。

朝鮮に於ては内地の信用組合は組織を異にしてゐるが、立法の精神に於ては信用組合を見る

べき金融組合がある。これは朝鮮居住民の金融を緩和し、其の經濟の發達を企圖するものであつて、都市にも、農村にも、組織されてゐる。農村の組合には、組合員の爲に農産物の販賣、農業用品の共同購入、倉庫の經營も行ひ得ることになつて居るが、實行したものは稀である。金融組合は統監時代の地方金融組合規則（明治四十年五月）に其の濫觴を有するものであつて、數次の改正を経て、一層民衆的なものになつて來た。總督府の獎勵に依り年々發達し今日には次の如き數字を示して居る。

朝鮮村落金融組合組合員數及資金

年次	設立累計組合數	業組合員數	出資總額	拂込濟資	積立金	政府下附金	補助貸整資金	借入金
大正七年	三〇	二六六	一、五〇〇	七〇三	八〇〇	二、八九四	四四一	一〇、七〇四
大正八年	三六〇	二、〇六一	二、四一六	一、〇七〇	八九四	二、八九四	四四一	一〇、七〇四
大正九年	三七五	三、〇二〇	二、六四四	一、五二五	一、〇三三	二、九〇七	四四二	一六、四五五
大正十年	五九一	二、六八八	三、四七七	二、二七〇	一、三三〇	三、一〇五	四四三	一九、八六三

大正十一年	四二二	四二二	三、三三、三七八	四、〇七七	二、七六	一、八二四	三、二二六	四九九	二四、八七九
大正十二年	四四三	四四三	三、五、五三三	四、一八七	三、二八	二、六九三	三、三二八	二四	二五、七五八

朝鮮村落金融組合事業高

年次	預			貸出			出	
	受入額	拂戻額	現在額	貸出額	回收額	現在額	現在額	現在額
大正八年	一五、五三三	三、八三四	四、六七七	二、五〇〇	九、七二一	一八、三九〇		
大正九年	二五、九〇三	三、八五七	七、六七三	三、二八一	一四、五三二	二六、一三九		
大正十年	四四、四〇六	三、九、五一九	二、三五九	二六、七四九	三三、〇〇三	三三、七八四		
大正十一年	五九、一九	四、八、八三	一七、〇九六	三五、一七〇	二五、八〇六	四三、一四八		
大正十二年	?	?	二、七六〇	?	?	四三、五五六		

以上の外大正十二年末に於て都市金融組合が五十七ある。大正七年からは全鮮十三道に各々金融組合聯合會が設立されて居て、組合の金融の便を、指導を行ふて居る。

なる。是に於て組合員の人格が唯一無二の擔保となる。故に組合は之に對して信用貸付を爲すも決して損失を來す虞はない。盡し得べき義務は必ず盡す云ふ組合員の覺悟が確實であるならば、この覺悟は組合員の品性を作り、此の品性は確に一つの資本云ふべく、之に對して貸付の道を開くのは當然であつて「人格の資本化」正直の頭に神宿るこそ信用組合の基礎なのである。他の金融機關がなし得られない事が信用組合に依つて爲さるゝ所以は此處にあるのである。更に進んで信用組合が信用貸付を行ふ事に依つて、組合區域内の人々をして組合員たらんとして奮發努力せしむる動機を作り、引いて地方の風儀を善くし、徳義を進め、以て地方の物質上の繁榮を來し、一般民衆の福利を増進するに至るものであつて、信用組合の發達の效果實に絶大云はねばならないのである。

然らば信用組合が貸付をなすに當り如何なる手續を経て居るか、宮城縣下田林組合の實例に依つて説明することにする。

無限責任田林信用購買組合貸付金の種類を、期限に依りて區別すると、普通貸付を一ケ年とし、特別貸付を二ケ年乃至五ケ年として居る。貸付を爲すに當つては信用確實なる者二名以上を

保證人とするか。又は擔保を徴して居る。擔保品の種類は債券、米穀、生絲、土地等であつて、時價の八割を標準とし、擔保價格の減少した際は、其の不足額を入金せしむるか、又は増擔保を徴する。貸付金の用途は主として農業資金であつて、土地購入及改良、舊債償還、蠶業資金最も多額を占め、肥料の購入、蠶室、農舎、倉庫の建築資金、家畜購入資金之に次いで居る。土地の購入資金は政府の低利資金に依つて居る。舊債償還資金の貸付は高利の負擔に苦しみ産業不振の状態にある者を救済せんが爲に殊に年賦償還の方法を採つて其の目的を達して居る。

組合員の信用程度は信用評定委員をして評定せしめる。評定委員は毎年二月委員會を開き、規程に依り、性行五十點、貯金二十點、出口口數十點、財産十點、家庭の狀況十點、計百點を標準とし、之を一等より十五等に分ち、之に依り各組合員に對する貸付最高金額を決定する。

貸出に際しては充分に其の用途を調査し、其の用途の如何に依り組合長は其の事業計畫の適否償還財源の確否、信用程度、貯金の成績、農産物品評會の成績、總會出席歩合、組合員の産業及生計状態並財産狀況、支拂意思の如何等に付調査を遂げ、其の申込額が組合員の産業状態及使用の目的に適當なるや否やを詳細に確めたる後、理事會に附議して然る後貸付するを通例とするが

一口百圓未満の貸付にあつては、組合長と常務理事の合議に依り貸付することがある。貸付金が果して貸付の目的に使用されて居るかに就ては、理事は隨時巡回して貸付金の使用實況を監査し事業の指導監督を怠らず、時として組合の農業技手又は世話人をして使用の狀況又は事業の成否を調査せしむることもある。貸付の利率は地方の狀況、金融の趨勢等に鑑み普通銀行の貸付利率よりは幾分か低歩とし又、組合の貯金利率より三分乃至五分位の差を標準として貸付の目的に依り決定し、最低七分二厘、最高一割二分として居る。

一組合員に對する最高貸付限度は三千五百圓であつて、設立當時は資本金も十分なかつたので百五十圓であつたのを漸次高めて來たのである。

償還の方法は用途に應じて一時償還と年賦償還との二種に定めてゐる。利率の拂込は元金返済期限の如何に拘らず、七月十五日及十二月十日迄に其の事業年度内の利率を支拂はしめ、元金は用途の種類、及使用の狀況に依り期限前と雖一部の償還を許し、又は分割して支拂をなさしめる。返済期日に就ては少くも期日五日前に拂込豫告書を發して期限に遅滞なき様にして居る。

組合員貸付金の返済を怠りたるときは定款に依り過怠金を徴収する。尙遅る、この十五日を過

ぐるこの三回、又は二十五日を過ぐるこの二回以上に及びたる組合員に對しては以後貸付を拒絶することがある。又特殊の事情あるものに對しては増保證人を求め、若くは増擔保を徴し、或は一部の償還を爲さしめ、一回限り支拂の延期を承諾することもある。用途以外に貸付金を使用した組合員に對しては定款の規程に依り期限前に償還を爲さしめる。

信用組合が其の貸付を爲すに當つては、少數者の爲に資金の獨占を防ぐ爲に、一組合員に貸付すべき金額の最高を制限し、理事者の好惡に依つて貸付額を左右せしめ又は理事者の不敏の爲に回収不能に陥る虞なからしむる爲に信用評定委員に依つて公正なる信用程度を定め、貸付金の返済に對しては組合員の能力をよく考慮して適當なる方法を立てしめ、貸付後も常に其の運用狀況をよく監視指導し、又其の借入手續等も出来るだけ簡便にする等よく組合員の友となり、相談相手となり、先達となり、只管組合員の利益を圖り、事業を行ふて居るのである。

貸付金は組合の資金が未だ充實してゐるこいふ譯ではないから主として農業上の流通資金に向ける、ものに限られて居つて、長期に亙るものには及ばぬ組合が多數である。乍併、資金の餘裕のある組合では自己資金の一部を割き、或は組合によつては据置貯金、定額貯金の如き長期低

利の貯金を集め、又は政府供給の低利資金を借受くる等に依つて、自作農創設等の如き長期の貸付を爲して居るものもある。最近福岡縣信用組合聯合會に於ては記念貯金といふ名義で二十ヶ年据置年六分の貯金を集め、縣費より利差の補助を受けて、之を二十ヶ年賦三分五厘にて小作人が土地買入の資金即ち所謂自作農創設維持貸付金に振向けて居る。其の他組合が行ふ貸付に就ては種々のものがあるが、其の特殊なるもの二三の例を次に擧げたいと思ふ。

山口縣吉敷郡大内信用購買販賣組合は行きつまつてゐる小産者の經濟を救済する目的で救済貸付規程を設け、年利四歩の三十ヶ年賦貸付を行ひ、其の貸付基金は組合員中資産階級に屬する者若くは特志者より毎年十圓以上を日歩一錢にて預けしめ、一面出資に對する毎年の配當金を其の基金に繰込むで救済貸付基金の増加を圖つてゐる。其の規程を抜粹すれば次の如くである。

救済貯金並救済貸付規程

- 一、本組合定款第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ組合員ニシテ産業上ノ舊債ヲ有スルモノニ對シ特ニ救済ヲ要スルトキハ本規定ニヨリ三十ヶ年以内ノ年賦償還ノ方法ニテ貸付スルモノトス
- (二) 前條貸付基金ハ特志者ノ貯金ヲ以テ之ニ充テ元利合計金拾萬圓ヲ限度トス

(七) 積立滿二十ヶ年ノ後資金充實セルトキハ以後積立金ニ對スル利子ハ積立人ニ支拂フモノトス

(八) 積立金ノ利子ハ日歩一錢トシ毎年十二月三十一日元本ニ加算ス

(九) 組合員ガ救済貸付金ヲ受ケントスルトキハ救済基金貯金者二名以上ノ署名ヲ得左ノ事項ヲ理事ニ提出スルコトヲ要ス

- 一、救済金額及救済方法
- 二、財産目錄及一ヶ年間收入見込書
- 三、債務額及借入先
- 四、擔保物件及保證人

(十) 理事前條ノ請求アリタリトキハ事實ヲ精査シ同一年度内ノモノヲ取纏メ翌年二月調査委員ヲ招集シ其ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス

十三 調査委員會ハ理事及調査員十名ヲ以テ組織ス調査委員ハ毎年二月各區ニ於テ救済貯金者中ヨリ一名宛ヲ互選ス